

平成 29 年 3 月 8 日

◎桑名委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (9 時 57 分開会)

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、お手元の「付託事件一覧表」のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。また、委員長報告の取りまとめについては、15 日水曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることといたします。

《総務部》

◎桑名委員長 それでは、総務部について行います。

最初に、議案について、総務部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

なお、この後行う行政管理課の議案に教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より田村教育長、警察本部より上野本部長が同席をしております。

◎梶総務部長 総括説明に先立ちまして、職員の懲戒処分の 2 件につきまして御報告を申し上げます。

1 件目は、利害関係者に対しまして金銭の貸し付けを依頼するなどして、職員倫理条例等に違反した中央東林業事務所の職員を停職 3 月に。

もう 1 件は、飲食の上でのセクシュアルハラスメント行為に及んだ水産振興部の職員を減給 10 分の 1、6 月間に。いずれも、昨日 3 月 7 日付で懲戒処分としたものでございます。

このたびの行為によりまして、公務に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、議会、県民の皆様に対しまして深くおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

今回の処分を踏まえまして、今後このような事態が繰り返されないように、公務員倫理の確立とハラスメントの防止につきまして改めて全庁に通知をしたところでございます。いま一度、職員一人一人が県職員としての自覚を新たにし、再発防止に努め、県民の皆様からの県政への信頼の回復に努めてまいります。

各事案の詳細につきましては、後ほど報告事項として人事課長に説明をさせます。

それでは、私から総括の説明をさせていただきます。

初めに、平成 29 年度当初予算の概要でございます。お手元の資料のうち、総務部とい

う青いインデックスのついた総務委員会資料、議案補足説明資料の1ページの一般会計当初予算で、青やオレンジの色がついたカラーの資料をごらんいただけますでしょうか。

平成29年度当初予算編成に当たりましては、本会議で知事からもお答えをしておりますとおり、より成果を出すことにこだわって5つの基本政策を初めとする県勢浮揚に向けた取り組みの強化を図るとともに、将来にわたる安定的な財政運営を両立させることを強く意識して編成作業を行わせていただきました。

全体像でございますが、オレンジの列は当初予算、前年度の補正予算のうち経済対策分が白でございます、水色の列がそれらの合計の、いわゆる15カ月ベースの予算としてお示しをさせていただいております。

まず、予算総額でございますが、下の(2)歳出の表中、下から2行目の総計(1)+(2)の欄をごらんください。平成29年度の当初予算案としては、(A)オレンジ色の総額4,591億円余り、これに経済対策分(B)の201億円余りを加えた水色の部分です。(C)の15カ月予算ベースの額としては4,793億円余りとなります。前年度と比較をしますと、右から4列目、当初予算では33億円余り、0.7%の減ですが、右から2列目、15カ月予算ベースでは95億円余り、2%の増となっております。

以下、歳出と歳入の内訳は、基本的にオレンジ色の当初予算額で御説明をいたします。

まず、歳出の内訳でございますが、(1)経常的経費は3,610億円余りの計上となっております、21億円余りの増となっております。主な増減としまして、右から4列目、(A)-(A)'をごらんをいただきたいと思います、人件費につきましては、職員の若返り等により21億円余りの減。扶助費につきましては、生活保護負担金の減などにより9,000万円余りの減。公債費は、全額繰入金を充当します満期一括償還分の増などにより33億円余りの増となっております。

(2)投資的経費につきましては981億円余りの計上となっており、当初予算比では、平成28年度当初予算に計上しておりました全国防災事業に相当する事業の皆減などにより54億円余りの減となっております。一方で、水色の15カ月予算ベースでは(C)の列でございますが1,182億円余りの計上となっており、前年度との比較で申し上げますと101億円余りの増となっております。当初予算の増減としまして、右から4列目、(A)-(A)'の列をごらんをいただきますと、補助事業費が全国防災事業相当の皆減などによりまして82億円余りの減。単独事業費は、高校再編に係る施設整備などによりまして17億円余りの増となっております。

次に、歳入でございます。上段の表の(1)歳入のオレンジの列(A)をごらんをいただきたいと思います、(1)一般財源につきましては当初予算で3,082億円余りと、前年度比で39億円余りの減となっております。主な増減ですが、右から4列目、(A)-(A)'をごらんをいただきますと、景気回復などに伴いまして県税収入は4億円余り増加する一

方で、その3つ下でございますが、地方交付税等が31億円余りの減となっております。

(2) 特定財源につきましては1,509億円余りと、本年度から6億円余りの増となっております。主な増減としましては、右から4列目をごらんいただきますと、投資的経費の減などに伴いまして、1つ目の国庫支出金が50億円余りの減と、県債が、後ほど考え方を申し上げますが、退職手当債の増などによりまして22億円余りの増と、括弧を飛ばしまして、その下の減債基金(ルール外分)が12億円余りの減となっております。

この結果、表の中ほど、真ん中にあります表でございますが、財源不足額は、本年度から7億円余り増加いたしまして、約146億円となったところでございます。

この財源不足額への対応につきましては、次のページで御説明をいたします。2ページをお願いいたします。今回の予算編成後の財政調整的基金の残高と県債残高の状況についてでございます。

資料には記載しておりませんが、先ほど申し上げました146億円の財源不足への対応といたしましては、本県の県債残高が全国でも低水準にあることから、財政運営の弾力性を確保するために、財政調整的基金の取り崩しを抑制し、一方で、来年度当初予算と、後ほど申し上げます本年度の2月補正予算におきまして退職手当債の発行を、それぞれ20億円増額することとしております。この結果、来年度末の県債残高は下段のグラフの一番右側でございます、臨時財政対策債を除く県債残高のところの数字でございますけれども4,858億円となりまして、本年度末の4,805億円から微増となりますけれども、引き続き、低水準を維持することができると考えております。

また、財政調整的基金の残高につきましては、上段のグラフのとおり、昨年9月時点での推計を56億円ほど上回ります200億円程度を確保できる見通しとなりまして、当面の財政運営に必要な財政基盤を確保できたものと考えております。

以上が、平成29年度の当初予算の概要でございます。

次に、2月補正予算の概要につきまして御説明をいたします。3ページの資料をお願いいたします。

まず、下の(2)歳出の表のうち一番下の行、総計(1)+(2)の補正額(B)の欄をごらんください。今回の補正予算は、国の経済対策補正予算の活用によりまして地方創生の取り組みの推進などによる増額分と、公共事業の内示減、あるいは補助先の予定変更に伴う事業費の減などによりまして、例年この時期に行っております通常の減額分を合わせました結果、資料に掲載しておりますとおり、総額で139億円余りの減額補正となっております。

また、今回の補正予算につきましては、上段の歳入でございますけれども、先ほど御説明いたしました退職手当債の発行、(2)の特定財源の上から3つ目の(うち退職手当債)のところでございますけれども、20億円の増額をすることに加えまして、将来に備えた財

政調整的基金の残高を確保する観点から、その2つ下でございます減債基金（ルール外分）につきまして62億円の取り崩しを取りやめることによりまして、財政調整的基金の残高の維持に努めたところでございます。

以上が、2月補正予算の概要でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。毎年度、当初予算編成にあわせまして御説明をさせていただいております、消費税率引き上げ分の地方消費税収入の使途について御説明をいたします。

平成26年4月の地方消費税率の引き上げに伴いまして、平成29年度分の引き上げ分の地方消費税収入をどういう事業に活用するのかという点でございます。1ぽつをごらんをいただきますと、平成26年4月1日から消費税率全体では5%から8%に引き上げられておりますが、地方消費税率については、そのうち1%から1.7%へと、0.7%引き上げられております。平成31年10月からは、さらに2.2%引き上げられることとなりますけれども、この引き上げ分の地方消費税収入につきましては、消費税率引き上げの趣旨を踏まえまして、地方税法上、「社会保障4経費」、下に米印がありますけれども、年金、医療、介護、少子化の施策の経費、その他の社会保障施策に要する経費に充当するとされておるところでございます。

次に2ぽつ、高知県における消費税率引き上げ分の使途をごらんをいただきたいと思いますが、平成29年度当初予算におけます本県の社会保障施策に要する経費は総額で591億円、一般財源ベースでは531億円となっております。一方で、社会保障施策に要する経費に充当すべき引き上げ分の地方消費税収入は、地方税法の規定により機械的に算出しますと54.9億円となっているところであります。この引き上げ分の地方消費税54.9億円につきましては、本年度と同様に、その全額を社会保障施策に充当してまいります。具体的には、その下に記載しておりますけれども、まず社会保障の充実といたしまして、子ども・子育て支援や、医療・介護の充実のための経費として37.6億円を充当し、残額の17.3億円については、その他の社会保障施策といたしまして、自然増の大きい国民健康保険事業や、障害者自立支援給付事業などに要する経費に充当いたします。

以上が、平成29年度におけます消費税率引き上げ分の地方消費税収入の使途でございます。

続きまして、組織改正の概要について御説明を申し上げます。5ページをお願いいたします。基本的な考えでございますけれども、平成29年度は、県勢浮揚の実現に向けたより実効性の高い施策をスピード感を持って展開するための体制づくりを推進することといたしております。

主なポイントでございます。まず、経済の活性化に関しまして、①でございますが、起業等の推進に向けた体制の強化としまして、産学官民連携を部局横断的に推進するため、

産学官民連携センターを文化生活部から産業振興推進部に移管するとともに、アイデアの磨き上げから起業・新事業展開につながるステージまでを強力にサポートするため、「産学官民連携・起業推進課」を同部に新たに設置をいたします。

次に、県産品の輸出振興・拡大に向けた体制の強化として、一次産業分野や防災製品などの県産品の輸出振興・拡大に向け、全庁的な調整や関係部局の指揮監督を担う「輸出振興監」、1等級のポストになりますが、産業振興推進部に新たに設置をいたします。

また、新たな産業の創出に向けた体制の強化として、IoT等による企業の生産性の向上や地域の課題解決を推進するとともに、コンテンツ産業などの育成から創業支援、アフターフォローまでを一元的に所管するため、「産業創造課」を商工労働部に設置をいたします。これに伴いまして、文化生活部まんが・コンテンツ課のコンテンツ産業振興の業務を産業創造課に移管をいたします。

右側でございます。国際観光推進のための体制の強化としまして、海外での高知県の認知を飛躍的に向上させるプロモーションを展開するなど、外国人旅行者の誘客を強力に推進するために、「国際観光課」を観光振興部に新たに設置をいたします。

その下の一次産業分野でございますが、地域の森林を支える高度で専門的な人材を養成する高知県立林業大学校専攻課程の開校準備等のために、「林業大学校準備室」を森づくり推進課内に設置をいたします。

また、畜産振興のため不可欠な県広域食肉センターの機能存続に向けた検討を進めるため、「食肉センター整備準備室」を畜産振興課内に設置することといたします。

6ページをお願いいたします。資料左側にありますスポーツ行政の一元化に関しまして、文化生活部を『文化生活スポーツ部』に改称するとともに、競技力の向上、生涯スポーツの推進、プロスポーツを通じた観光振興などのスポーツ関連施策を総合的、一体的に展開するため、同部に「スポーツ課」を設置することといたします。なお、スポーツ施策が文化施策と同様に、県民生活にさまざまなよい効果をもたらすと考えておりまして、スポーツ行政は文化生活スポーツ部の所管とするものでございます。

資料の右側に移っていただきまして、中山間対策、交通・運輸政策への対応でございますが、これまで特命事項として取り組んできた本県の重要施策である中山間対策及び交通・運輸政策が主要施策として定着し、今後も引き続き取り組んでいく必要があることから、担当理事職を廃止し、『中山間振興・交通部』を設置することといたします。

その他の改正はごらんのとおりでございますが、特に2つ目の四角でございます、県庁の仕事の効率化等を推進するために、情報基盤整備等を所管する情報政策課を総務部に移管することとしております。

次の7ページ目が、今申し上げました主な機構改革につきまして、新旧の形で示させていただいているものでございます。

8 ページをごらんをいただきたいと思います。こうした組織改正によりまして、来年度の知事部局の組織がどうなるかということを一覧形式でお示しをしております。右下に部局の数を記載しておりますが、平成 29 年度の知事部局の部局数は 1 つ増えて 14 部局、所属数は本課が 2 つ増えて 91 課、出先機関は 64 機関で変更ありません。また、資料に記載はありませんが、職員数につきましては、県政運営指針に沿って、知事部局 3,300 人体制を維持する見込みであります。組織改正に伴う条例改正につきましては、後ほど行政管理課長に説明をさせます。

組織改正については以上であります。

続きまして、総務部に関連する予算につきまして、総括して御説明いたします。

まず、平成 29 年度当初予算でございますが、議案説明書の②、青いドッチファイルに挟まれております議案説明書の右上に②とあります、7 ページをお開きいただきたいと思っております。一般会計の総務部予算総括表でございます。平成 29 年度の列の一番下の計でございますが、総額で 1,231 億 8,143 万円をお願いしております。このほか、3 つ特別会計がございます。おめくりをいただきまして、747 ページになります。収入証紙等管理特別会計で、税務課所管分として 10 億 9,432 万 7,000 円を計上しております。次に、764 ページになります。県債管理特別会計で、1,159 億 4,665 万 8,000 円を計上しております。1 枚おめくりをいただきまして、767 ページになります。土地取得事業特別会計で、管財課所管分として 299 万 7,000 円を計上しております。それぞれの詳細につきましては、後ほど担当課長に説明をさせます。

次に、補正予算につきましては、同じファイルの右上に④とあります議案説明書（補正予算）の 5 ページをお願いいたします。一般会計、総務部補正予算総括表でございます。補正額の列の一番下の行、総額で 33 億 4,084 万 5,000 円の減額をお願いしております。このほか、特別会計が 2 つございます。まず、346 ページをお願いいたします。収入証紙等管理特別会計で、9,858 万 2,000 円の減額となっております。次に、355 ページをお願いいたします。県債管理特別会計で、16 億 3,392 万 4,000 円の減額をお願いしております。それぞれの詳細につきましては、担当課長に説明をさせます。

以上が、予算の概要でございます。

次に、総務部関連の条例その他議案でございます。資料はお手元の右上に⑤とあります条例その他の議案の資料になります。表紙をおめくりいただきまして、目録をごらんをいただきたいと思っております。この中で、総務部からは第 39 号、それから第 42 号から第 45 号までの計 5 件の条例議案と、次のページになりますが、第 62 号のその他議案 1 件の合計 6 件を提出させていただいております。それぞれの詳細につきましては、担当課長に説明をさせます。

次に、報告事項でございます。資料はお手元の資料のうち、総務部と青いインデックス

がついた資料の2つ目の報告事項という記載のある資料でございます。今回、御報告をいたしますのは、人事課から、先ほど冒頭で御説明をいたしました職員の懲戒処分について。管財課から、高知県公共施設等総合管理計画（案）について。財政課から、高知県PPP／PFI導入検討規程（案）についてでございます。詳細につきましては、後ほど担当課長等に説明をさせます。

最後に、主な審議会等の開催状況でございます。今ごらんをいただいた資料の審議会等という赤色のインデックスが張っている資料をごらんください。表題に主な審議会等の状況、総務部12月16日から3月7日と記載されている資料でございます。まず、高知県公益認定等審議会でございますが、今期につきましては2月20日に開催し、一般社団法人高知高専テクノフェローの変更認可申請について答申がされたところでございます。次に、高知県特別職報酬等審議会でございますが、1月5日に第1回を開催し、事務局から他県の特別職報酬の改定状況等を説明し、御審議をいただきました。また、2月1日に第2回を開催し、第1回に引き続いて審議を行うとともに、審議結果の取りまとめを行い、同日に答申がなされたところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎桑名委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈行政管理課〉

◎桑名委員長 それでは、行政管理課の説明を求めます。

◎笹岡行政管理課長 行政管理課でございます。よろしく申し上げます。

まず、第45号議案、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案について御説明申し上げます。資料は、青色インデックス、総務部の議案補足説明資料の中の赤色のインデックス、行政管理課とインデックスついておりますけれども、その1ページをごらんください。

表題に、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案の概要と記載された資料でございます。2の条例の改正案の概要をごらんください。まず、職員の育児休業等に関する条例につきましては、地方公務員の育児休業等の制度について定めた地方公務員の育児休業等に関する法律、いわゆる育休法に基づきまして、その細目を定めたものでございます。

(1)のところでございますが、今回のいわゆる育児休業条例の一部改正では、職員が育児休業をする場合のその対象となる子の範囲の見直しを行うこととしております。育休法においては、これまで育児休業の対象となる子につきましては、実子や養子といった法律上の親子関係にある子に限定してまいりました。今回、多様な家族形態への対応の必要性から、法律上の親子関係に準ずると言えるような関係にある子についても、その対象に含めることとしました。具体的には、①の特別養子縁組の監護期間中の子、②養子縁組里親に

委託されてる子、③、①または②に準ずる子でございます。③の、①又は②に準じる子につきましては、育休法におきまして条例で具体的に規定することとしておりまして、今回、育児休業条例において、点線枠囲みにありますように、「養子縁組を希望する里親に児童を委託しようとしたが、実親の同意が得られなかったため、養育里親として当該里親に委託されている児童」についても、法律上の親子関係に準ずる子として規定することとします。養子縁組里親に児童を委託する場合は、実父母の同意が必要となるところ、その同意が得られないことから、②の養子縁組里親になれなかったため、やむを得ず養育里親に委託されている児童については、法律上の親子関係に準ずるとの考えによるものでございます。

職員の育児休業等に関する条例については以上でございます。

続きまして、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について御説明します。まず、介護に関する休暇制度の改正等について、2点御説明します。

この説明は、次の2ページをごらんください。まず1点目としましては、介護休暇の改正でございます。現行のところ、現行の介護休暇は職員の配偶者や親族が要介護状態である場合、同一の要介護状態ごとに連続する6月の範囲内で、右の枠囲みに書いておりますけれども、日単位か、1日最大4時間までの時間単位で取得できる無給の休暇でございます。下の改正後のところでございますが、今回の改正によりまして、特に介護状態の大きな変化等が見られる時期において、複数回にわたって要介護者を介護できるよう、最大3回まで期間を分けて介護できるようにします。この期間につきましては、同一の介護状態につき、それぞれ指定された期間の合計、最大6月の範囲で取得できるようになります。なお、この図にありますとおり、この指定期間同士の間隔につきましては、特に制限はありません。

2点目の介護時間の制度の新設について、同じこの図の一番下のところになります。ごらんください。今後、高齢化が進んでいく中で、在宅介護を行う職員の増加が予想されますことから、働きながらも日常的な介護ニーズに対応できるよう、取得の日から連続する最大3年の期間において、1日につき最大2時間の範囲で取得できる無給の休暇制度でございます。介護時間につきましては、職員が働きながら介護を行いやすくするための措置として新たに設けられたものでございまして、例えばデイサービスへの送迎などに利用するといったことが考えられます。なお、同一の介護状態の介護休暇の指定期間においては、この介護時間の制度を取得することはできません。

1ページにお戻りください。もう一点だけ、このページの下のほうになります、(3)時間外勤務の制限についてでございます。3歳未満の子のある職員が当該子を養育するため請求した場合、業務を処理するための措置を講ずることが、著しく困難な場合を除いて、時間外勤務をさせてはならないとされておりますが、今回、要介護者を介護する職員についても、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならないこととし、

新たに規定をします。

これらは国家公務員における取り扱いと同様となっております。

なお、今回の改正にあわせて、文言等の所要の改正を行います。

また、教職員と警察職員につきましては、知事部局等の職員とはそれぞれ適用される条例が別に定められておりまして、これらの条例につきましても同様の改正を行うこととしております。

最後に施行期日ですが、この4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

ここで、警察本部長は退席をいたします。

引き続き、行政管理課の説明を求めます。

◎笹岡行政管理課長 引き続きまして、第44号議案、高知県部設置条例等の一部を改正する条例議案を御説明します。資料ナンバー⑥、平成29年2月高知県議会定例議会議案説明書(条例その他)のほうになります。

その2ページをごらんください。条例議案説明でございます。一番下になりますが、この条例は、社会経済情勢の変化による行政需要に即応した総合的かつ効率的な政策の推進を図るため、部の設置及び分掌事務の一部を変更するなどの組織改編を行うことに伴いまして、高知県部設置条例を初め、関係条例の改正を行うものでございます。来年度の組織改正の概要につきましては、先ほど総務部長から御説明させていただきましたので、今回の条例改正に必要な部分だけ改正内容について御説明させていただきます。

同じ資料の26ページをお開きください。新旧対照表になります。まず、高知県部設置条例の改正についてでございます。右側が旧、左側が改正案でございます。この条例の本文の旧の1行目から4行目にかけて、この条例の根拠法令が記載されておりまして、改正後のほうをごらんいただきたいんですけども、首長の直近下位の内部組織の設置は条例によることとする地方自治法の規定に加えまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の規定を根拠法令として追加をします。文化とスポーツにつきましては、地方教育行政の組織運営上、教育に関するものとして、教育委員会の所掌としておりますが、同法の規定におきまして、条例により首長が所掌することができるとされております。今回、スポーツ行政を知事部局に移管し、部設置条例においてスポーツの振興を所管事項として規定する必要がありますことから、同法の規定もあわせて根拠とするよう、ここに加えるものでございます。

それから、(1)の総務部でございますが、情報政策課を文化生活部から総務部に移管

することから、キ、情報化の推進に関する事項を追加します。

それから、27 ページをごらんください。(5)でございますが、文化生活部につきましては、部の名称を文化生活スポーツ部に改めるとともに、情報政策課の移管に伴い規定を削除し、また、スポーツ行政の一元化に伴いまして、カ、スポーツの振興の事項を追加しております。

(6) 産業振興推進部につきましては、新たに中山間振興・交通部を設置することに伴いまして、産業振興推進部の所管のうち、中山間対策運輸担当理事の所管事項を新たに新しい部に移管しますことから、公共交通、物流その他運輸に関する事項を削除します。新たに設置する中山間振興・交通部を7号として追加しまして、中山間対策の総合的な企画・調整に関する事項と公共交通その他運輸に関する事項を所管します。なお、イのうち、物流を削っておりますが、各産業分野におきまして、それぞれの取り組みを行っていることや、同部においても引き続き物流を所掌しますが、そのウエートを考慮しまして削除したものでございます。

以下は、(7)の新設に伴いまして、1号ずつ繰り下げる改正でございます。

続きまして、今回の組織改正のうち、スポーツ行政の一元化に伴います関係条例の改正ということで、29 ページをごらんください。高知県スポーツ推進審議会条例の改正の新旧対照表でございます。スポーツ推進審議会の所管につきましては、これまでも教育委員会が主として所管し、知事とともに共管してきましたが、今回、知事部局への一元化に伴いまして、知事が主としてスポーツを所管することになりますことから、「教育委員会又は知事」を、「知事又は教育委員会」と改正します。この他、必要な改正を行っております。

続きまして、31 ページをごらんください。このページ以降、45 ページまでは教育委員会が所管しております高知県立県民体育館、高知県立武道館、高知県立弓道場の3つのスポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正でございます。いずれの施設も今回の一元化に伴いまして知事部局に移管されますことから、指定管理者を指定する権限や県が直営を行う場合の利用許可を行う権限など、いずれも高知県教育委員会から知事となることによる改正でございます。

次に、資料⑤でございますが、平成 29 年 2 月高知県議会定例会議案説明書(条例その他)の 13 ページをごらんください。中ほどの附則のところでございます。第 1 項でございますが、以上の条例の改正につきましては、本年 4 月 1 日から施行いたします。

それから、2 項でございます。これ、経過措置について定めております。先ほどのスポーツ施設の設置管理条例につきましては、施行期日までに条例に基づき、教育委員会が利用者に行った施設の利用許可などの処分ですとか、教育委員会に対しまして利用許可申請等を行った場合、この改正の施行後は知事が行った又は知事に対してなされたものとみなすというものでございます。

それから3項と4項につきましては、今回の改正により、文化生活部の名称が変更になりますことから、2つの条例において「高知県文化生活部」を引用している箇所を、「高知県文化生活スポーツ部」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎依光副委員長 質疑を行います。

◎横山委員 この場でセキュリティー対策の情報政策課のことを聞いても大丈夫なんですか。

◎梶総務部長 組織改正の考え方については、今お聞きいただいて構わないですけれども、情報政策、セキュリティーの内容については、危機管理文化厚生委員会になるかと思えます。

◎依光副委員長 質疑を終わります。

ここで、教育長は退席をいたします。

引き続き、行政管理課の説明を求めます。

◎笹岡行政管理課長 それでは、行政管理課の所管議案につきまして御説明申し上げます。

第1号議案、平成29年度高知県一般会計予算のうち、当課の所管分について御説明します。資料は、資料ナンバー②になります、平成29年2月高知県議会定例会議案説明書(当初予算)の25ページをごらんください。

歳出の6目、行政管理費でございます。一番下の計の欄でございます。本年度のところですが、当課の平成29年度予算の総額は11億900万6,000円でございます。前年度比110万6,000円の減額となっております。これは、知事部局全体の職員の時間外勤務手当等を若干減額していること、また、知事部局全体の職員に係る赴任旅費を減額していることなどによるものでございます。

内訳に関しまして、右側の説明欄に沿って御説明します。

1 一般管理費は、知事部局全体の職員の時間外勤務手当等でございます。これまでの時間外勤務手当等に係る決算額を参考にしつつ、給与年額の8.8%の9億6,983万7,000円を計上させていただいております。

2 人件費は、当課職員14人分の給与費でございます。

3 行政管理費は、特別職報酬等審議会委員報酬、職員研修負担金及び事務費でございます。このうち、事務費の主なものは、知事部局全体の職員に係る赴任旅費3,000万円でございます。その他の経費としましては、ハラスメントの防止に関する研修に要する経費、外部相談員への報償費などでございます。

4 外部監査費は、地方自治法の規定によりまして、都道府県に義務づけられております。包括外部監査に関しまして、委託料の上限額を計上しているものでございます。これまでの決算額等を踏まえまして、平成28年度予算と同額の1,100万円を計上しております。な

お、来年度の包括外部監査契約の締結に関する議案につきましては、後ほど御説明申し上げます。

次に、第 43 号議案、知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明します。⑥議案説明書（条例その他）の 24 ページ、条例議案要綱でございます。

1、条例改正の目的は、本県の経済状況及び財政状況を考慮しまして、知事、副知事、教育長その他の常勤の特別職の職員の給料月額を平成 29 年度の 1 年間、時限的に減額しようとするものでございます。

2、主要内容は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 1 年間、表の右側の括弧書きにありますとおり、知事は 20%、副知事は 7%、常勤の人事委員会委員及び監査委員、それと教育長は 5% の減額を行うものでございます。なお、現在、常勤の人事委員会委員は任命しておりません。また、2 のただし書きのところでございますけども、手当の額は、これによる減額前の給料月額を基礎として算出するというところでございます。

3 の施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日としております。

最後に、第 62 号議案、包括外部監査契約の締結に関する議案ということで、資料が⑤のほうになります。70 ページをお願いします。

この議案は、地方自治法第 252 条の 27 第 2 項の規定に規定する包括外部監査契約の締結に関しまして、同法 252 条の 36 第 1 項の規定によりまして、県議会の議決をお願いするものでございます。

契約の始期は、本年 4 月 1 日でございます。

3、契約の金額は、当初予算に係る説明で申し上げましたとおり、1,100 万円を上限額としております。

4、契約の相手方は、公認会計士の橋本誠氏でございます。橋本氏には、今年度も委託しておりまして、来年度は 2 年目となります。地方自治法上、3 年までは同一の相手と連続して契約することができますが、これまでも 2 年間は同一の相手と連続して契約していることから、来年度も橋本氏と契約しようとするものでございます。なお、本年 1 月 31 日付で、高知県監査委員から、来年度においても同氏と包括外部監査契約を締結することについて、異議のない旨の意見をいただいているところでございます。

以上で、行政管理課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎依光副委員長 質疑を行います。

◎三石委員 ②の 25 ページの職員研修負担金をもうちょっと説明してくれますか。

◎笹岡行政管理課長 職員研修負担金としましては、3 万 2,000 円を内訳で計上しておりまして、当課の職員が行政管理に関する講習に受ける際に、その講習の相手方に対して、講習の研修費用として負担金を払うものでございます。

◎三石委員 3万2,000円の回数などは。

◎笹岡行政管理課長 想定上、例えば新任の行政管理課の職員が、地方公務員法であるとか、臨時非常勤等の全体的な制度を学ぶ必要があるために、1回めどでそこへ行って研修を受けるということを想定しております。

◎三石委員 そこへ行ってというのは、どういうところへ行って、何回ぐらい研修受けるわけ。

◎笹岡行政管理課長 具体的には、例年、日本経営者協会、NOMAと言いますが、そこでいろいろ行政管理講座というのを開催しております。いろいろなメニューがありますが、おおむね1回を想定しております。

◎三石委員 何人ぐらい、ふだん行ってるんですか。

◎笹岡行政管理課長 通常、大体、新任の職員1人を想定しております。

◎池脇委員 平成29年度の研修で、新しい研修項目はできてますか。

◎梶総務部長 職員研修の予算は人事課で大半計上しておりますので、今、行政管理課のところで御説明しておりますのは、行政管理課の職員が受けに行く研修でございます。ですので、来年度の研修のメニューについては、人事課のところで御説明をさせていただければと思います。

◎池脇委員 教員の場合は、法定の定められた研修と県独自の研修があるんですよね。先ほど、三石委員のほうからもあった派遣をする研修というのは、これ全国、大体決まった研修の枠に入ってるんですか。それとも、高知県独自のものなんですか。

◎笹岡行政管理課長 先ほどの当課の職員が行く研修は、例年御案内をいただいておりますし、申し込みをしましたら大体受け付けていただいて、参加することができるようになっておりますし、人事課のほうでも、先ほどの国に行って行政管理講座という形で受ける研修については一定予算を確保しておりますし、関係課のほうから何人かは例年行っているというふう聞いております。

◎池脇委員 行政を管理する課ですから、今本当に仕事量がふえてきて、しかしそれに対応する人数が1,000人ぐらい減っているわけで。昔は4,000人でやっていたものが今3,000人で、しかも量がふえてきている状況の中で、かなり効率的な事業の管理等をやんなくちゃいけない状況にあらうと思うんですけれども。皆さんがみんなできるという状況ではないでしょうから、そのあたりの管理というのは今まで以上に気を使わなくちゃいけないと思うんですけれども、一番心がけておられることはどういうことですか。

◎笹岡行政管理課長 例えば当課の場合、先ほど説明した行政管理講座に限った話になりますが、この講座は大阪とか名古屋とか福岡で開催されておまして、時期もいろんな時期で同じメニューを何回かにわたってやっております。管理職としては職員を行かせる場合、業務の繁忙というのがございますので、主に夏場とか、そういった業務の職員の

状況を見まして、適当な時期に行っているものについて、そこを配慮して行っていただくような形で対応するとか、そういったような業務の状況も見に行ってもら、できるだけ行ってもらようにしてございまして、今後もそのようにしていきたいというふうに考えております。

◎米田委員 いわゆる残業時間のことですが、去年も決算特別委員会におったんですが、平成 27 年度、平成 28 年度は見込みと思うんですが、どれぐらい支払われたのか。

◎笹岡行政管理課長 平成 27 年度につきましては、時間外の決算額は 12 億 300 万円余りでございます。平成 28 年度は、まだ予算額がせんだって補正をさせていただきまして、12 億 1,400 万円余りということで御承認いただいたところでございます。

◎米田委員 平成 28 年度は大体 12 億円ちょっとぐらい、時間外手当、平成 29 年度は 9 億 6,000 万円でいいわけよね。この間、こう組みながら、結局、大体 10 億円超えてきちゅうわけよね。結局、予定どおりできるだけ減らしていこうという方針でやってきたと思うんですけど、この 2 年踏まえても 12 億円超えるような時間外手当の支給になってるわけで、僕は到底 9 億 6,000 万円で終わらないじゃないかと。一応、8.8%という数では出してますけどね。しかも、3 月 5 日の「志国高知 幕末維新博」の休日のときに職員が病気か事故かで倒れるような事態も起こってますから、私は本当に電通みたいな事態が起こり得る、そんな状況もあるんじゃないかとも非常に危惧、心配するわけですけど。9,600 万円ぐらいに時間外手当を削減できるという方針というか、どんな思いで対応されていくのか、ちょっとそこら辺聞いておきたいです。

◎笹岡行政管理課長 先ほどお話ありましたとおり、ここ 2 年、12 億円を超えてる状況でございます。時間外の縮減につきましては、今年度もいろいろな形で取り組みをしてまいりまして、今 3 つぐらいの観点からちょっと取り組んでおります。

1 つは、できるだけ業務量の観点からスクラップを行ったり、あるいは外部のほうに委託しましょうということで、全庁的にも夏場から取り組んでまいりました、業務量の面での対応ということでございます。それも来年度、引き続き全庁的にもそういうことで、スクラップをやっていこうということで動き出していきたく思っております。

それから、2 点目としましては、今年度も定数改正でも対応してきましたが、非常に繁忙な職場もございまして、人員の適正配置で、できるだけ繁忙な職場のほうにも人員を配置し、業務量を平準化していくように、できる限りの努力はしたというふうに考えております。そういう面で、多いところの時間外も縮減していくということでございます。

それから、3 点目としましては、いわゆる仕事のやり方というところで、ここは非常にこれまでもいろんな会議、幹部職員のいる会議の場でも、副知事等からも話をしておりますけども、会議の時間だとか、あるいは指示の仕方といったものを非常に気をつけるように、できるだけ手戻りのないように、あるいは指示は 1 回でわかりやすく、そういったこ

とを繰り返し言うておりますので、そういった観点から取り組むことで、今回こうした予算をお願いしておりますけども、予算の範囲内におさまるような形で取り組んでいきたいと考えております。

◎米田委員 わかりました。ただ、現実はなかなか大変だね。それで、前の知事的时候に職員 3,000 人体制と言ったのを、尾崎県政になってなかなかそれは大変だということで、3,300 人体制を維持というか、そういう点では非常に前向きな対応なんですけど。9 億何ぼという、12 億円というたら、恐らく人件費にしたら、正規職員でいうたら 150 人から 200 人分くらいになると思うんですよ。そういうことから考えたときに、いろいろ工夫をしたとしても、P D C A サイクルで成果を出さないかんというときに、職員体制が十分という言い方悪いですけど、仕事量にふさわしい人員体制が、僕はあるというふうになかなか言えないんじゃないかなと思うんですけど、その評価と判断はどんなふう。

◎笹岡行政管理課長 人員の点についてはいろいろ御指摘もいただいているところでございます。繰り返しになりますが、現在の県政運営指針の中では今の体制は維持しながら、できるだけ先ほど言った 3 つの観点を組み合わせながら、特定の職場に負担のかからないように、管理職を中心に意識を持って対応していきたいと考えております。

◎梶総務部長 職員の体制が業務量に見合っていないんじゃないかという御指摘でございます。業務量がふえているところを何とかコントロールしていこうということで、課長が先ほど来申し上げているような取り組みをしておりますけれども、一方で、職員数自体が足りてないというような御指摘もありますので、この 4 月 1 日の職員の数は、3,300 人体制の維持という範疇でありますけれども、昨年 4 月 1 日からはふえるような形で対応したいと思っております。それは、採用辞退の方が相次いだり、今は予測をしていない退職の方が相次いだりするとそうならないわけございまして、ちょっと他律的な要因もあるといえはありますけれども、今の計画上は 4 月 1 日に、去年の 4 月 1 日を上回る職員の数を配置できるようにしたいと考えてございまして、職員の数がふえていくというのはもう二十数年ぶりになりますけれども。ただ、具体的に何人かというのは先ほど申し上げた流動要素がありますので今申し上げられませんけれども、業務量の見直しと、しっかり職員を確保するという、この 2 点で取り組んでまいりたいと考えております。

◎米田委員 客観的に、そういう条件づくりもやらないと、働き方だけを、視点だけを変えて解決するならもっと前に解決していると思う面もあるので、やっぱり働く人の健康と、本当に力を発揮するためにはそれなりの人員体制がないと総合的な力は発揮できないので、そこら辺をぜひ勘案しながら、時間外労働の縮減というか、これに最大限努力していただきたいなと要請しておきたいと思っております。

◎横山委員 包括外部監査契約についてお聞きしたいんですが、この橋本さんはことして 2 年目ですかね。

◎笹岡行政管理課長 そうでございます。来年度が2年目になります。

◎横山委員 この包括外部監査を契約するに当たって、募集とか、どういうふうな人選をしているんですか。

◎笹岡行政管理課長 包括外部監査の制度できてからも十数年たちますけども、これまで公認会計士か弁護士のいずれかになっておりまして、今回、橋本さんをお願いするに当たっては、昨年度、会計士の協会に御相談して、その中で橋本さんということでお話いただきましたので、お願いしたという経緯を伺っております。

◎横山委員 会計士だから、十分いろんな知識はあるんだろうと思うんですけど。行政における外部監査ということなんで、行政における監査の知識があるのかどうかというのはどう判断されてるんですかね。

◎笹岡行政管理課長 橋本さんにつきましては、包括外部監査の監査人のときには補助者をつけることができました。過去に高知県の包括外部監査の中でも補助者としてやられておりますし、ほかの高知市とか、そういったところでも監査人の実績がございます。あと、例えば産業振興推進部の関係のいろんな会などでも委員といたしますか、そういう形でかかわっております。そこら辺のところも行政には詳しいという話です。

◎横山委員 わかりました。

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

〈秘書課〉

◎桑名委員長 次に、秘書課の説明を求めます。

◎西森秘書課長 秘書課でございます。

平成29年度の当初予算について御説明をさせていただきます。お手元の資料ナンバーの右肩の②と書かれてあります当初予算の議案説明書の8ページをお願いいたします。

まず平成29年度の秘書課の歳入予算でございますけれども、総額135万4,000円を計上してございまして、対前年度比8万1,000円の減となっております。

次の9ページをお願いいたします。

秘書課の歳出予算でございますけれども、上段の総務費の本年度欄にありますように、総額1億4,202万9,000円を計上いたしております。対前年度比96.3%でございます。

内訳でございますけれども、まず順番に説明のところ行きますけれども、特別職給与費が4,044万6,000円となっております。これは、知事と副知事の給与費でございます。

次にその下、人件費の7,871万1,000円でございますけれども、これは秘書課の職員の10名分の給与費でございます。

それから次に、秘書費の2,287万2,000円でございます。

その下の警備委託料でございますけれども、94万4,000円を計上しておりますが、これは知事公邸の機械警備に要する経費でございます。

その下の事務費でございます。2,192万8,000円を計上いたしております。内容は、秘書課に2名の非常勤職員がおるんですけれども、その人件費のほか、秘書業務を行うための事務経費、旅費とかの事務経費でございます。対前年度比694万6,000円の減となっております。減になりました主な理由といたしまして、平成28年度は知事の公用車を更新をいたしまして、それにより備品購入費が573万2,000円の減額となっております。あとは旅費等も減額を一部しておりますが、備品購入費が主な理由でございます。

また、これらの予算以外に、知事と副知事の交際費といたしまして、財政課が所管しておりますけれども、財政費の中に、前年度と同額の171万円を計上いたしております。

続きまして、平成28年度の補正予算でございますけれども、お手元の資料ナンバーの右肩④と書かれました補正予算の議案説明書の6ページをお願いいたします。

まず、歳入予算につきましては、知事の出張に係りまして、国等から旅費を負担していただける場合がございます。一定歳入が入ってくるんですけれども、それが当初予算時の積算を下回ったことによりまして、諸収入を22万3,000円減額をいたしております。

次に、7ページの歳出のほうでございます。331万4,000円の減額でございますけれども、内訳としましては出張旅費、知事等の出張が予算の積算を下回る見込みとなっております。旅費を180万円。それから、出張時に東京に行きますとハイヤーとかを借り上げておるんですけれども、ハイヤーの借り上げ費として使用料と賃借料を30万円減額をしております。それから、知事の公用車の購入時の入札の残が出まして、143万7,000円を減額をいたしております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈政策企画課〉

◎桑名委員長 次に、政策企画課の説明を求めます。

◎松岡政策企画課長 政策企画課でございます。

平成29年度の当初予算と、平成28年度の補正予算について御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、平成29年度当初予算でございます。右肩に②とあります高知県議会定例会議案説明書（当初予算）の11ページをごらんください。

歳入について、御説明をさせていただきます。

9款国庫支出金の1目総務費補助金の右端の説明欄、国宝重要文化財等保存整備費補助金250万5,000円につきましては、文化庁の補助事業に係る国庫補助金を計上しております。教育委員会文化財課へ配当替えをして執行するものでございます。詳細につきましては、後ほど、歳出の中で御説明をさせていただきます。

14 款諸収入の 5 目総務部収入 80 万 9,000 円につきましては、東京事務所の職員の借り上げ宿舎に係る本人負担分の共益費などを計上しております。

次に、歳出につきまして、12 ページをごらんください。一番上の列にございます当課の平成 29 年度当初予算の総額は 3 億 8,634 万 6,000 円、本年度の当初予算と比較しまして 156 万 5,000 円の減となっております。

主な予算につきまして、右端の説明欄に沿って説明をさせていただきます。

まず、1 の人件費につきましては、当課の職員の給与費として 13 名分を計上させていただきます。

次に、2 の政策企画総務費につきましては、庁議及び政策調整会議の運営や政策提言活動など、県行政の調整全般に係る経費を計上しております。

このうち、テレビ会議システム保守委託料は、県庁と東京事務所及び大阪事務所を結び、テレビ会議を実施するためのシステムのうち、保証期間を経過した大阪事務所に設置しているシステムの保守を委託するものでございます。なお、本庁及び東京事務所の設置分については、平成 30 年 3 月まで保証期間となっております。

次の地方行財政調査会負担金は、地方公共団体を会員とします一般社団法人地方行財政調査会の会費でございます。

次に、3 の連携推進費につきましては、四国八十八カ所霊場と遍路道の世界遺産登録を目指す取り組みや、全国知事会、四国知事会などの活動経費、また四国 4 県の連携を推進するための経費などを計上しております。

このうち、札所寺院測量調査等委託料は、四国八十八カ所霊場と遍路道の世界登録遺産に向けた取り組みを四国 4 県で進める中、県内の札所寺院、来年度につきましては、室戸の最御崎寺について、文化財としての史跡指定を受けるために必要となる測量調査を行うための経費でございます。歳入で触れさせていただきました文化庁の補助事業を活用しまして、教育委員会文化財課に配当替えを行い執行することとしております。

次の四国知事会分担金、全国知事会分担金は、それぞれの活動運営に要する経費に対する分担金でございます。

次の四国 4 県連携推進費負担金は、四国 4 県が連携し一体として取り組むことによりまして、四国の総合力の向上や効率的な対応が期待できる事業に対しまして、4 県が均等に負担するものでございます。

次の 13 ページをお願いいたします。日本創生のための将来世代応援知事同盟負担金は、本県を初めとする 13 県知事で構成される知事同盟への負担金でございます。

次に、4 こうちふるさと寄附金事業費につきましては、こうちふるさと寄附金制度の広報経費や、寄附をいただいた方へお送りする記念品に係る費用などを計上しております。

このうち、記念品配送等委託料につきましては、記念品の調達や発送業務などを県内の

事業者に委託するものでございます。この委託料につきましては、契約期間を6月から翌年6月までとしておりますことから、後ほど御説明いたします債務負担行為もお願いしているところでございます。また、今回の平成29年度予算は、平成28年度の債務負担行為の現年化分46万3,000円と、ことし6月から来年3月までの契約分409万3,000円を合わせた額となっております。

次の寄附情報管理システム保守委託料は、本年度開発しましたふるさと寄附金の寄附情報を管理するシステムの保守を委託するものでございます。

次に、5の東京事務所管理運営費につきましては、東京事務所職員18名分の人件費のほか、事務所の賃借料、また職員宿舍の借り上げ料など、東京事務所の管理運営に要する経費を計上しております。

6の東京事務所活動費は、国や他県との連絡調整に要する費用や企業誘致、観光客誘致などに係る活動経費を計上しております。

このうち、パンフレット配布等委託料につきましては、首都圏で開催される観光イベントや物産展などにおいて本県の観光情報の周知を図るために行っております、来場者へのパンフレットの配布業務や事前の準備作業を委託するものでございます。

なお、職員研修負担金につきましては、毎年、日本交通公社が主催しております、例えば教育旅行、または国際インバウンド講座などの研修に東京事務所の職員2名が参加するための経費を計上しているところでございます。

15ページをお願いいたします。先ほどお願いいたしました、こうちふるさと寄附金の記念品の調達・発送の委託については、契約期間を来年6月までとしておりますことから、平成30年4月から6月までの委託料26万8,000円について、債務負担行為をお願いするものでございます。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、平成28年度2月補正予算の説明をさせていただきます。右肩に④とあります、高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の8ページをごらんください。

歳入の7款分担金及び負担金の1目総務費負担金70万3,000円は、東京事務所に勤務する香南市からの交流職員が利用しております、職員借り上げ宿舍の家賃及び共益費の一部に係る香南市からの負担金でございます。

次に、11款寄附金の2目特定寄附金に、本年度のこうちふるさと寄附金の収入見込み額を計上させていただいております。こうちふるさと寄附金の2月末の実績は819件、4,124万5,000円余りでございます。過去の実績も参考としてまして、歳入予算として4,700万円を計上させていただいております。あわせて、こうちふるさと寄附金基金運用益を中段の10款財産収入の2目利子及び配当金に7万円を計上しております。

次に、9ページをお願いいたします。歳出でございます。右側の説明欄をごらんくださ

い。

1のこうちふるさと寄附金事業費のうち、記念品配送等委託料につきましては、当初予算で御説明しましたように、記念品の調達・発送業務を委託するものでございます。こうちふるさと寄附金につきましては、昨年度、平成27年度の寄附件数が、その前年度、平成26年度の約1.8倍と大きく伸びましたことから、本年度の当初予算におきましては同じような大幅な伸びにも対応できますように予算を計上していたところです。一方、ことし2月末時点の寄附の見込みにつきましては、寄附金額では大口の寄附があったこともあり、前年同月比で1.25倍と増加しているものの、寄附件数自体については約3割減少しております。この要因としましては、昨年4月の熊本地震により熊本県への寄附が集中したことや、全国の自治体での返礼品競争の激化などが考えられます。こうしたこともあり、今回改めて今年度の必要額を推計し、減額しようとするものです。

次の寄附情報管理システム開発委託料につきましては、入札残を減額するものでございます。

2の東京事務所管理運営費のうち、市町村派遣職員費負担金につきましては、東京事務所に勤務する香南市からの交流職員の給与相当額を負担金として香南市に支出するものでございます。

最後に、3のこうちふるさと寄附金基金積立金につきましては、先ほど歳入で御説明しました、こうちふるさと寄附金とその運用益を基金に積み立てるものでございます。

以上で、政策企画課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎依光副委員長 質疑を行います。

◎横山委員 四国八十八カ所の札所ですか。八十八カ所の測量調査等委託料。これは世界遺産に向けた取り組みということなんですけど、内容的にはこれどういうふうな。

◎松岡政策企画課長 国の史跡指定、保護措置も受けるためにやるんですけど、来年度については測量なので、まずはどういった、どれぐらいの広さであって、どこに建物があってということを調査することになっております。

◎横山委員 4県でやってる、全部で同じ、一緒になってやってるという感じですかね。

◎松岡政策企画課長 取り組みとしては4県で、結局は四国八十八カ所ですから、最終的に世界遺産の登録に向けてというふうな格好でやってます。それぞれの都道府県に寺社がありますので、それぞれの都道府県が自分のところの寺社について調査をし、指定を同じようにやっているということでございます。

◎横山委員 どうですか、世界遺産は。

◎松岡政策企画課長 平成28年8月8日に、四国の4県の知事並びにそれぞれの県選出の国会議員の方々とともに、国の文化庁のほうにも追加の登録の公募などをしてくださいという働きかけをしているところでございます。ただ、文化庁のほうからは、世界遺産の登

録をしてだんだんと残りが少なくなっているんですが、次回いつそれを公募するのかと
いったことについては、まだ正式なお話がない状況ではありますが、四国4県ではやはり
そういった継続的な活動をしっかりやっという格好で取り組んでおまして、実
際にいつがめどということは、今の時点では正直わかりません。

◎横山委員 わかりました。

◎三石委員 ちょっと関連してですが、史跡を指定してもらうための測量ということで、
最御崎寺ということをちらっと言われてましたわね。447万1,000円つけてるわけですけ
れども、素人からしてみたら、測量するのに447万1,000円というのはちょっと高過ぎる
んじゃないかというふうな気がするんですよ。素人なりね。どのような、具体的
に測量して、日数はどのぐらいかかるものなのか。どういうふうにとめて、史跡として
の指定をしていただくおつもりなのかね。そのあたりもう少し詳しく説明していただき
たいんですけどね。

◎松岡政策企画課長 内容としては、史跡指定範囲の土地所有者の確定だとか、寺社内の
建物配置だとか、現地測量だとかになっておまして、この予算自体は業者等からの見積
もりで、その広さであればこれぐらいであるというふうな格好の見積もりを徴して予算化
をしたところではあります。ちょっと現時点で私のほうで期間がどれだけかというのは少
し押さえてませんので、後ほど御報告させていただくようにさせていただけないでしょ
うか。

◎三石委員 業者の見積もりと言うたけど、この予算というのは業者の言うとおりにした
わけ。業者の言い値で決めたわけ。

◎梶総務部長 少し調べますので、後ほどお答えはしますので、少しお時間をいただけれ
ばと。

◎池脇委員 テレビ会議ですけれども、大体、東京事務所、大阪事務所と、それと県庁と、
三者のテレビ会議というふうにお話がありましたけれども、通常、どういう内容のときに
それを使われるのか、また、どれぐらいの件数使われているのか。

◎松岡政策企画課長 基本的には、毎週月曜日に庁議をやっておまして、そのときに大
阪事務所、東京事務所、それから全部局長が集まってやるというふうなことで、基本的
には毎週やっている格好です。それらのほかに、知事が東京へ出張に行ったときに、テレビ
会議で知事室と東京事務所をつなげて会議もしたりとかという格好にはなりますが、三者
でとなると、基本的に庁議が主に使われてます。

◎沖本総務副部長 補足でよろしいですか。今、ちょうど庁議とかになりますけども、月
に数回やっております政策調整会議でありますとか、あるいは産業振興推進本部会議、こ
れも東京事務所と結んでやっておりますし、あと種々、例えば、中山間対策本部会議なん
かも東京事務所の関係者を結んでやることもございますので、回数としてはかなりやっ

るというふうに認識をしております。

◎池脇委員 東京に外商の営業所ができてますよね。だから、そういうところとも情報を、たまたま私たちが公社に行ったときに、あしたそういうテレビ会議がありますというようなことっておったんでね。そういう小さなことについても、それぞれの課で出先との会議もやっておられるのかなと思ったんですけど。そこまではやられてないですか。

◎松岡政策企画課長 余り小さな課としてはやってないです。なお、先ほど公社のお話が出たんですが、庁議には公社の理事長も一緒に参加して情報共有するということに努めます。

◎横山委員 東京事務所の活動費についてちょっと聞きたいんですが。市町村とか、我々も行かしてもらったら、いろんなどころに御先導いただいて、本当にありがたい存在だなと行くたびに思うんですけども。それは前置きなんですけど、パンフレット配布等委託料って、東京事務所で配るパンフレットとか配布してるのは、どういうものをどこへ配布してるんですかね。

◎松岡政策企画課長 各種イベントとかいったときに、東京事務所の職員も行って高知県の情報などを配布しているところです。表参道ハローハロウィーンパンプキンパレードとか、JTBトラベルゲート横浜本店高知フェアとか、いろんなイベントのほうに参加させていただいて、これまでは職員がみずから封筒詰めもして、それから配布もしておったんですが、こういったイベントがやっぱりふえてきたという部分で、一定ルーティンの袋詰めだとか、それから当然職員も行くんですけど、配布の作業というのは一定外部に出していけるものは出していこうということで、平成29年度から初めて委託料として組まさせていただくようお願いしたいと考えております。

◎横山委員 委託した分ですよ。やっぱり東京事務所の方々が、本来の袋詰めにとられた時間が、さらに東京に対する働きかけとか政策収集とかに生かさせていただけるんだろうと思ってますので、これからまたよろしく願いいたします。

◎金岡委員 札所寺院測量調査等委託料なんですけど、ちょっと私、政策企画課の支出にしては違和感を若干感じるんですが、これはどういうふうな形で行っているんでしょうか。

◎松岡政策企画課長 先ほども言いましたように、四国4県で連携して四国八十八カ所の世界遺産登録を目指そうということでもありまして、他県のほうもそういう連携ものということで政策企画部門が予算を持っています。実際には、当課から文化財課のほうに予算を配当替えをして、執行自体は文化財課のほうでやっていただく。当然、詳しい部分が我々にはわかりませんので、その実の執行の部分については文化財課でやっていただくというふうなことでやっております。

◎金岡委員 わかりました。

◎米田委員 その下の四国4県の連携推進費負担金で、どういう事業を何件やられてるの

か。

◎松岡政策企画課長 平成 29 年度のほうで説明をさせていただきますと、例えば、四国 4 県の四国ツーリズム創造機構、NEXCO 西日本との連携による高速道路周遊型企画割引の実施だとか、遍路のほうに W i - F i の整備をするための協議会の運営だとか、業務概要委員会のときに少し御説明したと思いますが、四国の花屋とのマッチング、業者とのマッチングだとか、来年度は四国 4 県でコンビニと共通した協定なんかも結んでますので、そういった商品開発を一緒にできないかといった取り組みとか、全てで 12 の事業について、来年度は実施していこうという格好になっております。

◎米田委員 一覧表みたいなのがあったらいただきたいのと、4 県共通の均等割でいうたら 1,500 万円ぐらいよね。多分 4 倍したらね。12 の事業をやって、それはどういう成果が上がっているのかというのと、それぞれこの事業はどこかの県が出してというふうになるかと思うんですけど、それぞれの県に利益が還元できるような事業じゃないといかんというふうに思うんですが、そこら辺はどんなふうな作業をしてテーマを決めたり、それから具体的にこれまでどんな成果が上がってきているのか。

◎松岡政策企画課長 一つ訂正をさせていただきます。私見ていたら 1 つ取り下げがあったので、11 件の事業となっています。こちらの事業については各県から御提案をさせていただいて、最終的には四国の 4 県の課長で集まって、どういった事業を採択していくのかということについて協議をし、最終全体 1,500 万円のほうに調整していく格好でとり行っているところです。例えば、平成 28 年度でいきますと、「四国のこだわり花」販路開拓みたいな事業もやっています、その実績、何件がマッチングできたかまでは私のほう実績、今の段階では把握してないんですが、例えば 4 県合同の展示商談会、四国の花トレードフェアというのをやっておりますが、出店者が全部で 52 団体、高知県からは 15 団体が参加し、これは 2 月 17 日にやっていますので、まだどれぐらい商談の結果が出てるかというのはいわかりませんが、なかなか高知単独で業者を集めるというのができない部分に対して、やっぱり一定四国でまとまって 52 団体で商談をしていくというところで、単県でやるよりも連携した事業の効果があるのではないのかと考えております。

◎米田委員 せっかくやるわけで、僕からしたら道州制を見込んでとか、そういう意味はないと思うんですけども、「四国はひとつ」ということで、それぞれの地域の振興にも役立つと。四国は全国に向かって一緒になってやっていけるというテーマを十分選んで、それが 4 県あるいは各県の県民に還元されていくというものでないと、4 県連携やらないかんき、とにかく何でもというてやらんと思うけど、本当に力になっていく、「四国はひとつ」というものになっていく事業をやっぱり選択してやらないと。その場合、1,500 万円じゃいかん場合もあると思うので、県民に説明できるものであれば、重点を決めて、中身も検討をし、ボリュームも広げていく必要がある事業もありゃせんのかなというふうに思うん

で、四国4県連携せないかんという、何かそれだけあって、いろいろ持ち寄ったりとかいうんじゃないくて、もっと攻勢的に積極的に四国4県が連携して、いいものを連携してやっていくということで、成果を上げるような形で。

◎松岡政策企画課長 私の先ほどの平成29年度の例が少し悪かったかもしれませんが。例えば、来年度は四国一周サイクリングルートマップデザインということで、四国4県のサイクリングだとか、四国の新幹線の創設決起集会、そういったものを四国全体で盛り上げていこうだとか、それから先ほど来出てます四国八十八カ所関連のシンポジウムだとかフォーラムだとか、そういったものを四国がまさに一体となってやっていくべきものというものを4県で話をしながらやっていっております。今後についても、御指摘のように、しっかりと本県からもこういったことをという提案もしていきたいと考えます。

◎米田委員 わかりました。

◎梶総務部長 先ほど、三石委員から御指摘をいただきました測量調査についての費用でございます。委託料、この調査は文化庁に史跡指定を申請をするために必要となる調査を行うものです。具体的には、史跡としてどこからどこまで、最御崎寺のどの建物、あるいはどの施設を史跡として申請をするのかということについては、一式という形ではなくて、この建物のここからここまでという厳密な測量をした上で申請をする必要がございます。その測量を行うために必要な経費を計上させていただいております。予算額積算に当たりましては、見積もりをとらせていただいております。1社から見積もりをとらせていただいております、その1社からの見積もりを踏まえて計上しておりますが、実際の予算執行時は1社見積もりというわけにはいかないですけれども、この見積もりさせていただいた額は、ほかの事例から見ても予算額としては適当ではないかという観点から、現在お諮りしている額で計上させていただいております。

◎三石委員 そこまでの説明は理解できるがですわね。けど、全体像というか全体的なことは妙にわかんないですね。というのは、この四国八十八カ所を世界遺産にしようという動き、これは大いに結構なことで、それに私は反対するものじゃないんですが、札所は最御崎寺だけじゃないんですよね。県内にほかにもあるんでしょう。何で最御崎寺が優先的にこうなるのか。ほかの寺院はどうなのか。他県も含めた全体像よね。そこらあたりが妙にわからないのよ。それと1社見積もりでこの値で、不都合じゃない値でというようなこと言われたけど、そのあたりが妙にわからんよね。もうちょっと詳しく言うてもらえんかな。何で最御崎寺。ほかにもある。

◎松岡政策企画課長 私の説明が不十分であったと思います。平成26年度から既にこれを行っている一部分でございまして、平成26年度、27年度にかけては高知市の竹林寺、それから土佐市の清瀧寺、そういったものを順番にやってきているところです。国の予算もありますので、次は、先ほど言いましたように、室戸のほうにということで、それぞれ条

件が整って調査が入れるようになったところから順番に入っているということでございます。

◎三石委員 これ、1社の見積もりでということ言われたけど、今までやった実績、竹林寺含めて、ほかの寺院もやったと言うたよね。どのような形で業者を選んで1社になったんです。

◎梶総務部長 予算執行自体は、申し上げたように、文化財課に移し替えをしておりますので、実際の執行は総務部でやってないというところなんですけれども、これまで、先ほど申し上げた竹林寺ほかの調査実績がありますのと、平成29年度は最御崎寺、金剛頂寺も平成30年度は調査をしていこうと今計画をしております、順次、対象にしていくということでございます。

◎三石委員 もうこの場ではいいですので、ちょっと私も勉強したいので、日変えてでもいいですわ。もう少し詳しく説明してくれますか。

◎松岡政策企画課長 わかりました。

◎米田委員 三石委員の質問ですけど、予算上はここへ出てきて、執行は文化財課にあるという。それで余り詳しいことはわからんと。文化財課はこの議論せんでしょう。予算の説明。

◎梶総務部長 執行、詳しいことはわからんということをお願いしたのはなくて、予算計上については、当然、総務部ですので、予算執行の状況も必要があればお調べしてお答えする責務は我々が負っていると思っております。

◎米田委員 それは財政課がおる一番のもとやから、ここの課がちゃんと説明せな、文化財課の云々かんぬんじゃという話じゃないでしょう。責任持った事業になりませんよ。広義の意味も込めて、今、三石委員がせっかく質問をされていますので、ちゃんと責任持った対応しないと、委員会審査で言われたらここしかやれんと言われゆうわけで、文化財課では、教育委員会ではそれやってないので、所管のところでちゃんと責任持って対応できるようにしてください。

◎松岡政策企画課長 わかりました。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈広報広聴課〉

◎桑名委員長 次に、広報広聴課の説明を求めます。

◎中平広報広聴課長 それでは、広報広聴課の説明をさせていただきます。

まず、平成29年度当初予算につきまして御説明をします。資料ナンバー②の議案説明書（当初予算）の16ページをお開きください。

まず、歳入について御説明させていただきます。

10 財産収入の1 財産運用収入 640 万円は、県が保有しています民間放送局3局の株式の

配当金でございます。

14 諸収入の 8 雑入の 395 万円は、主に県の広報紙やホームページへの広告掲載料収入でございます。

増額の主な理由は後ほど説明します、県政記者室の非常用電源コンセントの設置工事に伴う県政記者クラブからの負担金 64 万 2,000 円がございます。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。次の 17 ページをお開きください。

右側の説明欄に沿って主なものを説明させていただきます。2 広報広聴費の 1 つ目、広報紙編集等委託料とその下の広報紙配布委託料は、いずれも県の広報紙「さん SUN 高知」の発行のための経費です。発行部数は 34 万部で、県民の皆様にはわかりやすく、より親しんでもらえる広報紙づくりを目指して取り組んでいるところです。

まず、上段の広報紙編集等委託料につきましては、さん SUN 高知のデザイン・レイアウトや表紙の企画など、編集業務の一部を民間事業者に委託するものでございます。

次の広報紙配布委託料は、各家庭への広報紙の配布を市町村に委託する経費でございます。委託先は 29 市町村です。残る 5 町村は、その町村自体の発行する広報紙が毎月発行していないために、さん SUN 高知の配布を委託できないもので、その 5 町村につきましては、御家庭に対しましては、事務費の中で新聞への折り込みなどにより各世帯への配布を行っております。

次の新聞広告制作委託料は、県の政策やお知らせなどを新聞広告として掲載するに当たり、そのデザインやレイアウトを広告代理店に委託するための経費です。

次の番組制作放送等委託料は、県の広報番組の制作、放送を県内の民間放送局に委託するための経費です。テレビでは日曜日の朝に 15 分間、それから月曜日から木曜日の夕方に 5 分間の定時番組を放送しますとともに、特別番組を年間で 7 本、内容につきましては、産業振興計画であったりとか、健康長寿県構想、南海トラフ地震対策などの基本政策を中心に制作し、県民の皆様には県の取り組みをわかりやすくお伝えしてまいるようにしております。また、ラジオでは週 2 回の対談番組と、日曜日を除く毎日、県からのお知らせ番組を放送しております。また、「おはようこうち」などの県政広報番組のテレビ動画のコンテンツの二次利用を可能とするとともに、番組データの利用券を購入し、県のインターネット放送局や「さんしん GO！」などの個別サイトへの動画掲載のほか、インターネット環境が整っていない地域で行われる講演会であるとか研修会などの場での視聴も可能にしていきたいというふうに考えております。

次の県ホームページ運用保守等委託料につきましては、県のホームページに関するシステムの運用保守や職員からの操作方法の問い合わせへの対応のほか、ネットワークのセキュリティ強化のためのシステム改修を委託するための経費となっております。

次のインターネット動画配信事業委託料は、インターネットを活用して知事の記者会見

の映像を配信するのに、その動画を制作するための経費となっております。

次のアルバム作成委託料は、平成 29 年 5 月に公益社団法人日本動物園水族館協会の通常総会が高知県で開催されることにあわせ、本県にお越しになられる皇族方のお成りの様子を記録し、献上するアルバムを作成するための経費となっております。

次の県民世論調査委託料は、県民の意識やニーズなどを把握し、県政運営の基礎資料とするために毎年行っている世論調査の実施経費となります。

次の受付案内業務等委託料につきましては、本庁の玄関と県民室の案内業務や、代表電話の交換業務などを民間業者に委託するものです。なお、委託期間は平成 28 年度から 3 年間で、現年分として 2,370 万円余りを計上させていただいております。

次の設備改修工事請負費は、南海トラフ地震の発生直後の災害報道を円滑に行ってもらうため、県庁本庁舎 2 階にごございます県政記者クラブの非常用電源コンセントの設置工事を行うもので、全額、県政記者クラブの負担金で賄うこととしております。

次に、18 ページをごらんください。次の職員研修負担金として 13 万 6,000 円を計上させていただいております。これにつきましては、広報紙の編集業務に当たる職員であるとか、ホームページの担当職員、それから県民からの御意見をいただく広聴の担当職員、やはり内容に専門性がございますので、職員が研修を受けるのに必要とされる負担金について計上させていただいております。

それから、最後に事務費としまして 3,803 万 2,000 円を計上させていただいておりますが、そのうち主な内容を御説明させていただきます。

最も金額の大きいものとしましては、広報紙「さん SUN 高知」の印刷費で約 1,989 万円がございました。そのほか事務費としまして、さん SUN 高知の新聞折り込みの手数料、それから県外向けの送料が 257 万円。また、新聞広告の紙面の掲載料が約 1,191 万円などが含まれております。

また、官民協働の県政を進めていくために、知事への手紙や、対話と実行座談会、対話と実行行脚などの広聴活動に要する事務費的な経費も含んでおります。県民の皆様からは、地域の実情や課題など、これまでに多くの貴重な御意見をちょうだいしており、いただいた御意見は庁内で共有し、具体的な政策の検討につなげていくところでございます。

以上、広報広聴課の平成 29 年度当初予算総額は 2 億 5,315 万 8,000 円となっております。

また、人件費を除く予算は総額 1 億 8,200 万円余りで、前年度と比較しまして約 78 万円の減額となっております。その主な要因としましては、新聞広告掲載に伴う経費の削減などによるものとなっております。

続きまして、平成 28 年度補正予算について御説明をいたします。資料ナンバー④の議案説明書（補正予算）の 11 ページをお開きください。

1 広報広聴費につきましては288万9,000円の減額をお願いしていますが、これは広報紙「さんSUN高知」の印刷費の入札残が250万円、それから皇室関係費の報道用ジャンボタクシーの借り上げ費38万9,000円を減額させていただくものでございます。

補正予算につきましては以上でございます。

以上で、広報広聴課の説明を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 昨日の一般質問の中でも出てきましたけれども、多分、前田議員だったと思うんですが、さんSUN高知の配布料についてです。一応、29市町村は自治体のほうにお願いをして、5町村は折り込みで対応しているということなのですが、ただ、あの質問を聞いてて非常に違和感があったのは、9円と6円です。高知市、南国市9円、それからあとの町村が6円という割り振りになっているというところなんです。現実にもそういうことに対して、ちょっと部長のほうから答弁はありましたけれども、要は配布率が悪いところにお金で加点をして、それで配布率を上げるみたいな答弁だったと私は記憶にあるんですが、そんなにええんでしょかね。非常に違和感ありました。どうです。

◎中平広報広聴課長 決して配布率が悪いから単価が低いというわけでは、全然そういったつもりはございません。

◎橋本委員 そうしたら、何で。

◎中平広報広聴課長 高知市と南国市につきましては、特に世帯が多いということもありまして、高知市と南国市の配布率が上がることによって県全体の配布率に大きな影響を及ぼすというところもございました。そういったところも考慮に入れさせていただいたのか、それから高知市と南国市が配布するに当たって、その配送費用であるとか仕分け費用、それから配布に係る配布人の方への手当とか謝礼みたいなものですね。そういったものの内訳をお聞きした中で、これではちょっと難しいだろうというようなところの実情もお聞きした上で、単価を設定をさせていただいたという、そういった経緯がございます。

◎橋本委員 そうしたら、高知市と南国市だけではなくて、この29市町村の全てのそういうふうなものの確認をせないかんと思いませんか。この2つだけではなくて、例えば、四万十市、須崎市、土佐清水市、じゃあどれぐらいかかっちゃうが。人口1人当たりじゃなくて、世帯1人当たりに対してこれだけの経費がかかっちゃうのでということを確認して、きちっとそれを算定をしてこの予算を配分するというのはわかるんですが。そうしなければ、公平、公正性が保てんがじゃないですか。言うたもん勝ちみたいなもんじゃないですか。

◎梶総務部長 課長からも申し上げましたけれども、配布を委託、お願いするに当たりまして、実際の経費なども聞き取りながら、確認し、御承認をいただくという手続をやらせていただいています。例えば、平成29年度でいえば、29市町村のうちの27市町村になり

ますけれども、27市町村は6円ということで確認をさせていただいております。承諾書という形でいただいているわけです。でありますので、私どもとしては経費がかかるという話をいただいている高知市ですね。これも先ほど課長は省略して経緯を申し上げましたけれども、高知市で折り込みではなくて各世帯配布という形を維持するにはこれだけが必要なんだという議論が平成7年から平成8年にかけてあったわけです。南国市は、従来は折り込みだったんですね。折り込みなので配布率が非常に悪かったんですけれども、毎月毎月、市の広報紙、市町村の広報紙をお出しになってお配りになっているところで、かつ、県のさんSUN高知を折り込みで対応している、すなわち各市町村に配っていただけてないのが、最後まで残ったのが南国市なんです。その南国市にぜひとも配布率引き上げのために、新聞折り込みではなくて委託をさせてもらえないかという御相談をさせていただいて、かかる費用をお聞きして今に至っているということでもあります。ですので、実際に高い配布率を維持するため、あるいは、配布率を上げるためにこれだけの費用がかかるということをお聞きした上で、高知市と南国市については単価を決め、その他の市町村については「毎年6円という単価でよろしいでしょうか」と、「よろしいです」ということのやりとりをさせていただいて、予算を計上させていただいているということでございます。

◎橋本委員 「高知市と南国市は特別に9円だよ。あんたのところ6円でええかえ」という話をしてないでしょう。

◎中平広報広聴課長 個別に市町村とのそういったやりとりは、自分が知ってる範囲ではやったことはございません。

◎橋本委員 工夫をして、各市町村ともいろんな広報をできるだけ、これ県の考え方と同じですよ、しっかりと皆さんのところへ届けるための経費というのは、かなり皆さんそれぞれ苦心してやっています。当然、人口が少ない、行政規模が小さいところほど苦しい状況の中でもそれ割いてやってるわけですよ。そこだけというのは、非常に私は聞いてておかしいですよ。要は、本当に過密性もあるんでしょう、いろんなものもあるのかもわからないですけども、でもそこら辺はしっかりともっと公平公正にこういう算定はしてもらおうほうが、私はありがたいと思いますね。それは県から「6円でやってよ」と言われりゃ、みんな「はい、わかりました」と言いますよ。でも、みんな、高知市とか南国市が9円というのは知らないですよ。本当に、そこはもう少し公平公正な行政対応をぜひお願いしたいと思います。

◎梶総務部長 かつて、この委員会の場でもこの単価の違いが議論になったといたしますか、説明した記憶は残っているんですけど、確かに各市町村に単価の違いをお知らせはしておりませんので、今回、御議論もいただきましたので、これ平成30年度に向けてということになりますけど、高知市と南国市には9円で委託をしてますという情報は27市町村にお知らせをしたいと思います。

◎橋本委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

◎池脇委員 テレビ番組の反響はいかがですか。

◎中平広報広聴課長 テレビにつきましては、定時番組と、それから先ほど御説明しました特別番組というのを7本年間にやっておるんですけども、視聴率でいいますと、「おはようこうち」なんかも割と七、八%ぐらいの視聴率ございますし、それから夕方やっています「県民ニュース」とか「知っとく高知県」、これにつきましては、特に知っとく高知県のほうは視聴率が8%から9%ぐらいあるという状況ですので、内容的には県民の方に見ていただいているかなというふうな感想は持っています。それから特別番組のほうにつきましては、年間7本やっておるんですけども、テーマが産業振興計画、観光、南海トラフ地震関係とかです。観光なんかは県民の方が内容的に見て、楽しい、見やすいという内容になっていますので、視聴率が10%超え、12%、多いときは14%とか、そういった数字をいただくこともあります。平均でいくと、七、八%ぐらいかなという状況なんですけれども、そういう視聴率でちょっと広報効果をはかるというのは難しいかもしれませんが、一定、テレビ局が特別番組にあわせてモニターから意見をいただいていますので、そういった御意見を聞いている中では、内容的には県の取り組みとか事業がわかったと、非常によかったという好意的な御意見をいただいております。

◎池脇委員 そういう声が、県民世論調査に影響が少しい形で出ればいいなと思うんですけども。世論調査をされて、県民の意識の変化というのは傾向性みたいな何か出てきておりますか。

◎中平広報広聴課長 実は、県民世論調査はここ数年、広報関係のテーマではちょっとできてないんですけども、五、六年前に県民世論調査で県の広報についてのテーマでやったことがあります。そのときの内容としましては、県の県政情報とかというのをどういった媒体で知ることが多いですかという、そんな御意見をテーマでやったんですけど、そのときにやっぱり「さんSUN高知」が県の取り組みを知る媒体としては一番多かったという結果があったりとか、あと、インターネットであったり新聞であったり、そういった媒体を介して県の情報を知り得てるというような、そんなアンケート結果になっておりました。

◎池脇委員 若い人に県政のいろんな情報が届くような工夫も、インターネットをやっておられるから、ここからはかなり若い人がアクセスはしてると思いますけれども、ぜひそういう工夫もしていただいて、対応をこれからもぜひともしていただければと要請をしておきます。

◎中平広報広聴課長 ちょっと資料が今見つかったんですけど、平成24年に世論調査をやっております。県の広報についてというテーマでやってみて、先ほど説明しましたけども、県の情報を何で知り得るかとか、それから、特に県から伝える情報で特に関心がある内容はどんな情報があるかとか、そういったテーマでやってみて、ここ数年ちょ

っとそういったテーマでやってないので、広報の関係につきましても、やっぱり世論調査のほうで取り上げて、県民の反応をちょっと見てみたいなど考えております。

◎横山委員 受付案内業務等委託料ですけど、これは玄関のことですか。県民室とはまた違う。

◎中平広報広聴課長 業務の内容は玄関の受付、それから県民室の受付、それから県の代表の電話、それからあと文書情報課の業務になりますけど公文書管理の業務を、日東商事というところに委託をしてやっております。

◎横山委員 プロポーザルですか。

◎中平広報広聴課長 プロポーザルでやっております。

◎横山委員 こういうこと、何社ぐらい、大体毎年来るんですかね。

◎中平広報広聴課長 プロポーザルについては3年に1回、業者を選定してありまして、平成20年から外部に委託する形で業務をやっているんですけど、3年ごとに業者を選定し直してプロポーザルでやっております。今ちょうど第4期目ということになってるんですけども、平成28年から平成31年3月31日まで、これが今の委託期間になっております。

◎横山委員 委託ってことなので、受注先と社員との雇用関係というのは委託と派遣とかは違うと思うんですけど、それは置いといて、こういうことを委託してるのは、プロポーザルやったらこれは任せてやってくださいなのか、広報広聴課として何か一つ管理監督というか、マネジメントしているのかということ、ちょっとどんなことしてるのか聞かしてくれませんか。

◎中平広報広聴課長 基本的には、仕様に基づいて委託業務をやっておるんですけども、進捗管理とか日々の動きがありますので、月に1回は必ず定例会というのを業者と開いております。それ以外にも、日々、問題事案が発生したときには、委託先に統括の職員が1人おりますので、その方うちの担当者が、日々、細かいことについてのやりとりを行っておりますので、何か事案が発生するたびに、細かいところは広報広聴課でも把握して対応するような形にしております。

◎横山委員 やっぱり県庁の玄関とか電話とかいうたら顔なんで、任せてるからということじゃないということは今はっきりわかったんですけど、やはりしっかり管理していくということが大事だと思うので、継続してよろしくお願いします。

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

ここで一旦休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時59分～12時58分)

◎桑名委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈文書情報課〉

◎桑名委員長 次に、文書情報課の説明を求めます。

◎徳橋文書情報課長 文書情報課です。よろしくお願いいたします。

まず、当課の平成 29 年度当初予算でございます。お手元の資料ナンバー②、当初予算の議案説明書の 19 ページをお開きください。

初めに、歳入予算につきまして御説明させていただきます。

まず、12 繰入金の（1）県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入につきましては、後ほど御説明いたします公文書館の整備のための現在の県立図書館の改修工事に係る設計委託料。具体的には、基本設計委託料の全額と実施設計委託料の一部に充当するものでございます。

次に、14 諸収入の（4）文書情報課収入につきましては、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、公文書の開示請求をされた方に御負担をいただく公文書の写しの交付費用と郵送料、また、当課で雇用いたします非常勤職員及び臨時職員の雇用保険料の本人負担分でございます。予算額は 101 万 2,000 円を計上しております。

次に、15 県債の（3）公文書館整備事業債につきましては、先ほど申し上げました改修工事に係る実施設計委託料の一部として 2,800 万円を計上しております。

続きまして、歳出予算につきまして御説明をさせていただきます。

20 ページをお開きください。歳出の 4 文書情報費でございます。右側の説明欄で主なものを御説明させていただきます。まず、1 人件費は当課の職員 6 名に係る人件費でございます。

次に、2 文書情報費でございます。まず、公文書開示審査会など、3 つの審査会等に係る委員報酬でございます。これは当課が所管しております情報公開や個人情報の開示決定に対する審査請求に対応する審査会など、22 名の委員の方々の報酬でございます。

次に、1 つ飛びまして、文書情報システム運用保守委託料につきましては、職員が行う文書の起案や保存などの一連の文書事務及び情報公開のインターネット請求に対応する文書情報システムの運用保守と機能向上のための改修、システム操作などの問い合わせに対応するための経費でございます。

次の公文書管理業務委託料につきましては、書庫の管理業務を民間業者に委託するものでございます。具体的な業務としまして、書庫の巡回や清掃、各課からの公文書の受け入れ、受け入れた公文書の管理及び閲覧、貸し出しの対応、そして保存年限を過ぎた文書の廃棄等を委託するものでございます。

次の 21 ページをお願いいたします。職員研修負担金でございますが、情報公開、個人情報保護の実務研修に職員を出席させるための経費でございます。

次に、一番下の事務費でございます。その主なものとしましては、公文書の整理、目録

整備業務の加速化を図るために、平成 29 年度から非常勤職員を新たに雇用することとし、それに係る経費に 162 万円、臨時的任用職員の雇用に係る経費に 217 万円余り、公文書開示審査会などの開催に係る会場借り上げや議事録作成に係る経費に 72 万円余り、情報公開に係る全国会議や講座などへの参加に係る経費に 97 万円余り、書庫整備に係る経費に 64 万円余りと、計 617 万 9,000 円を計上させていただいております。

次に、公文書館整備事業費でございますが、歳入で御説明をいたしましたように、公文書館の整備に当たって現在の県立図書館を改修する必要がございますので、そのための設計委託料として 3,732 万円を計上させていただいております。

以上、文書情報課の平成 29 年度当初予算の総額は 1 億 367 万 7,000 円となっており、前年度当初予算額と比較いたしますと、額にしまして 4,022 万 5,000 円、率にして 63.4% 増となっております。その主な要因は、先ほど御説明いたしました公文書館の整備に係る委託料を計上させていただいているものでございます。

高知県公文書館の整備につきまして、資料により御説明をさせていただきます。お手元の総務部という青いインデックスのついた総務委員会資料、議案補足説明資料の文書情報課という赤いインデックスのついたページをお開きください。表題が、高知県公文書館（仮称）の整備についてというものでございます。

まず、1 の取り組み方針でございますが、県のさまざまな活動や歴史的事実の記録である重要な公文書を適正に管理し、永く県民の皆様にご利用いただくための制度でございます。歴史的公文書制度を創設いたしまして、この制度を適切に運用するための拠点となる施設である高知県公文書館を、現在の県立図書館がオーテピアに移転した後に改修工事を実施して、整備してまいりたいと考えております。また、あわせまして、まんが甲子園の作品の展示を初め、県民の皆様の生涯学習を支援するための機能なども配置をいたしまして、施設の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、2 の高知県公文書館（仮称）整備基本計画（案）につきまして御説明をさせていただきます。この基本計画（案）は、公文書館の整備に関する基本的な事項につきまして、国立公文書館や他県の公文書館から招いた公文書館アドバイザーからの御意見や指導を踏まえまして、取りまとめをしたものでございます。また、先月の 8 日から今月 2 日の期間で県民の皆様からの御意見を募集させていただいたところでございます。その結果、パブリックコメントに寄せられました御意見としまして、4 ページに一覧を添付させていただいております。3 名の方から 6 件の御意見をいただいております。

資料の 4 ページをお開きください。内容としましては、運営に関することが 2 件、施設整備、保存に関すること、利用者、施設の活用につきまして、それぞれ 1 件となっております。運営面につきましては、県の意思決定の過程を記録した公文書の重要性から、歴史的公文書制度の整備を行うことに御賛同いただき、また、公文書館の本来求められている

その役割を第一に取り組むべきとの御意見をいただきました。

施設整備につきましては、1階に整備を予定しておりました障害者用トイレでございますが、車いす利用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応設備、これは人口肛門等保有者の方が便をためておく袋から排せつをするための汚物流しを設置するものでございます。そのほか、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えた多目的トイレの整備をとの御意見でございました。このことにつきましては、館の利用者層から子供連れの方も見込まれますので、おむつ替えシートなどを整備する予定でありましたことから、多目的トイレとの記載に修正することといたしました。

保存につきましては、公文書のデジタル化の際の電子媒体について御意見をいただいております。このことにつきましては、御意見のとおり、現在はさまざまな電子媒体があり、記録媒体の経年劣化や使用ソフトの陳腐化により、作成から数年あるいは10年程度で使用できなくなるものも少なくありません。今後、デジタル化を検討する際には、長期保存に適したものを国立公文書館等の御意見もいただきながら検討をしてみたいと考えております。

利用者や施設の活用につきましては、御意見をいただいたとおり、施設を有効に活用するため、県民への学習支援や観光客へのおもてなしの充実等の機能を配置することにより、子供から高齢者の方まで幅広い年齢層の方々が気楽に立ち寄れるような施設となるよう工夫をしてみたいと考えております。

以上が、パブリックコメントに寄せられました御意見でございます。御意見の中にもございましたが、公文書館の本来の役割である県のこれまでの歴史的事実の集積である重要な公文書を後世の県民に確実に引き継ぎ伝え残していくため、歴史的公文書の保存管理を適切に行っていくことこそ最大の使命であると公文書館アドバイザーの方からも御指導をいただいております。このことを念頭に、館の運営に取り組んでみたいと考えております。また、今後、県議会の皆様の御意見を踏まえまして、この基本計画を策定してみたいと考えております。

それでは、基本計画（案）の概要につきまして御説明をさせていただきます。資料の1ページにお戻りください。まず、背景でございますが、本県の公文書館を取り巻く状況でございますが、1つ目には、本県は昭和20年の空襲でほぼ全ての公文書を焼失し、戦後の公文書しか保有をしていないこと。2つ目には、県内には古文書を含め歴史資料を取り扱う施設が充実しており、時代やテーマに沿った資料の収集や研究が行われていること、その中で唯一、県が設置されて以降の公文書を取り扱う施設がないこと。3つ目として、近隣には県立大などの大学や、現在、建築中の新図書館複合施設「オーテピア」。また、先日オープンいたしました高知城歴史博物館など、教育施設や文化施設が集積された恵まれた環境にあるといった状況がございます。

また、他県公文書館ではどのような機能を持ち、どのような取り組みによる運営を行っているかという状況でございますが、まず、公文書館の基本的な機能でございます収集・整理・保存・利用は、全37館で公文書については行っておりますが、江戸時代以前の文書を古文書としたとき、37館中30館で取り扱っておりますが、展示は公文書、講座は古文書を中心にして展開している傾向がございますが、いずれにしましても、全ての館が行っているという状況ではございません。そのほかに特徴的な取り組みを行っている例としましては、所蔵資料を活用し学校の授業教材として提案を行ったり、アーカイブズ実習として他の自治体職員やアーカイブズ学科のある学習院大学の学生を対象に実務研修の受け入れを行う館など、館の特色を生かした取り組みを行っております。

このような本県の状況や他県の取り組み状況などに鑑みまして、高知県公文書館のあるべき姿、公文書館の果たすべき役割、理念につきましては、大きく3本の柱を考えております。2ページをお願いいたします。

理念の1つ目といたしまして、現在、保存・管理をしております公文書を適切に評価・選別し、適切な環境のもとで保存し、県民の皆様に御利用いただくこと。これを最優先の理念といたしまして、取り組みを進めてまいります。また、本県は昭和20年7月の空襲によりまして、残念ながら戦前の公文書を焼失しております。このため、本県に関する政治や経済などに関する公文書、また、当時御活躍されました本県出身者の動静を記録した公文書など、国の機関などから複製とはなりますが、積極的に収集に努めてまいりたいと考えております。

理念の2つ目といたしまして、戦後の公文書の活用という視点で、例えば産業、教育、福祉、災害、インフラ整備など、それぞれ体系別に整理した上で、これらの情報につきまして、県民の皆様にごらんいただけるように展示などを通じて提供をしてまいりたいと考えております。

また、理念の3つ目といたしまして、公文書館自体、県民の皆様にはなじみのない施設でございますので、公文書館のことをよく知っていただく、また御利用していただくといった視点で幅広い年齢層を対象にしましたさまざまな取り組み、例えば、公文書館体験ツアーや、さまざまなテーマでの研修講座の開催などにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、先ほど御説明いたしました理念に基づいた公文書館の主要な機能につきまして御説明させていただきます。大きく5つの機能を考えております。

1つ目といたしまして、選別・収集機能でございます。国で運用をしております4つの基準を準用しまして、まず、一次選別を行い、さらには、24の詳細な基準に基づきまして二次選別をいたしまして、歴史的公文書を収集してまいります。

2つ目としまして、整理・保存機能でございますが、貴重な公文書が劣化することのな

いように、公文書を搬入・整理する段階で防虫対策や腐食の原因となります金属類などを除去した上で、適切な温度・湿度の環境のもとで保存をしております。

3つ目としまして、利用機能でございますが、県民の皆様に積極的に御利用いただくという視点で閲覧用の目録を作成し、ホームページで公表しますことや、原本の複写も提供できるようにしております。また、予算の制約もあり、公文書の全ては厳しい状況ではございますが、特に貴重な公文書につきましてはデジタル化をして、ホームページで閲覧もできるようにしてまいりたいと考えております。

4つ目としまして、普及機能でございますが、県民の皆様に公文書館を知っていただく、また御利用いただくために、ホームページでの広報やテーマ別の展示に取り組んでまいります。なお、県内には多くの類似の施設がございますので、さまざまな広報媒体を活用しまして、わかりやすく丁寧に公文書館の紹介をして県民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えております。

5つ目としまして、市町村支援機能でございますが、市町村における公文書管理がマンパワー不足なども相まって、大変厳しい状況にあること。また、中山間地域の個人の方や神社、仏閣で所蔵する公文書の保存・管理も、過疎化、人口減などにより大変心配されるといったお話も伺っております。こういった状況も踏まえまして、市町村と連携し、研修の開催や公文書の管理に関する個別の助言、指導などにも積極的に取り組んでまいります。

次に、公文書館の施設面につきまして御説明させていただきます。5ページ以降の平面図をごらんください。まず、公文書館として使用する面積でございますが、12月議会、総務委員会で約1,500平方メートルと御説明させていただきましたが、その後、公文書館の紹介コーナーや展示のスペースを1階に新たに設けることとしましたことから、約1,600平方メートルに見直しをしております。なお、配置に当たりましては、貴重な公文書の盗難・紛失防止のためのセキュリティー対策を最優先に、また作業効率も考慮した配置にしたいと考えております。

各スペースにつきまして御説明いたします。資料の6ページ、2階部分でございます。と、2ページをあわせてごらんいただきたいと思っております。まず、保存書庫につきましては、改修工事を実施しましても、施設の残余の耐用年数は約30年程度でございます。しかしながら、耐用年数を超えて使用されている建築物もありますことから、公文書館が開館して40年にわたって保存可能な書庫のスペースを確保してまいります。具体的に申し上げますと、公文書館の保存書庫全体の収蔵能力は、書架に公文書を並べた場合の棚の長さとして約6.1キロメートルでございます。現在保管している公文書量と、毎年、歴史的公文書として選別され、公文書館に移管・収蔵される文書料を、先進県でございます神奈川県で平均選別率85%でございますが、これを用いて試算したところ、開館時の収蔵量は約2.7キロメートルとなり、書架全体の約4割の収蔵率となります。また、開館後、毎年公文書館へ

移管される文書量は約 85 メートルであると試算されますため、残りのスペースを 85 メートルで割りますと、約 40 年にわたって収蔵が可能であると見込んでおります。なお、保存書庫につきましては、万が一の火災に備えまして、公文書を痛めることのないガス消火設備を設けたいと考えております。また、公文書の劣化を防止するための防虫対策や金属類の除去作業。さらには、選別や目録の作成作業などを行うなど、公文書館の主要な業務を担う作業室につきましても十分なスペースを確保しております。その他、閲覧室、先ほど御説明いたしました展示スペース、研修室、事務室を配置することとしております。

次に、現在の県立図書館を利活用するに当たって必要となつてまいります改修工事につきまして、御説明させていただきます。資料の 3 ページをお願いいたします。現在の県立図書館は昭和 48 年に建築されたもので、耐震基準を満たしておりませんので、鉄筋コンクリートづくり耐力壁を増設するなどの耐震補強工事を実施いたします。そのほか、電気、空調や給排水設備は建築時から更新をしておらず、相当老朽化が進行しておりますことから、全面的に更新するとともに、外壁や屋根などの老朽部分の補修等もあわせて実施をしたいと考えております。また、公文書を適切に保存するためのセキュリティー対策、障害者の方々にも安心して来館していただけるような改修、また、公の施設でございますので、国旗や県旗を掲揚するためのポールを設置するなどの整備を行いたいと考えております。これらの改修に係る現時点での概算工事費につきましては、約 9 億 6,000 万円と試算しているところでございます。

次に、今後のスケジュールにつきまして御説明させていただきます。まず、歴史的公文書制度の創設に向けたスケジュールにつきましては、現在、昭和時代の公文書を対象に目録づくりを進めておりまして、本年度末には約 50% 弱の目録が完成する見込みとなっております。平成 29 年度からは新たに非常勤職員も雇用しまして、目録の年度末の完成を目指して作業を加速化してまいります。平成 30 年度には、職員を対象に選別に関する実務研修会を開催するとともに、平成 31 年度にかけて選別の試行を実施してまいります。平成 31 年度には、選別の試行の結果を踏まえまして、公文書館での管理用の目録や県民の皆様にご覧していただく目録を整備するなど、公文書館の開館に向けまして着実に取り組みを進めてまいります。

次に、工事のスケジュールにつきましては、来年度、平成 29 年度に基本設計と実施設計を実施した上で、平成 30 年度に県立図書館がオーテピアに移転した後に改修工事に着手したいと考えております。平成 30 年度及び平成 31 年度の 2 カ年での工事を想定しております。なお、公文書館の具体的な開館の時期につきましては、工事の進捗状況も見きわめながら、平成 31 年のしかるべき時期に判断をしてまいりたいと考えております。

最後に、施設の有効活用につきまして御説明をさせていただきます。公文書館の機能が十分に発揮できるスペースを確保しましても、まだスペースに余裕がございますので、県

政課題の解決、県民サービスの向上につながる機能を配置してまいりたいと考えております。具体的には、県民の皆様への学習支援機能といたしまして、まんが甲子園作品展示機能、高知県生涯学習支援センター、高知こどもの図書館。また、観光客へのおもてなしの充実といたしまして、まんが甲子園作品展示、高知城観光ガイドの詰所の配置を予定しております。これらの機能の配置に当たりましては、公文書館の業務に影響が生じることのないようにしっかりと精査してまいりたいと考えております。

以上が、文書情報課の平成 29 年度当初予算の概要でございます。

続きまして、当課の平成 28 年度補正予算につきまして御説明させていただきます。資料ナンバー④の補正予算の議案説明書の 12 ページをお願いいたします。

4 文書情報費を 310 万 9,000 円減額するものでございます。右の説明欄で主なものを御説明させていただきます。

まず、1 文書情報費でございますが、公文書開示審査会を初めとする 3 つの審査会等の委員報酬でございますが、会議の開催回数が当初の見込みを下回ったことにより、減額をするものでございます。

次に、事務費の減額でございます。その主なものは、先ほど委員報酬の減額で御説明させていただきましたように、公文書開示審査会などの開催回数が見込みを下回ったことにより、議事録作成経費、会場借り上げ経費などを減額するものでございます。

以上が、文書情報課の平成 28 年度補正予算でございます。

続きまして、条例その他議案につきまして御説明させていただきます。高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案でございます。総務部という青いインデックスのついた総務委員会資料、議案補足説明資料の文書情報課という赤いインデックスの 18 ページをお願いいたします。

それでは、条例の一部改正議案の内容につきまして、資料により御説明させていただきます。本条例の改正は同条例が引用しております番号法の規定が一部改正されましたことに伴いまして、同法の引用規定の整理等を行う必要性が生じたため、番号法の一部改正を形式的に反映する改正となっております。具体的には、番号法において第 26 条が新規に追加されたことから、26 条以下が繰り下がりました。条例が引用しております第 28 条も第 29 条となったことなどから改正が必要となったものです。

条例議案の説明は以上でございます。

文書情報課からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 公文書館ですけど、市町村の公文書がマンパワー不足でとか、伝統的・文化的なものも危機的な、危惧されているというようなこと言われたかなと思ってるんですけど、今、市町村の公文書の管理というのはどんな感じでされてるかというのは、県として

把握はされてるんですか。

◎徳橋文書情報課長 具体的に調査した経過はございませんが、日々、市町村にお伺いするときにお聞きもしております。基本的には、公文書につきましては総務課が所管をしております、専任職員という職員は当然ございませんで、かけ持ちで担当をされておるといふこと。それで、なかなか一元的に管理をしていくということが難しいと、部下任せというような状況にあるといったお話を聞かせていただいております。保存のほうも、空いたスペースに押し込むというような状況もあると。きちっと書庫を構えて整理をして保存をしておるといふのは、なかなか聞いた限りではないということで、厳しい状況というふうに捉えております。

◎横山委員 そういうふうにしっかり把握をされた上で、市町村の支援をするというようなことが柱の一つとなつてたと思うんですけど、助言をするというような御説明やったかなと思うんですけども、その支援のあり方というのは助言だけで変わるもんなんですかね。

◎徳橋文書情報課長 市町村の皆様が全てそうだと思いますが、公文書管理に対する意識が十分でないという部分もあろうかと思っておりますので、そのあたりの意識醸成も含めて研修会も開催をしたり、また、ケースによっては個別に御相談をお受けしたりというようなことをしてまいりたいと考えております。

◎横山委員 まだ、これからスタートするところなのでそうなんでしょうけど、市町村の公文書というのも大事に取り扱っていくというあり方を、今からしっかり組み立てていただければなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

◎池脇委員 これはちょっと関連で。今、非常に重要な指摘があつたと思います。高知県がこの公文書館を新しくつくるということで、ある意味ではもうかなり遅い取り組みであつたろうと思いますね。同時に、県がこういう状態ですから、当然、市町村はまだそういう段階には達してないわけですね。だから、当初はこの公文書館の議論を以前させていただいたときに、他県ではそういう状況のところでは、県と意識ある市町村と連携をしまして、そして県の公文書館の中に市町村も一緒に入るというような工夫もしている他県の公文書館もあると。そのことは課長も御存じだと思いますけれども。だから、その点について、まずは県のほうはできた。その後、市町村に支援をしていくということでもありますけれどもね。実際に市町村で公文書を保管する場所というのが、かなり厳しいだろうと。その前段で、どういう公文書を残すかということすら、意識が県と比べても低いという状況にありますよね。だから、それはやっぱり相当、公文書館ができましたら、市町村に対する意識の啓蒙、触発はかなり大がかりなプロジェクトを組んでしっかりやっついていかないと難しいと思いますね。そして、その先に意識を持っていた市町村の取り組み。そこで市町村として公文書どこで保管するのかといったときに、それぞれ市町村で構えなさい

というのは財政的に非常に厳しいと思いますね。であれば、県下で、ある意味、総合的な形で市町村別に保管できるような、そういう空間をつくっていくということも考えていかなければいけないと思うんですね。そういう将来のそうした県全体の公文書をどう扱っていくのかということも、ぜひこの際に下敷きとして議論をしておいていただきたいなと思いますけど、いかがですか。

◎徳橋文書情報課長 御指摘のあった市町村との連携、それから市町村の具体的な今後の将来にわたっての公文書の保管・管理という面につきまして、どういった方法があるのか。一つは、委員御指摘の共同での保管という選択肢もあるでしょうし、また、地域地域にはいろいろ施設がたくさんございます。また、学校も廃校になった、現在、私どもも大栃高校のほうに置かせていただいておりますけど、そういった遊休施設の有効活用という選択肢もあろうかとは思っていますので、そこはまた十分研究をさせていただいて、対応をさせていただきたいと思っております。

◎池脇委員 今、各市町村で庁舎の移転を検討されてるところがありますよね。だから、ぜひそういうところには、そういう公文書を保管できるスペースをつくるというようなことも踏まえて、県は助言なり支援なりをしていかれることが大事じゃないかなと思いますけれども、この点はいかがですか。

◎徳橋文書情報課長 御指摘を踏まえまして、十分に調査もし、具体的に市町村の皆様と一緒に考えてまいりたいと思っております。

◎三石委員 公文書館の基本理念から始まって、公文書館の主要な機能、施設の内容等々、これ目を通させていただきましたが、せんだって高知城の歴史博物館を内覧で見せてもらったんですよ。温度調整だとか劣化を防ぐだとか、物すごく慎重にやられているわけよね。公文書も約40年から30年をめどにということを書いとるけれども、40年から30年で高知県が終わるわけじゃないわけよね。ずっと続いていかないかんわね。そのあたり考えたときに、高知城の歴史博物館との保存の仕方というか、比べたときに大丈夫かなというような感じがするんやけどね。作業室、選別作業や劣化防止の措置を行うスペースなんかもあるにはあるんやけれども、大事にせないかんところ物すごくあると思うんですけどね。どう、大丈夫。

◎徳橋文書情報課長 今の県立図書館を最大限に有効活用をしてみたいということがまずは第一で、あと、各種の団体も当初入居する予定にしておりますけれども、それも将来的にはどういうふうになっていくか、そこはわからないところもございますし、そうした場合にスペースもまた余裕ができてまいりますので、そういったスペースをまた活用して、施設がきちっと機能を果たすところまで、今の県立図書館を使っていきたいということで考えております。

◎梶総務部長 劣化防止のための対応、先ほど委員御指摘あったスペースを使って、当然、

当たり前のことでありますが、例えばホッチキスを外すとか、そういったことはさせていただきますし、温度や湿度についても文書管理に適切な条件で対応したいと思っております。高知城歴史博物館の工夫についても、勉強させていただきながらということではございますけれども、我々がもし取り入れてない工夫、これはぜひやるべきというものがありましたら、これからまた基本設計、実施設計やりますので、それはもうぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

◎三石委員 高知城の歴史博物館ぐらいまでとは言いませんけど、公文書ですから、大事にしていけないかんものばかりだと思うんで、そこらあたりのことも配慮していただきたいと思えますね。目先のことだけではなくてね。

◎池脇委員 ちょっと関連で。高知城歴史博物館のほうは、和紙でつくられてますから、100年200年もっているわけですよ。ところが、公文書館で保存する行政のというのは、コピー用紙とか、こういうやつですよ。この紙って100年もたないだろうと言われてますよ。そうすると、公文書というのは100年200年もって初めて価値が出てくる。ところが、紙そのものがもうもたないという、化学薬品入ってますからもたないという。だから、100年もたず200年もたずという継続的な保存の仕方。ペーパーとして保存してたら、200年後も残っていますという話じゃないんでね。そのときには、もう一切使えんものに風化してしまっている。これは科学が進化すると同時にそうしたものも改善されてくると思えますけれども、そうした点で、例えばデジタルで残す。これも100年デジタルで残るかどうかもわからないというような形で、残すということの難しさというのは今、大きな課題になってるんですよ。その点の認識は、どういうふうに持たれておりますか。

◎徳橋文書情報課長 確かに、現在県庁で使用してるペーパー、化学製品ということで劣化も進みやすいという現実がございます。また、過去には昭和30年代、昭和40年代には相当紙質の悪い物を使用して文書をつくっておったということで、それも劣化の兆候が見られております。そうしたことから、委員御指摘のデジタル化も含めて、十分にまた研究もしてまいりたいと思えますし、国立公文書館のほうでもいろいろ今、研究をしておるといことも聞いておりますので、そういったノウハウもまたいただいて、可能な限りきちんと残していくように努めてまいりたいと考えております。

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

〈法務課〉

◎桑名委員長 次に、法務課の説明を求めます。

◎楠瀬法務課長 法務課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、法務課の平成29年度当初予算について御説明させていただきます。資料番号②の当初予算の議案説明書の22ページをお開き願います。

まず、当課の歳入についてでございます。主なものとしたしましては、10の財産収入の

120万円がございました。これは高知弁護士会への県有地の貸付収入でございます。

次に、23ページをごらん願います。当課の歳出でございます。5の法務費について、右端の説明欄に沿って御説明申し上げます。

1の人件費は、当課の職員10名の給与でございます。

2の法制管理費は、主に条例や規則の審査、県広報の発行などに要する経費のほか、公益法人の変更認定等の審査や行政不服審査に係る経費でございます。

まず、公益認定等審議会委員報酬の28万8,000円でございますが、これは法人の公益性の認定の審査等を行っていただいております民間有識者4名からなります合議制の機関であります高知県公益認定等審議会の委員報酬でございます。平成29年度につきましても、公益法人の公益目的事業の事業内容の変更や追加、廃止などに伴う変更認定の審議のため、7回の審議会の開催を見込んでおります。

次に、行政不服審査会委員報酬の54万円でございますけれども、これは行政不服審査法に基づきましてなされました審査請求に対し、審査庁が採決するに際し、審査庁の判断の妥当性を第三者の視点から審査していただく民間有識者5名からなります合議制の機関であります高知県行政不服審査会の委員報酬でございます。平成29年度につきましては、12回の審査会の開催を見込んでおります。

次に、法令例規システム保守管理等委託料の277万6,000円でございますが、これは法令例規システムの運用に要する経費でございます。この法令例規システムによりまして、県民の皆様や県職員が県の条例や規則などをパソコン上で検索・閲覧したり、また職員が行います条例や規則などの改正作業を効率的に行うことができるものでございます。

次に、例規事務委託料の110万8,000円でございますが、これは職員の事務処理の負担軽減を図るため、規則や要綱等の改正に係る事務のうち、機械的な入力等の作業、法令例規システムの開発業者でございます株式会社クレストックに委託するものでございます。

次に、宗教法人管理システム運用保守委託料の56万7,000円でございますが、これは宗教法人管理システムの運用に要する経費でございます。宗教法人管理システムでございますけれども、県内に2,800ございます宗教法人につきまして、その基本データや規則を検索してすぐに取り出せることができますとともに、宗教法人法で毎年提出が義務づけられてます役員名簿、財産目録、収支計算等の提出状況をデータ化し、提出してされていない場合には督促状を発し、また長期にわたり提出がされないときには不活動状態であることが確認できるなど、宗教法人についての管理を確実かつ効率的に行うものでございます。

次に、職員研修負担金の6万3,000円ですけれども、これは条例の制定や訴訟事務に係る研修に職員を参加させる際の授業料でございます。

次に、事務費の541万7,000円でございますが、主なものとしましては、条例、規則、告示などを掲載しています高知県広報、県のホームページに掲載するために要する経費が

334万5,000円となっております。そのほかには、旅費、事業費等が132万2,000円となっております。

3の訴訟費は、県が当事者となる訴訟に関する経費や法律相談員の弁護士に関する報酬でございます。

まず、訴訟事務委託料の400万円ですけれども、これは訴訟事務の処理を弁護士に依頼するときに支払います着手金でございます。

1つ飛ばしまして、24ページをごらん願います。24ページのほうですけれども、次に、事務費の699万5,000円ですけれども、これは主に訴訟事務が終了した際に弁護士に支払います報償費の400万円と、県の法律相談員、弁護士4名への年間の法律相談に対する報償費の280万円でございます。

以上のとおり、平成29年度の歳出予算額の合計は9,167万2,000円となり、前年度当初に比較しますと526万8,000円の増となっております。増の主な理由ですけれども、人件費が職員9名から10名と1名増となったため、約600万円増となったことによるものでございます。

以上で、法務課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈人事課〉

◎桑名委員長 次に、人事課の説明を求めます。

◎西村人事課長 それでは、人事課でございます。よろしく願いいたします。

それでは、当課の平成29年度当初予算について御説明させていただきます。お手元の資料②、平成29年度当初予算の議案説明書の26ページをお願いいたします。

当課の歳入予算の主なものを御説明いたします。

まず、7分担金及び負担金でございますが、中ほどの節区分の(1)人事費負担金として1億911万円を計上しております。この内訳でございますが、一つは職員交流に関する協定書に基づき、市町村ですとか、他県に派遣しております交流職員の人件費に充当するために、派遣先の市町村や県などから負担していただくものでございます。もう一つでございますが、当課で運用しております総合人事システムには公営企業局の職員も含まれておりますことから、公営企業局職員見合い分の費用を、このシステムの運用経費に充てるため公営企業局から負担いただくものでございます。

次に、14諸収入の(5)人事課収入としまして104万8,000円を計上しております。この内訳でございますが、一つには民間企業などの派遣職員用に、東京のほうでございますが、県で借り上げております宿舍の共益費として、入居しております職員から受け入れて

いるものでございます。もう一つは、当課で実施しておる職員研修に参加をしております公営企業局の職員の費用分ということで、こちらも公営企業局から御負担いただいております。

次に、27 ページをお願いいたします。人事課の歳出予算。7 人事費でございます。

右の説明欄の1 人件費でございます。こちらは、人事課の職員 13 名に、市町村ですとか、他県、国、民間企業への派遣職員 27 名を合わせました、合計 40 名の人件費となっております。

次に、その下、2 人事管理費でございます。こちらは職員の服務規律ですとか、倫理の確保、採用選考試験の実施などに要する経費のほか、高知県功労者表彰、叙位、叙勲など、栄典に関する経費ですとか、皇室対応に要する経費を計上しておるものでございます。

主なものを御説明させていただきたいんですが、その下の倫理審査会委員報酬でございます。職員の職務の倫理の保持に資するために、職員倫理条例に基づき設置しております高知県職員倫理審査会委員 3 名への報酬となっております。委員会では、管理職員からの贈与等報告に対しまして、毎年御意見をいただいております。

2 つ飛ばしまして、総合人事システム運用保守委託料でございます。こちらは、職員の異動情報、個人情報などを管理することを目的とするシステムの保守管理に要する経費でございます。

その下の、総合人事システム改修委託料でございます。こちらは、当該システムに職員の異動希望ですとか、健康状況、家族状況など、これ毎年人事の申告書ということでいただいておりますけれども、こういった人事管理上の基礎となる情報を入力、管理する機能を新たに追加するための経費でございます。

一番下が会場設営等委託料でございます。こちらは、本年 10 月に本県で開催されます、第 20 回全国農業担い手サミット in こうちに御臨席が見込まれております皇室の方に本県の特産品を御紹介をしたり、御紹介をする物産展示場ですとか、それから沿道などでお出迎えをする、あるいはお見送りをされる方の救護所の設営に要する経費でございます。

次の 28 ページをお願いします。一番上のアルバム作成委託料でございます。先ほど申し上げました全国農業担い手サミットに御来県が見込まれます皇室の方に献上する記念アルバムの作成に要する経費でございます。

その次、2 つ目でございますが、市町村職員等派遣負担金でございます。こちらは、皇室の方のお立ち寄り先の消防、警備などを行う際の市町村職員の人件費に係る負担金となっております。

その下、職員研修等負担金がございますが、こちらは外部機関の実施する研修への参加費用ですとか、あと、中小企業診断士の資格を所有している職員、県庁の中におるんですが、その資格の維持のための研修費用を負担するものでございます。

それから、事務費のほうでございますが、こちらは知事表彰であるとか、それから、叙位、叙勲の栄典事務、それから、皇室対応などに係る経費となっております。

次、3人事企画費でございます。自治大学校ですとか、来年度は京都大学へ派遣をすることにしておりますけれども、民間企業、国などへの職員派遣研修に係るものでございます。

その下の派遣研修負担金でございます。こちらは、自治大学校などへの派遣研修に要する負担金でございます。

その下の研修費は、派遣研修に要する職員の旅費ですとか、宿舍の借り上げなどに要する経費となっております。

次に、4人材育成費でございます。こちらは、職員研修等に要する経費で、主なものとしましては、研修業務の委託に係る経費や研修を受ける職員の旅費などとなっております。

このうち、職員研修管理システム保守管理委託料とございますが、こちらは受講の登録ですとか、研修履歴の管理などを行うシステムの保守に要する経費でございます。

その下、職員研修等委託料でございますが、能力開発センターで実施する職員研修や施設の管理に要する経費となっております。民間の人材育成機関の持つ専門性を有効に活用して、より質の高い研修を実施するとともに、効率的な施設の運営管理を行うために、外部委託をしておるものでございます。現在は、一般社団法人日本経営協会・株式会社ダイセイ連合体と、平成28年度から平成31年度までの複数年の業務委託契約を締結しておるところでございます。今年度の予算におきまして、平成31年度までの経費についての債務負担行為予算を御承認いただいております。来年度は債務負担行為予算の現年化による5,842万6,000円を委託料として計上しております。来年度の職員研修につきましても、職員の職位や経験に応じて実施する指名研修や一般の能力開発研修、職場研修の支援など、全部で86研修、延べ4,490名を予定しております。来年の研修の中で、特に新しい取り組みとしましては、考課要素ごとに重点的な能力開発が行えますように、研修を少し見直します。具体的には、考課要素ごとに能力開発メニューを複数用意させていただいて、御自分の考課結果も踏まえながら、個人の強みや弱み、そういったものに応じた能力開発ができるようにしつらえてまいりたいと考えております。

それから、次でございますけれども、その下、日本経営協会負担金というのがございます。日本経営協会負担金は、研修の企画、実施、調査、研究などを行っている一般社団法人日本経営協会への負担金となっております。

その下の研修費でございますが、こちらは人事課が実施します研修に各所属の職員が出席するための旅費となっております。

一番下の計の欄となりますけれども、平成29年度の人事課の予算総額は4億2,264万4,000円、前年度と比べまして4,489万9,000円の増となっております。増加額の主な要

因といたしましては、人事課の職員増。これ 37 名から 40 名ということで 3 人ふえておるんですが、こちらに伴う人件費の増が約 1,900 万円余り。それから、皇室対応に伴う経費の増、こちらが 2,500 万円余りとなっております。

人事課の平成 29 年度当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、2 月補正予算について御説明させていただきます。資料④の 2 月補正予算議案説明書の 13 ページをお願いいたします。

人事課の歳出予算、7 人事費でございます。600 万円の減額補正をお願いしております。内容につきまして右の説明欄で御説明いたします。まず、1 人事管理費でございます。こちらは本年、皇室の方のお成りの対応のために計上していた事務費につきまして、不測の事態を想定した日程書の刷り直しなどがございますが、そういった経費が不用となったことから減額を行うものでございます。

次、2 人事企画費の研修費でございますが、こちらは国や民間企業などへの派遣職員用に東京で借り上げております宿舍の賃借料でございますが、派遣者が想定よりも少なくなったことから、不用額が生じたものでございます。

人事課の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 この人材育成費について聞きたいんですけど、人材育成は大変、官民ともに大事なところですけども、忙しくて受けたいけど受けられないような事例とか、皆等しく受けられるような仕事割とか、そういうふうになってるんですかね。

◎西村人事課長 職員の方には、まず階層別研修という形で、主事、主査、主幹、それぞれステージが上がってまいります。ですので、一番最初は新規採用研修ということでこれを受けていただくんですが、主査に上がったとき、主幹に上がったとき、それぞれそのステージで研修を用意しております、そこに指名の形で出席をしていただくということになります。ただ、委員御指摘のように、仕事でやむを得ず、ちょっと業務の都合も重なったりする場合があります。場合によっては、出席できない場合がございます。そういった場合には、そういう事情で欠席をするという届け出を出していただいて、来年度、受講ができる形にさせていただいております。そういったことで、その年はちょっと無理なんだけれども、翌年、もう一度受けていただく、そういった形で対応はさせていただいております。

◎横山委員 そうやってやっていかないと、上にどれぐらい研修を受けたかというのを既に履歴がシステムで管理されるわけですね。だから、忙しくて受けたかったけど受けなかって、その人の将来に響くことがない。そういうふうにならなければ安心しました。

あともう一点、全国農業担い手サミットですか。この前、一般質問でも誰か質問されて

ましたけども、会場の設営を委託するんですよね。県内の事業者に委託をするわけですか。

◎西村人事課長 全国農業担い手サミット全体的なしつらえは、恐らく農業振興部になると思います。私どものほうは、皇室関係の方がおいでになられると。まだ、あくまでも予定でございまして、どの方がということではございませんけれども、そちらに備えてやっておるものでございます。金額的に救護所の設営とか、そういったものなんかは、当然、県内でお願いができるものだろうと思っております。あと、車なんかの手配なんかもするんですけれども、そういったものも大体県内で何とかできるんじゃないかと考えております。

◎横山委員 県内か県外かに別にこだわってるわけじゃなくて、やはり御皇室も来られてやるので、すごい料を極めてやっていただきたいなと思ったんですけど、農業振興部がやっぱりメインということをつかり忘れてまして。けど、大事なことで、よろしくお願いたします。

◎米田委員 27 ページの件費のところでは 27 人派遣されちゃうということですが、これ災害の派遣とかも入ってるのかということと、民間の場合はどういう基準でどこのどういう民間へ行かれてるのか。

◎西村人事課長 派遣者の中には、今、災害というお話がございました。他県に 9 名の者が行っておるんですが、この中で私どものところで 6 名が災害の関係で派遣をしております。岩手県であったりとか宮城県であったり、これ事務のほうでございまして、用地買収ですとか、そういった形の業務をしていただいたり、あとは少し契約関係、土木事務所的なところで建設業の届け出を受理したりとか、そういった業務をしておる者がございます。それ以外、あと 3 人の者は若手の職員で、四国、香川県であったり愛媛県であったり、そういったところの県庁の方と交流ということで、よその県でいろいろと経験をしてきてもらおうというふうな方になっております。それから、そのほかでございまして、この中には市町村に派遣している職員もございます。これは若手の職員から中堅の者もございましてけれども、それぞれ市町村との交流ということでいろんな経験をしていただいております。それから、そのほかに国のほうでございまして、国は内閣府、これ、まち・ひと・しごと創生本部の事務局であったり、子ども・子育て本部、そういったところの少子化対策とかでございまして、そういったところに行っていたり、復興庁なんかにも行っていたりしておる者もございまして。あと、民間企業のほうでございましてけれども、こちらのほうは、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、それから資生堂、三井物産、こういったところに行っていたりしております。そのほか、政策研究大学院大学、それから自治体国際化協会等々に行っていたりしておると。主に大体こういう内訳になってございます。

◎米田委員 県としての幹部養成が一つは狙いがあるのかということと、民間等に行く場

合、人件費はどっから出るかようわかりませんが、どこの業界、あるいは企業へ行くかということについては非常に慎重にやらないかと思うんですが、そういう選択基準どんなふうにしてますか。

◎西村人事課長 まず、民間企業につきましては、どこどこたくさん行けるものじゃございません。やはり県としてせっかく行っていただくのであれば、全国でやっている大きな企業ということで、三井物産、県とかではなかなか経験ができないような民間の業務をしていただきたい。それから、今までの交流、研修を受け入れていただく。これ当然企業のほうで受け入れていただかないといきませんので、そういったお話ができたところというふうなことでございまして、これ毎年は変わらないんですね。資生堂とかはずっと長い間、今、掲げました3つの会社というのはここ何年か継続してやっていただいております。行っていただく方々というのは、公募という形で若手の職員に手を挙げていただいたり、大体行くのが30歳前後でございまして、庁内で公募したりして手を挙げていただいたやる気のある方、ちょっと外でいろいろ経験してみたいよねと思われる方なんかには手挙げをしていただいたりして、少し複数の場合には選考させていただきますが、そういった形で行っていただいておりますということでございます。

◎米田委員 民間の企業へ行ったら、それなりに経験したことない経験をするからえい面もあるかもしれないけど、公務で非常に大事ないろんな研修なり必要な研修があるわけですから、やっぱり基礎をちゃんとした上で、民間の立場もそれなりに考えられるというふうに、逆にしないようにしてもらわないと、ちゃんと公務員としての仕事、役割というのがありますので、そういう研修はうんと大事にした上で、なおかつ民間の企業もどうかというような研修もつけ加えてやること自身についてはやぶさかでないですけども、その基本はちゃんと押さえた上でやっていただきたいなと要請しておきたいと思っております。

◎池脇委員 総合人事システムですけれども、これ、内容はどういう内容になってるんですか。

◎西村人事課長 総合人事システムにつきましては、職員3,300人ぐらいおりますけれども、その職員の個人情報も管理しております。例えば、今までどういう所属にいた、いついつまで主事、主査、主幹、それから所属をどういうふうに変わってきたのか。それから家族構成はどうなのか。それから異動の希望はこういうところに行きたいと思っておりますのかということもございまして。そういったことを管理しているシステムでございまして、あとは毎年定期の異動がございまして、その定期の異動の際に、辞令書というものを印刷をしたりするような機能も一緒に入れさせていただいております。それから、皆さんのところに毎年6月ぐらいにお配りをしております職員録なんかの基礎データなんかもここで管理をしておりますので、これでもって原稿を出して印刷をして職員録をつくらせたり、そういうことをしておるものでございます。

◎池脇委員 3,000 人の人事を毎年考えていかなくちゃいけないんで、しかも人事で一番大事なのは適材適所なんですよね。そういう適材適所にきちっと当てはまるような人事をしていくための工夫というものは、本当に大事になってくると思うんです。このシステムということで、一定の基礎情報はここに集まっているんでしょうけれども、これからはやっぱり人事に関しても A I の導入が必要じゃないかなと思うんです。もっともっと情報をしっかり集めて、一応適材適所に合うような条件の方をきちっとセレクトして、その上で、しかるべき人たちがそこに配置するのがいいのかという判断をしていただくという。だから、この管理システムの部分でやっぱり A I の導入というのは非常に重要ではないかと思うので、このあたりの御検討はされてるんですか。

◎西村人事課長 まだそこまでは至ってないというのが現状でございます。御示唆の趣旨はよくわかっておりますので、これから勉強していきたいところでございます。今やっているこのシステムの中では、例えば該当何年の方がどれだけいるとか、経験、どれだけの、例えば主幹であれば、主幹 10 年の者が何人いるとか、そういったことをずらずらと抽出することができるようなシステムであって、委員がおっしゃってるような、経歴で当てはめるといふところまではとてもまだ行けてない状況でございます。

◎池脇委員 少し心配なんですけれども、優秀な人とか能力のある人が、どの企業なんかもそうだと思うんですけどね。私も学校で 10 年ほど勤めてましたけれども、仕事ができない人のフォローなり、かわりをできる人に全部回ってくるんですよ。そうすると、ある一定、意欲と能力のある方がどんどん疲弊していくというね。それで優秀な人材、力を持っている人を育て切れなくて潰してしまうというね。今の県庁もそういう傾向が出てきているんじゃないかなと思うんです。どうしてもそういう新しい部署とか、ここで成果を出さなくちゃいけないというたら、彼やったら安心だからということになってしまう。その前も彼がおったところは大変厳しいところで、お前頼むぞということになってくる。これは本当に適材適所の判断なのか。ややもすると、その人の限界を超してしまった場合に、本当に将来、力を発揮する人を途中で潰してしまうということも起きるわけですよ。そのあたりの判断をするのに客観的な情報というのをしっかり持っておかないといけないので、やはりもっと精密な情報を得るための A I の導入というのは、早期に導入して情報が蓄積されていかないとはいけませんから。精度が出てくるためには一定の年数がかかるわけですね。ですから、早い導入を図っていくべきだろうと。そうすることによって、この人事というのは人を生かすということと同時に、人を殺さないということが大事。潰さないという点もしっかり見た上での人事をしていくべきだと思うんです。ぜひそのあたり、前向きに検討していただきたい。総務部長にちょっと。

◎梶総務部長 システムに入力している情報は先ほど課長が申し上げたとおりでございますが、その他さまざま人事をする際には考慮すべき要素がございます。私どもが人事を行

う際には所属長からの御意見もお聞きをしますし、過去の人事考課での評価がどれぐらいだったかということもお聞きしますし、本人の希望もお聞きするし、あと経歴も気にするわけです。場合によっては、外の方の御意見を聞くこともあります。いろんな情報を少しでも多くの情報を取り入れて人事をしなければ、委員おっしゃる適材適所にはならんだろうと思っておりますので、どこまでシステムに導入するかというところで、今、課長がちょっとそこまで追いついてないと申し上げましたけれども、人事をする上では委員おっしゃるように、いろんな情報を可能な限り踏まえて適材適所の人事にしていきたいと思えますし、おっしゃるようにシステムも日進月歩かもしれませんが、よりよく改善をするように今回もシステムの一部改修経費を予算をお願いをしておりますので、その中で執行する際に委員の御指摘も踏まえらるような対応をしてまいりたいと思えます。

◎**金岡委員** 平成 28 年度と平成 29 年度の人事企画費。昨年の研修費が 500 万円減であると。ことしが 2,170 万円ですか。これ、減額した主な理由と、ことしの研修の内容どういうものが。

◎**西村人事課長** 減額した理由につきましては、この 2,100 万円の中は旅費とか宿舎費となっております。先ほど少し別の委員にもお答えをしたんですけれども、民間企業であったりとか、国に行っていたらいる職員の、研修で行っている職員の宿舎費とかになっておるんです。どうしても、予算の時期には行く職員がどうなのかというのがわかってない部分がありまして、実際、予算上 15 人というふうな人数で計上しておったんですが、結果 12 人になったということで 500 万円の減が出たと。これは 1 年間、宿舎の借り上げ、大体、東京のほうでございまして月 10 万円ぐらいかかるんでございまして、そういった部分で 500 万円の減が生じているということございまして。この研修費の内訳はということございまして、ここに行っておるのが先ほどのような民間企業に行っている者と、それから自治大学校というのが東京の立川でございまして。立川に自治大学校というのがあるんですが、これは税であったり、それから監査で毎年ございまして、来年度につきましても、税、監査、それから一定幹部になるときはチーフ、あるいは補佐級の人に自治大学校に行っていたらいて、他の県の自治体の方と一緒に地方自治関係のことを勉強してもらおうというものでございまして。

◎**金岡委員** そうすると、3 人行けなかったということだと思いますが、それは忙しいから行けなかったとか、あるいは希望しなかったから行けなかった。どういう。

◎**西村人事課長** その行けなかったというのは、行けなかったということではなくて、年によって利用する人間に差が出たということであって、行けなかったということではないんですけれども。

◎**金岡委員** 希望されてるとかということではない。希望されなかったとかいうことで、強制とかそういうことではない。

◎西村人事課長 年によって、国に派遣する者とかによって差があるんです。例えば、この年は内閣府に派遣研修で行っておるんですけども、翌年度からはないという場合もあるんです。そういったことでのずれが生じているということと理解していただきたいんですけども。

◎金岡委員 それは理解しますが、民間へも行かれるというようなことも言われてましたので、ある一定は予定はきちっと立てれるんじゃないかというふうに思うんですが、その中でやっぱりこういうふうにならざるを得るとするのは、それはちょっと妙に何か私としてはちょっと理解しにくいんですが、どうでしょう。

◎梶総務部長 当然、予算編成に当たっては、来年度の研修派遣の見込みを立てて予算計上させていただきます。実際には、予算の議決をいただいてから、人事ですので、その後の状況に応じて研修がなくなるとか、あるいは逆の場合もあります。追加で研修に派遣する必要が生じたとかという予算編成時点での見込み、予算の議決を賜るときの見込みと、事が人事のもんですから、実際、実施が異なるということが一定程度生じるのは私どもとしてはやむを得ないと思っております。

◎金岡委員 わかりました。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈職員厚生課〉

◎桑名委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎松本職員厚生課長 職員厚生課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、平成 29 年度当初予算につきまして御説明をいたします。右肩の番号②の議案説明書（当初予算）の 30 ページをお願いいたします。

歳入の主なものを御説明いたします。一番上の 7 分担金及び負担金の節の欄にあります（2）職員福利厚生費負担金は、職員の健康診断等に係る公営企業局職員分の負担金を受け入れるものでございます。

次に、一番下の 1 県債でございます。次の 31 ページをお願いいたします。（1）退職手当債は、知事部局等の職員の退職手当の財源に充てるものでございます。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。32 ページをお願いいたします。8 職員福利厚生費が当課の歳出予算となります。右端の説明欄の内容に沿って説明をいたします。

まず、1 人件費のうち、3 つ目の地方公務員災害補償基金負担金は、公務災害、通勤災害に遭った職員に対しまして、医療費等の補償費を給付する制度の原資としまして、職員の給与総額の一定割合を負担するものでございます。

次の公務災害補償費は、非常勤職員や臨時職員など、地方公務員災害補償基金の補償対象となっていない職員が公務災害等で被災した場合の補償費を計上しております。

次に、2 退職手当につきましては、下から 2 行目をごらんください。退職手当の 23 億

3,027万円余りにつきましては、警察、教育委員会、公営企業局を除く知事部局などの退職者に対して支給するもので、平成29年度は定年退職80名、勸奨退職27名、普通退職等17名の計124名と、それから臨時職員272名分を見込んでおります。

次の33ページをお願いいたします。一番上の3恩給及び退職年金は、地方公務員共済制度が発足しました昭和37年以前に退職した職員に対しまして、恩給法及び職員の退隠料等に関する条例に基づき退職年金等を支給するもので、平成29年度は、警察職員、教員を含めた、合計で87名分を見込んでおります。

次の、4職員福利厚生事業費は、地方公務員法第42条の趣旨に基づきまして、職員の元気回復等を目的に福利厚生を増進を図るための経費でございます。具体的には、2つ目の職員福利厚生事業費補助金によりまして、球技大会などの事業に対して助成するものでございます。

次の、5福利厚生施設整備費は、職員住宅の整備や管理などに要する経費でございます。

まず、職員住宅管理システム運用保守委託料は、職員住宅への入居の承認や台帳管理、使用料の徴収などを行うシステムの運用保守に係る業務を委託するものでございます。

次の職員住宅管理委託料は、県内の職員住宅の維持管理等を高知県住宅供給公社に委託するものでございます。

次の、6職員健康管理費は、職員の心と体の健康づくりを推進するための経費でございます。

まず、職員健康診断等委託料は、一般健診、がん検診、それから特殊健康診断などの健診の実施や、その結果通知、また保健指導などの業務を健診機関へ委託するものでございます。

2つ飛びまして、一番下の健康管理費負担金は、地方職員共済組合高知県支部が実施する人間ドック事業に対しまして、個人負担の5,000円を除いた費用の2分の1を負担するものでございます。この負担金は、相手方の地方職員共済組合高知県支部は、知事が支部長となっておりますので、双方代理による契約を有効なものとするため、予算についての承認という形で、議会から事前の許諾をいただきたいと思います。

次の34ページをお願いいたします。上から2つ目の職員研修負担金は、産業医が学会に参加する際の負担金などになります。

最後の事務費は、主にメンタルヘルス職員研修や健康相談事業などの経費でございます。メンタルヘルス対策につきましては、職員の心と体の健康づくり計画に基づきまして、早期発見、早期対応ができるような体制づくりと、働きやすい職場づくりを進めてきております。相談事業につきましては、引き続き、職員厚生課スタッフや専門の精神科医、産業カウンセラーが連携しまして相談を受け、職員が重症化する前にカウンセリングや治療等の適切な対応ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、ストレスが少

なく働きやすい職場づくりを目指して実施しております職場ドックにつきましては、ほとんどの職場で取り組んでおまして、情報共有や仕事のしやすさの工夫、執務環境の整備といった面で成果が出てきておりますので、来年も引き続きこの取り組みを進めてまいります。

以上、職員厚生課の平成 29 年度当初予算総額は 26 億 6,299 万 8,000 円で、平成 28 年度と比較しますと 4 億 888 万円、約 13.3%の減となっております。減額の主な要因としては、退職手当の減でございます。

続きまして、平成 28 年度の補正予算について御説明をいたします。右肩の番号④の議案説明書（補正予算）の 14 ページをお開きください。

まず、歳入の不動産売払収入の 1,974 万円余りは、四万十市赤松谷と四万十町十和にありました職員住宅を売却した収入でございます。

15 県債の（1）退職手当債の 3 億 9,200 万円は、財源対策として起債により職員の退職手当に充てる額をふやすものでございます。

歳出につきましては、次の 15 ページの右の説明欄をごらんください。

1 退職手当の 3,400 万円の減額は、定年退職者の退職手当が当初見込みより減ったことによるものでございます。

次の、2 恩給及び退職年金の 420 万円余りの減額は、受給者数の減少によるものでございます。

私からの説明は以上となります。よろしく願いいたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 職員の福利厚生事業費補助金ですか。これ、何か球技大会をしているというふうに、今、御説明あったんですけど、これは何の球技大会なんですか。

◎松本職員厚生課長 県と、それから共済組合と、職員団体の三者でレクリエーション事業の実施委員会というものをつくっております。そこが主体となりまして、例えば職員の球技大会とか、それから体力づくり事業としまして、例えば職員の運動会とかということを実施しておりますので、その経費に対しまして一部補助を行っているものでございます。

◎横山委員 何かいろんなことしゅう中で、補助、支援、足してあげてるといようなことですね。ただ、球技大会で野球とかだけやってるとかいうことじゃなくて、いろんなことしてる中で、この 26 万円ですか、これを足してあげてるといようなイメージでよろしいですか。

◎松本職員厚生課長 先ほど申し上げました球技大会ですとか、運動会もありますし、その他、体力づくりということでボーリングとか、いろんな競技もやっております。必要な経費としましては 225 万円程度だったと思いますけど、その 1 割弱ぐらいを県のほうで補助金として出しております。

◎横山委員 わかりました。最初に球技大会とぱっと耳に入ってきたんで、球技できん人どうするんやろうなと思っただけの話で、いろいろやられてるんであればわかりました。ありがとうございます。

◎米田委員 34 ページでメンタルヘルスのことを言われましたけど、1 カ月以上ですか、病気休暇の人数とメンタルで休まれている人数。この二、三年の傾向は。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 ここ数年ということでしょうか。平成 25 年が1 カ月以上の病休が78 名、そのうちメンタルヘルスによるものが45 名。それから平成 26 年が1 カ月以上が89 名で、そのうち46 名。平成 27 年が1 カ月以上が77 名で、そのうちメンタルの人が42 名で。平成 28 年度につきましては、この3 月末で締めるようになっています。

◎米田委員 大変御苦勞もされ、職場の委員会もつくってされてると思うんですけど、もっともっと減りたいですね。それは今の産業医ですか、カウンセラーの方もあって相談活動も、そういう意味でメンタルとかいうふうにされてますけど、対策と成果というか効果というか、どんなふうに。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 減らしたいと本当に思ってますけれども、体調が悪いときにゆっくり休めるということも必要なことなので、ゼロを目指せばいいということではないだろうというふうに思ってます。だから、病気になった人は病気回復するぐらい必要なだけちゃんと休養ができて、その後スムーズに復職ができて再発をしないというところがまず第一で、そういうところでは早目に相談につないでもらって、軽症なうちにきちんと休んでいただく。その後のフォローができるというところでは、まず二次予防からということと、プラス三次予防になる復職の支援ですとか再発予防。そのあたりは大分システム化してきましたので、数年前から職場環境をよくして働きやすい職場でできるだけ発生を抑えましょうということと職場ドックという形で、どれぐらい成果がというのがこの病休の数だけでははかれないと思いますので、日数だったり、いろんな状況というのは総合的に見ていければいいのかなというふうには考えております。

◎米田委員 結局、メンタルヘルスの場合は、大変、性急に急いでもいかんわけですし、余裕というか、落ちついた雰囲気療養もできることも要ると思うんですけど。私たちも身の回りで若くしてやめられた方も何人か知っておるんですけども、何とか職場変わって復帰は一度したもののなかなか続かんということで。子供抱えながら退職された方もいっぱいいるんですけど。今、相談のことも言われてましたけど、相談件数とかそういうのはふえてるのか、あるいは十分機能を果たしているのか。そこら辺はどうなんですか。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 専門医の分は大体枠が決まってするものですから、ふえてもなかなか入らないのでというところが現状としてあって、私のところと、それから保健師のところを受けてる分は年間延べ600 件から700 件ぐらいの形になりますので、で

きるだけ早目に相談していただいて、必要な分は専門医だったり、外の専門医の先生のところへ紹介する形で対応はできればというふうに考えてます。

◎米田委員 いろいろ紆余曲折を経ながらも、職場復帰されるケースも大分ふえてきてますか。

◎杉原職員厚生課職員健康推進監 職場復帰支援システムをプログラムを使ってる人が年間二十数名ということで、大分システム化してきましたので、そこで1カ月ぐらいのならしの期間をもって復帰をしてもらおう。もしくは、そこまではいかないんだけど、一、二週間を病気の中でちょっとならしの期間を御本人と職場と私たちのところで相談をして、少しならしの期間を持って確認をしてということで、安心して復帰をしてもらおうということは大分広がってきて、全くそういうことがなしで復帰をするというよりは、ほとんどの方が若干のならしの期間は上手に利用しながらというふうになってきたかなと思ってます。

◎米田委員 なかなか大変なことですけどね。職場にとっても、本人の人生からいうても大変な局面なんですけども、焦らずに、ぜひ回復というか目指して、力を尽くしちゃってください。

◎橋本委員 前年度と比べて、4億円ぐらいの減額ということになっていますが、この減額分については退職手当が減ったという話なんですけれども、実際、ちょっと県債が一応2億7,000万円ぐらい膨らんでるじゃないですか。これはどういうことなのかなと。だから、基本的には退職をする方が減ってそれだけ費用が抑えられて、でもなおかつ、昨年度に比べて借金を余計にしてきたということがちょっとわかりづらいので。

◎梶総務部長 冒頭の予算の総括説明の際に申し上げましたけれども、今年度の当初予算を編成するに際して、財源不足が146億円出ましたと、去年より6億円ふえましたと。財源不足に対応するためには、起債、借金をするか基金を取り崩すかであります。どっちに幾ら掛けるかというのは、毎年度の判断をさせていただいております。今年度、平成29年度当初予算においては、基金の取り崩しを去年より減らして、起債、地方債をふやそうという判断をしました。それは借金の水準は比較的 low 水準で、当面の弾力的な財政運営を確保するために基金を確保しなきゃいけないだろうと。なので、そのとき何の借金をふやしているかといいますと、本県では退職手当債をふやすということで財政運用をしています。退職手当債は退職手当に充当できるんですが、今は満額は発行してないのです。退職手当発行可能額の範囲内で発行しておりますので、さらにふやす、あるいは減らすというのは、当該年度の財政運営を見ながら対応させていただいております。

◎橋本委員 基本的な方針としてはわかるんですが、ただ、起債についてはいろんな有利な起債があるじゃないですか。それぞれの形で、多分、状況状況によって起債を借りて運営してるんだろうなと思うんですが、退職債ということになれば、基本的には有利な起債ではなくて、そのまんまが残っていく、プラス利息はふえていくというようなものじゃな

いですか。その辺の判断が、要は基金として持ちこたえてお金を残して、借られるだけ借ろうやという話だと思ふんですが、どうなんでしょうね。

◎梶総務部長 御指摘の有利な起債は、当然、有利な起債だけフルで発行してます。御指摘のように、退職手当債は後年度の償還に対する交付税措置がない起債でございます。我々、資金手当債と呼んでますけど。ですので、財源不足に対応するために委員おっしゃったように、今、基金を崩すのか、あるいは、将来利息も支払うということも含めて起債を借りるのかという判断であります。冒頭申し上げましたとおり、今年度、一般財源総額が少し減りましたので、当初予算の編成において財源不足額が我々が思ったよりも広がったわけです。基金をある程度確保しておくということは、弾力的な財政運営のために必要だろうという思いがありましたので、結論としてはおっしゃったように利子がつく借金をしてでも基金の取り崩しを抑えようという判断をさせていただいて、お諮りをしてるということでございます。

◎橋本委員 知事からいろいろな提案説明の中でも聞いてますのでわかりますけれども、けど本当に積極型の予算というのも余り無理をし過ぎるといかなものかなとちょっと思いましたので、気をつけて財政運営をしていただきたいと思ひます。

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

〈財政課〉

◎桑名委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎菊地財政課長 財政課でございます。よろしく願いをいたします。

まず、平成 29 年度当初予算から御説明をしたいと思ひます。資料ナンバー②と書いてあります議案説明書（当初予算）の 35 ページをお開きいただければと思ひます。

まず、歳入につきまして、主なものを御説明させていただきます。

3 地方譲与税でございますけれども、130 億 9,100 万円を計上しておりまして、前年度比 5 億 3,800 万円の増となっております。これは、1 地方法人特別譲与税につきまして、地方財政計画などを踏まえまして 4 億 4,000 万円の増額を見込んでいることなどによるものでございます。

次に、5 の地方交付税でございますが、歳出特別枠が圧縮されました地方財政計画などを踏まえまして 1,709 億円余りを計上しておりまして、前年度比 20 億 7,200 万円の減ということになってございます。なお、臨時財政対策債につきましては後ほど申し上げますが、10 億円余りの減少を見込んでいることによりまして、地方交付税と臨時財政対策債を合わせました実質的な交付税ベースでは 31 億円余りの減少を見込んでいるということでございます。

次の 36 ページをよろしく願いいたします。8 使用料及び手数料の節の列でございますが、(8) 県営住宅使用料につきましては 5 億 1,800 万円余りを計上しております。これ

は減免件数及び金額がふえたことに伴いまして、住宅使用料が減となったということによりまして、前年度比 3,600 万円余りの減ということになってございます。

次に、10 財産収入でございますが、こちらは財政課が所管しております各基金の利子収入を 9,600 万円余り計上しているものでございまして、金利の低下による減を見込んでおるといふものでございます。

次の 37 ページをよろしく申し上げます。中ほど、12 繰入金でございますが 198 億 6,100 万円余りを計上しております。このうち、財源不足に対応するための基金の取り崩しは、1 減債基金繰入のうち 75 億円余りと 3 財政調整基金繰入の 20 億円。合わせまして 95 億円余りとなってございまして、前年度より 12 億円余りの減となっております。減債基金繰入の残余の 103 億円余りにつきましては、満期一括償還の県債の償還に充てますため、これまでルール分として積み立ててきた額を取り崩すものでございます。平成 29 年度は満期一括償還分が増加いたしますため、55 億円余りの増となっているものでございます。

次に、14 諸収入でございますけれども、次の 38 ページに移っていただきまして、中ほどの 5 収益事業収入でございます。こちらにつきましては 27 億 5,000 万円余りを計上しておりますが、近年の県内の宝くじ販売額の推移を踏まえまして、前年度より 1 億 4,800 万円余りの減となっているものでございます。

次に、15 県債の 15 臨時財政対策債につきましては 202 億円余りを計上しておりますが、先ほど御説明しましたとおり 10 億円余りの減となっているものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。次の 39 ページをごらんいただければと思います。

まず、9 財政費についてでございますが、右側の説明欄で御説明を申し上げます。2 一般管理費でございますが、知事、部局長などの交際費と職員の病休や産休などにより臨時職員を雇う場合に充てる全庁の調整的な経費を計上しているものでございます。

その下、3 財政管理費につきましては、財政課の事務費と部内の総務事務経費を計上しております。

下から 2 つ目の地方公会計システム保守等委託料につきましては、国の要請に基づいて統一的な基準による地方公会計の整備を図るということでございまして、平成 28 年度構築の地方公会計システムの保守管理等を委託するもので、新たに 518 万 4,000 円を計上しております。

次のページをよろしく願いいたします。40 ページの上から 3 つは宝くじ協議会などへの分担金、負担金などを計上しております。

次の職員研修負担金は、当課の新任職員が地方財務協会の実施します地方財政関係講習会を受講する際に負担する負担金などを計上しているものでございます。

次に、上から 5 つ目の事務費につきましては、部内の総務事務の集中化分としての臨時

職員の賃金やコピー代、電話代などを計上しているものでございます。

次に、16 公債費の 1 元利償還費の説明欄でございますが、2 県債管理特別会計繰出金につきましては、地方債の元利償還金等に充てるために県債管理特別会計に繰り出すものでございまして、734 億 5,400 万円余りと、前年度より 33 億 8,800 万円余りの増となっておりますが、これは先ほど歳入のところで御説明をいたしました、全額を減債基金からの繰り入れを財源として行います満期一括償還 55 億 2,900 万円余りの増に伴うものでありまして、一般財源ベースでは 7 億 9,700 万円余りの減となっているものでございます。また、後ほど特別会計の説明の際にも御説明をいたします。

次に、17 諸支出金の 2 基金のうち 1 減債基金積立金につきましては 75 億 9,700 万円余りと、前年度より 8 億 4,700 万円余りの増となっております。こちらは、満期一括償還方式の県債の借りに係ります積立金が増となったものでございます。

次の 41 ページの上から 3 つ、退職手当基金、財政調整基金、及び、職員等こころざし特例基金は、それぞれ運用益を積み立てるものでございます。

次に、3 公営企業支出金のうち 1 電気事業会計支出金につきましては、児童手当に伴う地方負担分につきましては、電気事業会計での所要額を一般会計から繰り出すものでございます。なお、児童手当につきましては、次の病院事業会計支出金においても同様に負担金に計上しております。

3 病院事業会計支出金につきましては 43 億 3,300 万円余りと、前年度より 4 億 4,100 万円余りの増となっております。内訳といたしましては、説明の欄をごらんいただきまして、救急や高度医療、建設改良等に要する経費など繰り出し基準に基づき、病院事業会計に繰り出します負担金が 37 億 2,100 万円余りとなっておりまして、あき総合病院の電子カルテ導入に際して発行した企業債の償還の開始などによりまして、企業債の元利償還金が増額したといった理由により、前年度より 2 億 1,400 万円余りの増となっております。

また、病院事業会計貸付金につきましても 4 億 9,600 万円余りになっておりまして、幡多けんみん病院の医業収益の減少などの理由によりまして、前年度より 2 億 2,400 万円余りの増となっております。

続きまして、県債管理特別会計について御説明をいたします。大分飛んでいただきまして 765 ページをお開きいただければと思います。

まず、歳入、県債管理収入でございますが、上から 3 段目に一般会計からの繰入金 735 億 3,700 万円余りと、その下段、満期一括償還等に伴います借換債 424 億 900 万円を計上しております。

766 ページをお開きいただきまして、歳出でございます。公債費全体で 1,159 億 4,600 万円余りと、前年度より 79 億 6,600 万円余りの増となっております。これは、満期一括償還の増などによるものでございます。

続きまして、平成 28 年度補正予算につきまして御説明を申し上げます。表紙の右上に④と書いてございます議案説明書（補正予算）の資料の 16 ページをお開きいただければと思います。

まず、歳入でございます。歳入につきましては、主なものとしたしまして、地方交付税を 11 億 5,000 万円余り増額することとしております。

17 ページをよろしく願います。12 繰入金の 2 基金繰入金につきましては、2 月補正全体におきまして国の経済対策や予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用して減債基金からの繰り入れ、すなわち取り崩しを 61 億 1,100 万円余り減額することとしております。

次に、15 県債の 16 臨時財政対策債につきましては、9 億 9,000 万円を減額することとしております。これは、普通交付税の交付額の増に伴いまして、臨時財政対策債の発行可能額が減額されたことによるものでございます。

18 ページでございます。歳出を御説明いたします。

まず、2 総務費のうち 9 財政費につきましては、900 万円余りを減額することとしております。これは、知事部局の病気休暇等の職員の代替臨時職員の調整的な経費や委託料の入札残などを減額するものでございます。

次に、16 公債費の 1 元利償還費の説明欄、県債管理特別会計繰出金につきまして、16 億 3,100 万円余りを減額することとしております。これは、特別会計の元利償還金におきまして、借入金利が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

次に、17 諸支出金の 2 基金でございますが、2 億 7,400 万円余りを増額することとしております。これは、運用益の見込みが増加したことにより、積立金を増額するものでございます。

19 ページの 3 公営企業支出金でございますが、3 病院事業会計支出金を 600 万円減額することとしております。これは病院事業の研修費に 600 万円の不用額が発生することから、一般会計から病院事業会計への補助金と同額減額するものでございます。

続きまして、県債管理特別会計について御説明をいたします。また、少し飛んでいただきまして恐縮ですが、356 ページをお開きください。

まず、歳入の県債管理収入でございますが、一般会計からの繰入金を 16 億 3,300 万円余り減額することとしてございます。

次に、357 ページの歳出でございますが、1 元利償還費を 16 億 3,100 万円余り減額することとしております。これは、先ほど一般会計のところでお説明申し上げました特別会計の元利償還金におきまして、借入金利が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

財政課からの説明は以上でございます。よろしく願います。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 当初予算の36ページで、これは土木使用料の県営住宅使用料、これは減免する人が本年度ふえるだろうという、そういう推計で減ちゅうがかね。

◎菊地財政課長 減免の件数、金額ともにふえるだろうという推計で計上しているものでございます。

◎米田委員 それと、全国的に都道府県、前年比、マイナス予算、大体半々ずつぐらいやったと思うんですが、47都道府県中で。増になったところもあるし、高知みたいにわずかですけど減になったと。結局、それは各県の税収見込みが、一つは違いによってそういうプラスマイナスそれぞれ台所事情はそれぞれあると思うんですけど、そういう傾向があって今回の全国的な当初予算の結果になっているんですか。ちょっと参考に。

◎菊地財政課長 私が、まだ子細に把握して分析しているわけでもないですけども、見てみると、やっぱり大きな施設整備が終わったとか、そういった理由があるところもちらほら。例えば香川県なんかそういうことで減額になるであるとか、骨格予算を組むのでといったようなことがあるというような感じは見てとれます。ただ、全体的に税収がとか、そういったところまでの分析は、まだちょっとできておりません。

◎米田委員 高知の場合、景気が回復するということで、県税収入が逆にふえちゅう形になってますよね。その分、地方交付税と財政対策債が減ってます。30億円ぐらい減ちゅうわけやから。それで、前年度からいうたら、マイナス予算にせざるを得なかったのかなという思いがあって、ほかの県は県税収入そのものを減しちゅうところあるわけよね。そういう違いが、結局、景気の回復をどう見るかという違いが各県によってあるのかなと思うんですけど。そういう見方が分かれちゅうんじゃないんですかね。参考に聞きたい。

◎梶総務部長 後で税務課のところでも御議論があるかもしれませんが、当初予算と今回お諮りする2月補正予算の違いがあると思うんですよ。要は、当初予算の見込みがある程度正しかったかどうか。私どもは2月補正予算、後ほど申し上げますが、若干減額補正をお願いをしています。ただ、それはもう誤差の範囲だと思ってます。なので、我々は当初予算と当初予算を比べたら、それが経済動向に連動すると思ってるんですけど、予算割れする県もあります。当初予算で見込んだ額が実際入ってこなかった。そうすると発射台自体が下がってしまったので、その低い発射台から今年度は伸びると見たけれども、当初予算と比べたら減になってると。なので、決算で見ないちょっとわからんですね。と思っております。

◎米田委員 わかりました。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

ここで、休憩といたします。再開は3時10分、15分の休憩といたします。

(休憩 14時55分～15時9分)

◎桑名委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈税務課〉

◎桑名委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎松岡税務課長 税務課でございます。よろしくお願いいたします。

一般会計の平成29年度当初予算案と平成28年度補正予算案、特別会計の当初予算案と平成28年度の補正予算案の4件につきまして御説明を申し上げます。

まず、平成29年度一般会計当初予算案でございます。お手元の資料ナンバー②、当初予算議案説明書の43ページをお願いいたします。

平成29年度歳入予算のうちの県税収入でございます。来年度の税収は、県内景気の回復基調が期待されますことから、本年度当初予算よりも4億8,000万円程度、率にして0.7%増の659億円余りと見込んでおります。

主な税目でございますが、上から3番目の個人の県民税でございます。県内雇用者数の増加傾向が続いておりますことから、均等割、所得割では増額を見込み、また、配当割、株式等譲渡所得割においては、株価の大きな上昇が期待しにくいことから、合わせまして平成28年度当初予算よりも2億7,000万円余り、1.3%減の213億円余りと見込んでおります。

次に、その下の法人の県民税と一番下の法人の事業税。いわゆる法人2税でございます。平成28年度に引き続き県内景気の回復基調が期待されますことから、平成28年度当初と比較しまして、県民税のほうでは5.9%増の24億7,000万円余り、事業税のほうでは5.1%増の131億2,000万円余りを見込んでおります。

次の44ページをお願いいたします。一番上の地方消費税につきましては、平成28年度当初と比較をいたしまして、譲渡割は4,000万円余りの増、貨物割は5,000万円余りの減で、ほぼ横ばいの124億3,000万円余りを見込んでおります。

次の不動産取得税でございますが、近年、課税件数等が持ち直し傾向にございますことから、平成28年度と比較いたしまして、5.2%増の11億8,000万円余りと見込んでおります。

県たばこ税は、近年、課税本数の減少傾向が続いておりますことから、2.7%減の8億5,000万円余りと見込んでおります。

自動車取得税につきましては、エコカー減税基準の切りかえが行われますことによりまして、税額単価の増加が見込まれます。このため11.2%増の6億4,000万円余りと見込んでおります。

一番下、軽油引取税でございますが、軽油を含みます燃料油全体の需要は減少傾向が続

いておりまして 2.1%減の 46 億 8,000 万円余りを見込んでおります。

次の 45 ページをお願いいたします。上から 2 つ目の自動車税でございます。軽自動車への移行も進んでおりますことなどから、長期的に減少傾向が続いておりまして 0.9%減の 76 億 3,000 万円余りを見込んでおります。

次に、下から 5 番目の地方消費税清算金でございます。清算金は、県税に区分されるものではないのですが、一旦国から受け入れました地方消費税は、最終消費地に税収を帰属させるため商業統計や人口、従業者数などによりまして、都道府県間で清算をいたします。これは、高知県が他県から払い込みを受ける額でございます。全国の地方消費税額が減少する見込みであることから 3.5%減の 265 億円余りを見込んでおります。

各税目とも直近の経済状況や個別の変動要因などを加味しながら見込んでおるところでございますが、今後の動向になお注意をしております。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、歳出でございます。

47 ページをお願いいたします。前年度と比較をいたしまして 8,000 万円余りの減、総額 23 億円余りとしております。

歳出の主なものでございますが、右の説明欄に沿って御説明をいたします。1 人件費は、税務課と県税事務所を含みます職員 138 名の給与でございます。

2 の賦課徴収費は、県税を賦課徴収するための経費でございます。賦課徴収費の上から 3 番目、県税等収納業務委託料はコンビニでの県税等の収納業務を収納代行業者に委託するための経費でございます。

2 つ下の職員研修委託料でございますが、税外債権の研修のために日本経営協会に講師をお願いしておりまして、このための経費でございます。この研修は、市町村の職員にも門戸を開いてございます。税外の研修ということです。一方、税のほうの研修でございますが、これは 4 月あるいは 6 月といったときに、初任者向けに研修を行っておるところでございますが、税務課の職員あるいは県税事務所のベテラン職員によって講師をさせていただきますので、経費上は出てきておらないということでございます。

その次に、一番下の全国地方税務協議会負担金というのがございます。さらに進んだ専門研修になりますと、こういった全国組織でありますとか、あるいは総務省の自治大学校などに職員を個別に派遣をいたしまして、人材育成を図っておるところでございます。

2 つ下の債権調査回収委託料は、税外債権につきまして専門知識や回収ノウハウを有する弁護士への外部委託を活用することで、当該債権の回収を促進しようとするものでございます。

次の 48 ページをお願いいたします。2 つ目の地方税電子申告システム運用等負担金は、都道府県が共同で行っております法人 2 税の電子申告システムの運用に要する経費の負担

金でございます。

2つ下の職員研修等負担金でございますが、これは東京税務セミナーという組織がございます。東京都が、やはり徴収関係では非常に全国的にも先進的でございます、そのOBなどが講師を務める団体でございます、ここに職員を2名派遣することを想定して予算をお願いするものでございます。

その下の地方消費税徴収取扱費負担金でございます。地方消費税は、国税の消費税とともに国において賦課徴収され、県に納付されますので地方税法の規定に基づきまして、国の徴収事務に要する経費を負担するものでございます。

次に、3納税促進費は、県税収入確保のために市町村や特別徴収義務者に支払います交付金、あるいは納税促進のための啓蒙活動に要する経費でございます。

2番目の個人県民税徴収取扱費市町村交付金と3番目の軽油引取税特別徴収義務者交付金は、個人県民税の賦課徴収を行います市町村、軽油引取税の特別徴収を行います石油販売業者等に地方税法の定めなどに基づきまして、それぞれ交付金を交付するものでございます。

次の4税務電算事業費は、県税の賦課徴収に係る一連の事務を電算システムで処理するために要する経費でございます。

一番目の電算システム修正等委託料は、税制改正などに伴いまして必要となりますシステム修正等の委託料でございます。

次の電算システム運用管理等委託料は、国や他の都道府県との間で複数税目につきまして税務事務の処理を行うため要する委託料などでございます。

一番下、税務総合システム開発等委託料は、本年度から本格稼働いたしました税務総合システムの運用保守に要する経費でございます。名称は、開発等となっておりますが、3年間の開発を終えまして、本年度からは、5年間の保守になります。保守に要する経費でございます。

次の49ページをお願いいたします。5収入証紙等管理特別会計繰出金につきましては、特別会計の部分で御説明を申し上げます。

次の諸支出金でございますが、収納いたしました県税の都道府県間の清算や市町村への交付、過誤納金の還付などに要する経費でございます。

主なものでございますが、1の地方消費税清算金は、地方消費税の都道府県間の清算に際しまして、高知県が他県へ支払います清算金でございます。先ほど歳入の税収部分で、地方消費税はほぼ横ばいと御説明したところでございますが、精算金の対象となります期間が2月から翌年1月となっております、これで比較いたしますと前年よりも増が見込まれますことから、3億円余りの増としております。

次の2の利子割交付金から7の自動車取得税交付金までは、県税として収納した額のう

ち、一定割合を地方税法の規定に基づき、市町村へ交付するものでございます。このうち5の地方消費税交付金は、清算後の地方消費税額から徴収取扱費を除いた額の2分の1を各市町村の人口や事業所統計の従業者数で案分して市町村へ交付するものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

続きまして、特別会計でございます。748ページに飛びます。平成29年度の高知県収入証紙等管理特別会計の当初予算でございます。自動車取得税と新規登録の自動車税につきましては、地方税法の納付では証紙収入によることとされておりまして、さらに証紙の貼付にかえまして収納計器により税額を表示させる方法によることができるとされておりまして、これに伴う処理につき特別会計で処理をしております。

まず、歳入でございます。証紙収入としまして、10億9,000万円余りを計上しております。内訳としましては、収入証紙売払代金に相当いたします始動票札交付料が10億8,000万円余り。一般会計から繰り入れます収入証紙売りさばき手数料に相当いたします収納計器取扱手数料が800万円余りとなっております。平成28年度当初と比べまして6,800万円余りの増となっております。

次の749ページ、歳出でございます。歳入の10億9,000万円余りの全額を一般会計に繰出金として支出をいたしまして、県税収入とするものでございます。

当初予算は以上でございます。続きまして、平成28年度の補正予算案につきまして御説明を申し上げます。お手元の資料ナンバー④、議案説明書（補正予算）の20ページをお願いいたします。

まず、県税収入の補正につきまして御説明を申し上げます。本年度当初の税収を見積もりました昨年1月時点では、景気回復による税収の増加や税制改正を考慮し見込んでおりましたが、法人の景気回復の影響などが当初の見込みを超えて進行しておりまして、法人2税や個人事業税あるいは不動産取得税などで増収となりました。一方、個人県民税の配当割、株式等譲渡所得割が当初見込み額を大きく下回る見通しとなっているため、全体としては4億円余りの減が見込まれますので、補正をお願いするものでございます。増減の大きな税目につきまして御説明を申し上げます。

上から3番目の個人県民税でございます。9億2,000万円余りの減となっておりますが、右端の説明欄をお願いいたします。本年度の調定額の推移状況などから、均等割、所得割につきましては、ほぼ当初見込みどおりでございますが、配当割については4億3,000万円余りの減、株式等譲渡所得割につきましては5億円余りの減と見込んでおります。

次に、下から3番目の事業税でございますが、景気回復の影響などが当初の見込みを超えて進行しておりまして、個人事業税で1億円、法人事業税で3億2,000万円、合わせて4億2,000万円の増収となる見込みでございます。

次に、22ページをお願いいたします。一番下の地方消費税清算金でございますが、地方

消費税の都道府県間の清算に際しまして、高知県が他県から払い込みを受ける額でございます。実績額が、当初見込みを大きく下回っておりまして 18 億 3,000 万円余りの減となる見込みでございます。

次に、歳出予算のほうの補正について御説明を申し上げます。お手元の資料の 23 ページをお願いいたします。これも主なものにつきまして御説明を申し上げます。

10 税務費につきましては、2,900 万円余りの減としております。

右端の説明欄をお願いいたします。中ほどの 3 納税促進費につきましては、地方税法の定めに基づき交付いたします個人県民税徴収取扱費市町村交付金と特別徴収義務者に交付いたします軽油引取税特別徴収義務者交付金を実績に基づき減額をさせていただくものでございます。

4 税務電算事業費の電算システム修正等委託料につきましては、自動車税環境性能割の開発に対応するための改修費が当初の見込みを下回ったため減額をさせていただくものでございます。

次の 24 ページをお願いいたします。諸支出金でございます。歳入の部分で御説明いたしましたように個人県民税の配当割、株式等譲渡所得割などが当初の見込みを大きく下回りましたことなどから、市町村に支出をいたします交付金や県税等の還付金につきまして 16 億 2,000 万円余りを減額するものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

次に、特別会計でございます。平成 28 年度高知県収入証紙等管理特別会計の補正につきまして御説明を申し上げます。飛びまして 347 ページをお願いいたします。

始動票札交付料が見込みを下回ったため、一般会計繰入金及び始動票札交付料を 9,800 万円余り減額し、合わせて、次の 348 ページの歳出予算のほうで同額の一般会計繰出金を減額しようとするものでございます。

以上で、税務課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 当初予算の 47 ページの債権調査回収委託料は弁護士への委託やと思うけど、何人にどんな積算でこの金額になるんですか。

◎松岡税務課長 今年度から開始いたしました弁護士への委託でございますが、4 名の弁護士に年度当初から 40 件を委託いたしまして、その後、2 件を追加いたしまして、42 件を先ほど申し上げましたように 4 名の弁護士に委託をしております。効果が上がっている旨、12 月の委員会でも御説明をしたところでございますが、そのときは 40 件というふうに御説明をいたしましたが、その後、2 つの課の案件を受けまして、2 月末現在で 42 件中、ちょうど半分の 21 件が全額回収もしくは回収の約束が至ったという状況でございます、来年度は 120 件と拡充をする予定としております。この弁護士への外部委託でございます

が、費目としては委託料となっておりますが、4つの項目に分かれてございます。着手金、それから段階別加算金、それと回収実績に応じるもの。それと実費でございます。これらを全体の件数を120件、3倍ぐらいにしようということで、それぞれ回収率など、困難案件を各課から聞き取りを行いまして、その回収率を想定しながら、全体の費用を見積もったものでございます。

◎米田委員 1人120件で4人分というそういう理解でいいですか。違う。4人で120件。

◎松岡税務課長 4名の方に120件を目指しております。120件一遍にお願いができませんので、年度当初に例えば80件ほどお願いをいたしまして、完結なり、あるいは一定の成果が上がりましたときに入れかえていくようなことを現在は考えてございます。

◎米田委員 平成28年度から始めた事業やったと思うんですが、まだ平成28年度見込みなんやけど、実績と委託料支払い大体どれくらいになってますか。

◎松岡税務課長 平成28年度の当初の予算といたしましては、423万2,000円でスタートいたしました。現在、弁護士のほうから、2月末時点での回収実績が339万2,000円となっております。また、納付約束いただきましたのは、先ほど申し上げました19件でございますが、1,511万円ほどとなっております。おおむね予算の範囲内でお願いができるものというふうにご考えておるところでございます。

◎米田委員 逆に連帯保証人で借りた本人が支払いできないということで、本来のお金払ったけど遅延損害金まで請求されて顧問弁護士を紹介して、今やりとり多分してると思うんですけど、この去年も含めて40件ですか。ことしは120件、弁護士にそういうこの債権をとる場合の選択する基準ですよ。そこら辺はどんなふうにご検討されてますか。

◎松岡税務課長 まず、今年度委託を当初委託を行いました40件につきましては、債権所管課、原課のほうで回収を担当しておったものでございますが、短いもので平成24年度ぐらいから、長いものでは平成19年度ぐらいから、納付のない、いわゆる困難案件となっております。これらを税務課の共同管理の案件といたしまして、税務課でお預かりをしておりましたが、税務課でお預かりいたしますと、4割程度は反応がございまして整理回収が進むのでございますが、残念ながら委託をいたしました40件では税務課におきましても、お約束いただいても守っていただけない。あるいは無反応といった状況が続いておりましたので、そういった案件を弁護士にお願いをするようにいたしました。来年度以降も、いわゆる困難案件をお願いをしたいというふうにご考えてございます。

◎米田委員 わかりました。

それともう一つ。ついでにと言われませんが、個人住民税の特別徴収の通知書に、いわゆるマイナンバーのことですけれど、市町村によって対応違いますよね。例えば、高知市は特別徴収についてのマイナンバー記載はしないという対応されてるようなんですが、全県

的に市町村によって状況がもし把握されておればということと、ひょっとしたら市町村から県に問い合わせとか、マイナンバーどうしましょうかという相談があったりしゅうと思うんですが、その場合、県としては、どんな対応されてるのか。

◎松岡税務課長 実は全く相談がございません。

◎米田委員 ないですか。わかりました。

◎成田市町村振興課長 市町村振興課でございます。

特別徴収義務者、これは民間事業者ということになるわけでございますけれども、市町村が前年の所得に基づいて来年幾ら特別徴収をしてくださいという額を通知をする。それにマイナンバーの記載をしてお示しをしてくださいということが、総務省のほうの地方税法の施行規則に基づいて決められております様式の中で定められております。そういう背景がございますので、我々のほうに御相談は余りはないんですけれども、あったところには総務省からは、こういう規則に定められた事務であるので、適切な対応をしてくださいということの通知をいただいております、そういうことの周知はしております。各市町村が、どういうふうに判断されておるといふ状況につきましては、当課のほうでも把握しておりません。

以上でございます。

◎米田委員 わかりました。そうしたら当然、各市町村の判断が尊重されるべきと思いますし、マイナンバーについては、確定申告も含めて、税の国の対応も厚生労働省も含めて、不利益なり、マイナンバーが記載がないと受け付けないとかいう対応は、それはできませんということ言ってますので、そういう理解をしておきますし、市町村がそれは余り相談なくて、市町村が大まかにはそれぞれ判断されてるといふことなんですね。

◎成田市町村振興課長 市町村振興課です。

そういうふうを考えております。我々のほうからは繰り返しになって恐縮ですが、総務省からは適切な対応をという通知が出てきておりますので、それはお伝えをしておるといふような状況でございます。

◎米田委員 わかりました。

◎三石委員 ②の48ページ。東京都の取り組みが非常に素晴らしいから東京都へということ言われたと思うんですけども、具体的にどういうところが素晴らしい取り組みなのか、ちょっと教えていただいたらと思うんですけどね。

◎松岡税務課長 東京都におきましては、特別機動整理チームというものを設けまして、比較的早期から滞納整理に取り組んでございます。そこの課長だったか課長補佐だったか忘れましたが、その方が今現在、全国でも主流になっておりますヤフーを通じましたインターネット公売、動産の差し押さえをいたしまして、それを会場ではなくて、インターネットで公売しようというシステムなどを開発してございます。また、それ以外にも、いろ

んな事例がやはり東京でございますので、集約をされます。このため、研修資料なども充実しておりますので、これは本県だけではなくて、いろんな団体が東京税務セミナーの書籍を購入したり、あるいはその研修に職員を派遣したりしておるところでございます。

◎三石委員 それは本県でも生かされてますかね。

◎松岡税務課長 派遣しました職員には、必ず報告会を開催をさせて、そこでどういった研修を受けてきたというようなことを、他の職員にも周知するようにしてございますので、投下した経費以上のものが残っていているというふうに考えております。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈市町村振興課〉

◎桑名委員長 次に、市町村振興課の説明を求めます。

◎成田市町村振興課長 市町村振興課でございます。よろしく願いをいたします。

当課より説明をさせていただきます事項は、平成 29 年度当初予算及び平成 28 年度 2 月補正予算でございます。

まず、平成 29 年度当初予算について御説明を申し上げます。資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の 50 ページをお開きください。

まず、歳入予算について御説明を申し上げます。大きな歳入項目といたしまして、平成 29 年度は、次の 51 ページになりますけれども、14 諸収入、4 貸付金元利収入、1 貸付金元金収入といたしまして、自治福祉振興資金貸付金 3 億 9,000 万円余りを計上をしております。歳入の合計は、一番下の計のとおり 4 億 5,158 万 7,000 円となっております。なお、前年と比べまして 5 億 8,223 万 6,000 円減少しておりますが、これは今年度執行いたしました参議院議員通常選挙に係る国からの委託金がなくなったことによるものでございます。

次に、歳出予算について御説明を申し上げます。

52 ページをお開きください。総額が一番上の段の 2 款総務費の欄でございます。11 億 2,148 万 1,000 円となっております。前年度と比較をいたしまして 6 億 4,085 万 9,000 円の減となっております。減となりました主な要因は、参議院議員選挙執行経費及び海区漁業調整委員会委員選挙執行経費がなくなったことによる選挙執行管理費の減によるものでございます。

当課の歳出科目は、総務費の市町村振興費と選挙費の選挙管理費の 2 つがございます。まず 1 つ目、市町村振興費でございます。市町村振興費は、11 億 1,400 万円余りで、前年比 2,100 万円余りの減となっております。主な要因といたしましては、市町村振興宝くじ交付金の 1,600 万円余りの減、自治福祉振興資金貸付金の 1,400 万円の減でございます。

続いて、主な項目について御説明をいたします。52 ページ右の説明欄をごらんください。2 行財政運営支援費につきましては、市町村の行財政運営について、助言支援を行うための経費でございます。

上から3項目めの電子計算事務委託料は、普通交付税等の算定に係る委託料でございます。

一番下の職員研修負担金1万6,000円は、当課の職員の地方財政制度全般に係る研修、あるいは税務に係る初任者研修、あるいは固定資産税の事務の研修といったようなものに職員を派遣するための負担金でございます。

次の53ページをお願いいたします。一番上の広域行政支援事業費補助金は、市町村の広域的な取り組みを支援するもので、市町村で構成する協議会等に対して、事務の共同処理の検討、協議に要する経費として50万円での定額で補助するほか、共同処理の開始に要する経費として、補助率2分の1で200万円を上限に補助しようとするものでございます。

1つ下の項目の市町村等事務処理交付金は、高知県の事務処理特例に関する条例等に基づき市町村長に権限移譲いたしております事務の処理に要する経費について、地方財政法の規定に基づき交付をするものでございます。

2つ下の段に移りまして、3住民基本台帳ネットワークシステム事業費でございます。住民基本台帳ネットワークシステムは、住民基本情報のうち住所、氏名、生年月日、性別の4情報、それから住民票コード、マイナンバーと、それらの変更情報を記録保存をしておるものでございまして、法令や条例に基づく事務における本人確認に利用をしております。住民の皆さんの利便性の向上や自治体における事務の効率化に寄与をしているものでございます。具体的には、年金現況届というものがもう省略をされておりますが、こういったことによりありますとか、パスポートの申請のときに住民票は省略になっております。そういったことに活用をされております。当課の予算といたしましては、システムの運用及び保守に係る経費といたしまして、保守管理委託料を、また、地方公共団体が共同して運営する組織である地方公共団体情報システム機構に対して、本人確認情報の処理事務等に要する経費を負担金として計上をしております。

次に、ページ中ほどより少し下でございます。4市町村財政支援事業費でございます。まず、市町村振興宝くじは、市町村振興宝くじでございますサマージャンボと平成29年度からハロウィンジャンボということに名称が変わるそうですが、今年度までオータムジャンボであったものでございますが、その収益金を公益財団法人高知縣市町村振興協会に交付をするものでございます。市町村振興協会において、各市町村への貸し付けや共同で行う事業の財源として活用をされております。

次の自治福祉振興資金貸付金は、財政の健全化を確保しつつ、地域の特性を生かしたまちづくりを支援するため、市町村等に対して貸し付けを行うものでございます。

続きまして、ページ下のほうにございます2選挙費でございます。

1選挙管理費のうち、右側の説明欄、選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員

会の運営に係る経費を計上しております。

次の 54 ページでございますが、中ほどでございます 2 明るい選挙推進事業費は、将来の有権者でございます小中学生や高校、大学といった若い方々を対象としました出前授業や、若者と議員の意見交換会、あるいは若者を対象とした参加型学習会など各種啓発事業に係る経費のほか、公益財団法人明るい選挙推進協議会に対する負担金などを計上しております。

以上が当初予算についての御説明でございます。

続きまして、平成 28 年度補正予算につきまして御説明をいたします。資料ナンバー④議案説明書（補正予算）の 25 ページをお願いいたします。25 ページでございます。

まず、歳入補正予算について御説明いたします。一番下の計の欄でございますとおり、総額 2,823 万円の減額補正をお願いするものでございます。その内訳は、9 国庫支出金、3 委託金、1 総務費委託金にございます選挙執行管理費委託金の参議院選挙執行管理費委託金につきまして、7,467 万 5,000 円を減額し、一方で 14 諸収入、4 貸付金元利収入、1 貸付金元金収入の自治福祉振興資金貸付金につきまして、当初予算で一部計上漏れがございました 4,644 万 5,000 円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出補正予算について御説明をいたします。26 ページをお願いいたします。一番上、2 総務費にございますとおり、歳出予算といたしまして、総額 2 億 4,875 万 1,000 円の減額補正をお願いするものでございます。主な要因といたしましては、市町村振興宝くじ交付金及び参議院議員通常選挙執行経費の減額となっております。

右側の説明欄で御説明をいたします。まず、11 市町村振興費についてでございます。

1 の行財政運営支援費では、市町村等事務処理交付金の 106 万 1,000 円の減額でございますが、交付の対象となる事務が廃止されたことなどによるものでございます。

次に、2 住民基本台帳ネットワークシステム事業費でございます。本人確認情報処理事務等負担金 696 万 4,000 円の減額につきましては、地方公共団体情報システム機構の平成 27 年度決算の確定により平成 28 年度の負担分が減となったものでございます。

次に、3 市町村財政支援事業費でございます。市町村振興宝くじ交付金の 1 億 3,636 万 1,000 円の減額は、市町村振興宝くじの売上額が当初見込みよりも少なかったことによるものでございます。

次に、選挙執行管理費です。

右側説明欄をごらんください。まず、参議院議員選挙執行経費の 7,467 万 5,000 円の減額でございますが、主なものといたしましては、下に内訳がございまして、選挙公営費負担金 4,048 万 3,000 円が大きなものとなっております。選挙公営費負担金でございますが、参議院選挙は合区になって執行されましたので、高知徳島どちらの県においても請求に対応できるよう選挙公営費負担金を計上しておりました。そういったことがありまして、不

用額も大きくなっております。

それから、27 ページにお移りをいただきまして、海区漁業調整委員会委員選挙執行経費でございます。2,969 万円余りの減額でございます。当該選挙が無投票となりましたことから市町村交付金などに不用が生じたものでございます。

以上が補正予算の説明でございます。

以上で当課からの説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 広域行政支援事業費補助金というのは、どんなことに対応する補助金なんですかね。

◎成田市町村振興課長 市町村の行政事務の広域化等によりまして、事務を効率化をしようということが各市町村で試みられる検討されるということがございます。そういったものに対して支援をしていこうということでございまして、例えば、今年度の実績の例で申し上げますと、中芸広域で構成市町村の戸籍の電子化に伴います戸籍システムの共同利用化といったようなものが開始をされてございまして、その経費に 200 万円補助をしたり、今年度もう一つは、安芸広域市町村圏事務組合に租税債権管理機構が新たに立ち上がりまして、その準備経費に助成をさせていただいたり。それから過去には住民情報システム、電算事務の共同化について、さまざまな中西部電算協議会とかというようところで検討して導入をしておる例もありますので、そういったところに研究をする費用と実際の導入費用に対して補助をしております。

◎横山委員 いろんな効率化を図るためにやってるというのに対する補助なんですけど、県としてお金を出すだけで、広域に対して何か指導とかチェックとか、何かそういうふうなことはしてないということですか。

◎成田市町村振興課長 租税債権管理機構は別にしまして、例えば今回の中芸広域の戸籍事務の共同利用化も、積年の課題でありました馬路村だけが電子化がされてなかったのができるというようなことがありまして、さまざま全国で取り組みがございまして、そういったことの情報提供ということはさせていただいておりますけれども、具体的にここをこうしたらというようなことまではしてございません。

◎横山委員 わかりました。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈統計課〉

◎桑名委員長 次に、統計課の説明を求めます。

◎岡村統計課長 統計課の岡村でございます。よろしくお願いいたします。

統計課の平成 29 年度当初予算について御説明いたします。お手元の資料番号②の議案説明書の 55 ページをお願いいたします。

まず、歳入予算について御説明いたします。9 国庫支出金の 1 総務費委託金は、当課の業務が主に国の統計調査を法定受託事務として行っておりますことから、国からの委託金で総額は 2 億 4,267 万 8,000 円。平成 28 年度当初予算と比べて 1,778 万 5,000 円の減となっております。これは平成 28 年度に実施した 5 年周期の社会生活基本調査と経済センサスー活動調査に係る委託金の減によるものです。なお、平成 29 年度の周期調査は就業構造基本調査が実施されます。

次に、歳出予算について御説明をいたします。

56 ページをお願いいたします。歳出科目は、12 目の統計費で予算総額は 3 億 492 万 1,000 円、平成 28 年度と比べまして 657 万 1,000 円の減となっております。

予算の財源内訳では、歳入で説明しましたように、当課の業務が主に国の法定受託事務でありますことから約 8 割が国費となっております。

課の事業の全体概要を御説明いたします。細目事業は、右の説明欄の 1 の人件費から 60 ページにかけまして 18 ございますが、このうち 3 の住宅・土地統計調査費から 16 の経済センサス費までの 14 の事業の財源が全て国費で国の統計調査ごとに予算を計上しております。それぞれの事業ごとに必要となる統計調査員の報酬や職員の時間外勤務手当である一般職給与費、調査を行う市町村に対する交付金のほか、調査対象者への謝礼や旅費などの事務費を計上しております。細目事業の説明につきましては、新たな調査や予算額が大きな調査を中心に説明をさせていただきます。

まず、最初の 1 の人件費は当課の職員に係る人件費でございます。

2 統計整備普及費の 2 つ目にある統計調査員確保対策事業委託料は、調査員を希望される方の登録や研修などを市町村に委託する経費です。

次の職員研修負担金は、総務省の統計研修所や日本統計協会などが開催する統計に関する研修に当課の職員が参加する際の負担金でございます。

2 つ下にあります国庫支出金精算返納金 1,150 万円は、前年度に受け入れた国費の精算を行うための経費でございます。

次の事務費は、主に統計課で発行しております高知県の姿や県政の主要指標など 6 種類の統計刊行物の印刷等に要する経費です。

3 の住宅・土地統計調査費は、5 年周期の調査で平成 30 年の実施に向けて平成 29 年度は調査単位区の設定を行います。

57 ページに移っていただきまして、4 の労働力調査費では、毎月、県内の約 500 世帯に御協力をいただき、月末 1 週間の就業、不就業の労働状態を調査をしております。

5 の小売物価統計調査費では、毎月約 400 事業所を対象に商品の小売価格、サービス料金、家賃を調査をしております。

6 の家計調査費では、毎月、高知市と宿毛市で合わせて 117 世帯に家計簿をつけていた

だき、世帯の収入・支出や貯蓄などの動向を調査をしております。

58 ページに移っていただきまして、8 の就業構造基本調査費は、5 年周期の調査で今回、平成 29 年に実施されるものです。調査期日は 10 月 1 日で、高知県では約 9,500 世帯の 15 歳以上の世帯員を対象に、就業及び不就業の状態について調査をいたします。毎月の労働力調査に比べまして、サンプル数も多く、より詳細な集計及び地域別の集計が行われます。

11 の毎月勤労統計調査費では、毎月県内の常用雇用者が 5 人以上の約 430 の事業所を対象に、給与や労働時間、雇用の変動を調査しています。また、毎月の調査のほか 7 月には 4 人以下の小規模な約 300 の事業所を対象にした特別調査も行っています。

12 の工業統計調査費は、製造業の実態を明らかにする調査で、従業員数 4 人以上の事業所が対象となります。なお、工業統計調査は、例年 12 月 31 日を調査期日として実施していましたが、平成 29 年調査から調査期日が 6 月 1 日に変更になります。したがって平成 29 年調査は 28 年 1 月から 12 月の実績ということになります。

59 ページに移っていただきまして、14 の商業統計調査費は、商業の実態を明らかにする調査で、卸売業、小売業の事業所が対象となります。平成 30 年調査のための準備経費になりますが、現在、国において産業関連統計の体系的整備等に関する検討が行われており、平成 30 年の商業統計調査についての実施の有無は現在のところ未定ということになっております。

60 ページに移っていただきまして、17 の工業統計補完調査費は、工業統計調査の対象外となった従業者 3 人以下の事業所を対象とする県単独の調査で、今回は平成 27 年度に実施をしております。平成 22 年の工業統計調査の見直しによって、3 人以下の事業所の実態は 5 年周期の経済センサスで把握することとなりましたが、本県では小規模事業者が多く、これまでの工業統計の調査結果でも 4 人以上の事業所と同じ約 1,000 程度の事業所があります。現在、県が進めております産業振興計画の基礎資料とするためにも、5 年の周期ではなく適時その実態を把握していくために実施するものでございます。調査は、民間事業者に委託して実施することとしています。

最後、18 の県民経済等分析事業費は、県単独事業となりますが、景気動向を示す指標として毎月の鉱工業生産指数を作成、公表するほか、県や市町村の経済規模や産業構造等を推計する県民経済や市町村経済統計を作成しています。また、経済波及効果の基礎資料などに活用される産業連関表の作成も行っており、次の平成 27 年産業連関表作成の基礎資料を得るために平成 29 年度は商品流通調査を実施をいたします。具体的には、製造業の対象品目を生産しています県内の約 500 事業所を対象に製造品の受け入れ額、生産額等について調査を行うものです。

当初予算については以上でございます。

続きまして、統計課の平成 28 年度補正予算について御説明をいたします。お手元の資

料番号④の議案説明資料の 28 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、国からの委託金が当初の見込みより少なかったことにより、統計費委託金を 452 万 2,000 円減額するものです。

次に、29 ページをお願いします。歳出につきましては、952 万 2,000 円を減額するものです。そのうち統計整備普及費は、国庫支出金精算返納金が当初の見込みより少なかったことによるもので、労働力調査費、工業統計調査費、経済センサス費の各統計調査費については、先ほど説明しましたとおり、国からの委託費が少なかったことによるものが主な要因となっております。

以上で、統計課の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 県民経済等分析事業費、県単独でやってるといのですが、これが県の経済が何か人口が少なくなる中で縮まず拡大してるというような、そういうデータになるんですか。

◎岡村統計課長 そういった県民経済計算、いわゆる県内の GDP であるとか、1 人当たり県民所得なんかを出す県民経済計算もありますし、それ以外にも説明もしましたが、県内の製造業の生産なんかの動向を調べる鉱工業生産統計というものなんかも入ってます。委員言われるように、経済がどうなってるかというようなことは、主に GDP、経済成長率とかいうことで言いますと GDP に当たりますので、そういったものもこの事業の中でやっています。

◎横山委員 ありがとうございます。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈管財課〉

◎桑名委員長 次に、管財課の説明を求めます。

◎沢田管財課長 管財課でございます。

最初に、平成 29 年度一般会計当初予算案の概要について説明いたします。資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の 61 ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。

中ほどの 1 総務使用料、(1) 庁舎等使用料でございますが、管財課が管理しております本庁舎、西庁舎、北庁舎の目的外使用許可に係る使用料収入でございます。

次に、下から 2 番目、財産収入の 1 財産貸付収入でございますが、職員宿舍の貸付料と管財課で所管する普通財産の貸付料収入でございます。

62 ページをお願いいたします。中ほどの 14 諸収入、5 総務部収入でございますが、主なものは職員駐車場の利用料収入などでございます。

一番下、県債でございますが、庁舎の営繕工事に係る一般事業債などがございます。

63 ページをお願いいたします。歳出の主なものについて御説明いたします。右側の説明欄に沿って説明させていただきます。

1 の人件費は管財課 12 人の給与費でございます。

2 管財総務費の事務費は、文書の收受や発送、設備管理などの業務に従事する非常勤職員に係る報酬と集中管理しております貸し出し用公用車 33 台の維持管理に要する経費などでございます。

3 財産管理費は、県有財産の管理や処分等を行うための経費でございます。まず、船舶等損害保険料は、漁業取り締まり船や浮魚礁といった県有船舶などの事故や災害といった不測の事態に備えるための保険料でございます。

64 ページをお願いいたします。県有施設災害共済基金等分担金は、県営住宅や職員住宅、県庁舎など県有施設の火災等に備える保険料でございます。

県有資産等所在市町村交付金は、国有資産等所在市町村交付金法に基づき県営住宅や職員住宅など県以外のものが使用する県有財産が所在しております市町村に対し、固定資産税にかわるものとして、固定資産税の標準税率と同じ 100 分の 1.4 の額を交付するものでございます。

4 庁舎管理費は、本庁舎、西庁舎、北庁舎等の維持管理に要する経費でございます。

清掃等委託料につきましては、本庁舎等の清掃や駐車場整理業務など 27 件の業務委託に係る経費でございます。

本庁舎等警備委託料、機械設備等保守管理業務委託料につきましては、本庁舎等の警備業務や機械設備、電話交換設備等の保守管理など 6 件の業務委託に係るものでございます。

一番下の庁舎営繕工事請負費につきましては、機構改革に伴います課室の間仕切り変更や庁舎設備の維持修繕のために必要な工事費のほか、平成 29 年度につきましては、議会棟別館のベランダ天井部や手すりなどに老朽化が進んでおり、外壁落下の危険性がございませうことから、その改修工事を。また、築 33 年となります西庁舎の外部避難階段におきまして、さびが多く発生しておりますので、安全性に問題が生じる前にその補修工事を。また、本庁舎正庁棟におきましては、現在、一部箇所にも雨漏りの発生が確認されております。雨漏りににつきましては早目に対応する必要がございますので、防水改修工事をそれぞれ実施する予定としてございます。さらに、南海トラフ地震への備えといたしまして、設置後約 30 年を経過しております西庁舎の非常用発電機につきまして、非常用発電機は一般的には 20 年から 25 年が更新目安とされておりますので、災害時、正常に機能を発揮できますよう事前の更新工事を実施いたします。

65 ページをお願いいたします。職員研修等負担金は、庁舎管理に必要な防火管理者研修などに参加するための負担金でございます。

管理費につきましては、本庁舎等に係る光熱水費や修繕等に要する経費でございます。

次に、県有建築物南海トラフ地震対策基金でございます。この基金は、運用を会計管理者に依頼して行ってございますが、その運用益等を同基金に積み立てるものでございます。

66 ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。庁舎営繕費として1億1,711万6,000円を計上してございます。内容につきましては、先ほど御説明いたしました庁舎の営繕工事に係る経費でございます。いずれの工事も設計工事に日数を要しますことから、債務負担行為をお願いしてございます。

続きまして、過年度議決に係る債務負担行為について御説明いたします。ちょっと飛びますが、698 ページをお願いいたします。上から3段目の本庁舎の電気料金でございます。本庁舎の電気料金につきましては、9月議会におきまして債務負担の議決をいただき、平成29年1月に一般競争入札を実施しました結果、いわゆる新電力、伊藤忠エネクス株式会社でございますが落札いたしました。現在、平成29年4月から平成30年12月までの間の電力受給契約締結のため事務を進めているところでございます。

以上、管財課の平成29年度当初予算額は10億8,040万8,000円となっており、前年度予算と比べ、1億8,793万5,000円の増額となっております。増額となりました主な要因は、先ほど御説明いたしました庁舎の営繕工事費のうち、2億3,900万円万円余りが平成28年度の債務負担行為の現年化によるものとなっているためでございます。

一般会計は以上でございます。

次に特別会計でございます。768 ページをお願いいたします。特別会計土地取得事業土地開発基金管理費でございます。3財産収入は、基金の運用益でございます。

769 ページをお願いいたします。説明欄の管理費は、土地開発基金で新たに土地を購入する必要が生じた場合に備え、測量登記の委託経費などを計上しているものでございます。当初予算案は以上でございます。

次に、補正予算案について説明いたします。資料ナンバー④の議案説明書（補正予算）の30 ページをお願いいたします。

歳入予算でございますが、9国庫支出金と15県債につきましては、歳出予算の増減に伴うものでございます。

次に中ほど、財産収入、1財産貸付収入でございますが、これは当初予算で計上しておりました職員宿舍等貸付料につきまして見込みが下回ったためでございます。

(29) 証券利子収入は、県が保有します四国電力株の配当につきまして、当初予算では見込んでおりませんでしたけれども、平成27年度末に配当がございましたので補正するものでございます。

31 ページをお願いいたします。説明欄、1庁舎管理費のうち、下から2段目の耐震診断委託料につきましては、厚生棟の耐震診断に係る経費でございますが、想定していた範囲以上に掘削が必要となりましたので87万3,000円の増額をお願いするものでございます。

その他、本庁舎等の清掃警備委託料、機械設備等保守管理業務委託料、庁舎営繕工事請負費などにつきましては、契約に係る入札残及び管理経費が見込みを下回ったことによる減額でございます。

続きまして 33 ページをお願いいたします。庁舎管理費に係る繰越明許費の追加をお願いしております。厚生棟耐震診断委託料 388 万 2,000 円につきましては、診断に必要な文化庁の掘削許可について、調整に日時を要したことなどから 294 万 3,000 円を繰り越すものでございます。なお、業務は平成 29 年 5 月末の完了を予定しております。

以上で平成 29 年度当初予算、平成 28 年度補正予算の説明を終わります。

続きまして、条例議案について、議案補足説明資料により説明をさせていただきます。お手元の資料の管財課の赤いインデックスのついた債権管理条例（案）についてという資料をごらん願います。

12 月の総務委員会におきまして、条例のたたき台として、本県の債権管理や税外未収金の状況など条例制定が求められている背景と検討中の条例案の構成と概要、報告させていただいたところでございます。その際、条例の方向性について、一定の御理解をいただきますとともに、この取り組みを市町村にも波及させる方向で検討してはどうかとの意見をいただいております。その後、条例案の条文等について法令担当課とも調整の上、検討を加え、今議会に条例議案として提出いたしましたので、御説明をさせていただきます。

提出いたしました条例議案につきましては、前回御説明させていただきました内容、総合型の条例とすること。上限額を設定すること。消滅時効が完成した債権について、一定の要件を付した上で放棄できることなど、変わった箇所は全くございませんが、改めて概要を説明させていただきます。

2 の（1）対象とする債権をごらんください。条例の対象とする債権は、県税を除きます県の債権全てを対象といたします。債権の区分の表にございますように、県の管理する税以外の債権はその法的な性格により大きく 2 つに分かれ、1 つは民法などの法律が適用される、いわゆる私債権ともう一つは、それ以外の使用料などの県の歳入に係ります債権、いわゆる公債権でございます。公債権につきましては、さらに行政代執行にかかる費用のように、法律により国税などと同様の自力執行権や調査権が認められております強制徴収公債権と高校授業料のような自力執行権、調査権の認められていない非強制徴収公債権とに分けることができます。

また、自力執行権、調査権の有無とともに、これらの区分により、大きく異なる点は、時効の取り扱いでございます。公債権は、自治法に基づきまして消滅時効期間は 5 年でかつ同時に債権が消滅しますが、私債権につきましては、消滅時効の期間は債権の種類により異なることに加えまして、時効期間が経過しても債務者からの時効の援用がなければ債権が消滅しないということが大きな違いでございます。債権の区分によりまして、法律上

の取り扱いが異なる部分がございますので、条例でも、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権などに区分した上で取り扱いを定めることとしております。

次に、条例案の構成について3ページの別紙をごらん願います。第1条から第5条までに債権管理の基本姿勢、第6条から第13条までが債権の回収について、第14条で債権の放棄について、第15条で議会への報告を定めております。第11条から第13条までは理念的な規定や、既に地方自治法や高知県財産規則などに定めがある条項のうち、重要な事項を条例の規定として定めるもので、前回御説明しましたとおり総合型の条例といたしております。

2ページにお戻り願います。次に、この条例のポイントについて御説明をさせていただきます。まず、第14条に定めます債権の放棄でございます。条例に基づき放棄できる債権について上限額を定めております。4ページの税外未収金の一覧表をごらん願います。本県の税外未収金の現況を一覧表にしたものでございます。本県の税外未収金には、奨学金や県営住宅の家賃など1件当たりの債権額が少額なものがある一方で、1件で10億円を超えるような債権もございます。2ページのほうにお戻り願います。こういった本県の実態を踏まえまして、包括外部監査でも高額な債権放棄の妥当性は議会の審議を経て判断すべきである旨の御意見をいただいておりますところから、権利放棄の是非をより慎重に扱うため条例によって放棄できる額に上限を設定いたします。上限の額につきましては、地方自治法第180条によります知事が専決できる損害賠償の額は1件500万円以下とされていることに鑑みまして、当該債権及びこれに係る遅延損害金等の合計額が500万円以下の場合に放棄できるものとし、大量反復して同様の債権が発生することが想定されます一般的な債権のほとんどのケースは対象になるものと考えております。なお、上限額を超えた債権を放棄しようとする場合は、これまでどおり議会の議決が必要となります。

次に、上限額を設定した上で、放棄できる債権の要件と考え方を表に整理してございます。私債権につきましては、消滅時効の期間が経過した債権でも債務者から時効の援用がなければ消滅しませんが、一方で、援用さえあれば直ちに消滅する、すなわち裁判になれば必ず負ける、経済的価値がほとんどない債権でございますので、効率的な債権管理の観点から放棄できる規定を設けております。ただ、本年度税務課で実施しております債権回収についての弁護士委託業務におきまして、消滅時効の期間が経過している場合でありましても、支払いの意思を示した例も多かったこと。また、これまで債権管理が十分でなかったケースも考えられますので、放棄に際して、最終的な確認を行う意味で一定の要件を定めております。要件につきましては、他県の例も参考に国税徴収法、地方税法におけます執行停止の要件と同様のものとしたけれども、一方で放棄の対象となる債権は先ほども説明しましたとおり既に消滅時効が完成しており、債務者から時効の援用があれば直ちに消滅すること。さらに私債権が対象となりますので、債務者の同意がなければ十

分な調査もできないことなどから、調査などに過重な手間やコストを伴わずに運用できるものとなるように、3つ目の要件につきましては、所在不明のみを要件といたしております。

5ページをお願いいたします。平成27年度末時点の税外未収金の滞納状況を整理したものでございます。先ほど申し上げました消滅時効の経過による債権放棄の検討対象となる税外未収金は、下から2段目の小計の欄、非強制徴収公債権と私債権合わせて1万4,158件、52億7,000万円余のうち、消滅時効期間が経過しております4,164件、3億1,500万円余。件数で29%、金額で6%が検討の対象となります。

2ページのほうに再びお戻り願います。表の下段、次に非強制徴収債権のうちの条例欄、第14条第1項第1号に定めました条例案第11条に基づきます徴収停止の措置をとっても履行が困難な債権の放棄でございます。徴収停止の措置につきましては、既に地方自治法、高知県財産規則に規定がございますが、停止した後の取り扱いにつきましては定めがなく、現状では債権が消滅するまで管理を継続する必要がございます。そのため債権管理の効率性の観点から生活困窮など、徴収停止の要件に合致する状態が一定期間継続する場合には、放棄できることといたしました。また、一定期間の考え方につきましては、国税徴収法、地方税法では3年経過して同様の状態の場合は債権が消滅するとされておりますので、その期間の考え方に準じまして、3年といたしております。

次の2項目は、第14条第1項2号、3号に定めております、いわゆるみなし消滅した債権の放棄でございます。みなし消滅と申しますのは、国の債権管理事務取扱規則に倣い、高知県財産規則に規定がございます本人の破産や本人の死亡など実質的に債権の行使が著しく困難な債権につきまして、会計上の不納欠損処理を行うことができるという取り扱いでございます。ただ、みなし消滅の処理を行いましても、法的には債権が存在いたしますので、財産規則では別途、整理簿で管理することとされております。みなし消滅の実例はほとんどございませんけれども、実質的な債権としての価値は消滅しており、管理する意義に乏しいと考えられますので放棄できることといたしました。

次に、第15条に定める議会への報告について御説明をさせていただきます。この条例に基づき放棄しました債権については、その概要を議会に報告することといたしております。権利の放棄は自治法第96条によります議決事項とされておりますが、条例に特別の定めがある場合は放棄可能とされており、本条例で債権放棄を可能とする条項を設けようとするものでございます。本来は議決事項であることに鑑みまして議会へ報告する規定を設けております。報告につきましては、毎年度取りまとめの上報告を行い、内容につきまして各所管の委員会で説明するようになりたいと考えております。

以上で管財課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 まず、後先になるかもわかりませんが、債権管理条例について、お聞きします。13条の免除規定についてです。消滅時効が非強制徴収債権については、公債権でありますので、要は5年で一応切れてしまいます。そうなったときに、例えば10年を経過した後という免除の規定がありますが、これはどういうことなのか具体的に教えていただきたい。

それから、もう一つ私債権について援用の問題です。実際、消滅時効が発生した場合、援用すれば払わないという、払わなくても構わないというような考え方もありますが、先ほどちょっと課長のほうも言われましたけれども、払いたいという権利もあるんです。そこは国税徴収法の執行停止の要件に当てはめて、ものを考えるということになれば、基本的にはこの債権そのものは、ずっとやっぱり管理をしていかなきゃならないということの意味合いなんでしょうか。その辺ちょっと教えていただければ有り難いと思いますが。

◎沢田菅財課長 第13条の免除の規定につきましては、地方自治法施行令の171条の7に既に定めがございます。無資力、またはこれに近い状態にあるため履行延期の特約または処分した債権について云々という条文に基づきます免除の規定で、これまでと変わった取り扱いをするということではございません。

それともう一つ私債権の援用の部分でございますけれども、今回、時効期間が経過しているにもかかわらず管理を続けている債権について、放棄をすることができるという条項を設けましたけれども、要件を定めましたのは、なお、本人に支払いの意思がある場合が委員おっしゃるようでございます。ことし、弁護士委託による調査を行いました際にも、消滅時効が経過した債権16件のうち7件支払いますという返事がございましたので、そういった確認の意味も含めて要件を定めることとしておりますので、そういった場合は放棄することはできる規定でございますので、当然お支払いいただくということになると思います。

◎橋本委員 ということは徴収停止をした段階で、ずっと永続的に債権管理をするということに、言いかえればなるわけですか。

◎沢田菅財課長 徴収停止をした場合は、その状態が継続するということが要件となっておりますので、3年経過をして自動的に債権が消滅するのではなくて、そのときに徴収停止の状態、要件が継続しているということが要件になります。

◎橋本委員 なるほど。わかりました。

次に予算です。債務負担行為なんですけれども、先ほどのちょっと説明を聞きますと庁舎の営繕費ということで、平成29年度予算に、庁舎の営繕工事請負費ということで2億5,000万円ぐらい組んでるんですね。この説明は一応前の債務負担行為の要は余ったじゃなくて繰り越しをする分を、この予算の中に入れたという説明だったと思うんですが、それでよろしいですか。違うんですか。

◎**沢田菅財課長** 昨年度、債務負担をお認めいただいた経費の現年化ということでございます。

◎**米田委員** 去年の6月議会で梶総務部長にうちは税務行政について質問をして、部長自身も生活が困窮している納税者について、生活の再建しながら納税をしていただくという配慮が要するという答弁もされ、もとより生存権まで脅かすような税の徴収というのはあってはならないということで、知事も同じような表明をされ、梶部長もそういう態度表明されたわけなんですけど、これは直接、税は入ってませんが、この条例の徹底に当たっても、そういう姿勢はぜひ貫いていただきたいということを思うのと、この条例、施行に当たって教訓的なのが滋賀県の野洲市というところ。市長が誰やったか忘れちゃったんですが、ここは滞納というのは住民のSOSだということで、ここはこの条例を制定するに当たって債権をどう管理するか解消するかということと同時に、市民の生活再建をどう図るかということで、できるだけ生活再建を図るためにいわゆるケースワーカー的な仕事をされてるわけですね。そういうことも含めて、私は債権管理条例を生かすべきだというふうに思うんですが、この施行に当たって部長に直接ちょっと聞きたいんですけど。

◎**梶総務部長** まず、徴収に当たっての姿勢は、税と同様の姿勢をもちろんとります。むしろ税外債権は税ほど会計管理あるいは回収が不十分だったという反省でございますので、お困りになってる県民の方に対する回収のスタンスについては税のレベルを超えることはないということでございます。

それから、野洲市の事例、私も仄聞をしたことがございます。大変参考になる取り組みとは承知をしております。私どもの県民の皆様の福祉の充実という観点では、別途、日本一の健康長寿県構想でこの債権管理条例とはかかわらず取り組みをさせていただいておりますので、その取り組みをこの条例ができたから弱めるつもりは毛頭ありませんので、そちらのほうはそちらのほうでしっかりやらせていただきたいと思っております。

◎**米田委員** 部長の言われるとおりで、しかしこれから債権管理条例、高知市らはできますよね。幾つかできているんですが、全市町村でつくるということになると、そういう基本姿勢もしっかりした上で市町村の条例化について、やっぱり支援をしていくということが要ると思うんです。部長のそこら辺の決意といいますか。

◎**梶総務部長** 12月議会での御指摘もありましたので、市町村にはこの条例御議決いただきましたらお知らせをしたいと思っております。その際にかつての議会で、こういうやりとりがあったということも含めてお知らせをしたいと思っております。

◎**米田委員** よろしくお願ひします。

◎**横山委員** 補正予算のほうの31ページの清掃等委託料ということで、960万円減額というか入札残というふうに聞いたんですけど、これ大体この清掃とあって人のお金なんかなくて想像するんですけど、もともと大体どれぐらいの予定価格でどれぐらい何%ぐらいに

なっとなかというのはあるんですかね。

◎**沢田菅財課長** 委託経費につきましては、清掃につきましては、県が標準的な積算モデルを定めておまして、それに基づきまして各庁舎の実態を踏まえた予算見積もりをしております。それで結果、入札によってかなり低額で落札をするということがございます。警備等の人件費がほとんどを占めるような委託契約につきましては、仕様書に基づきまして個別に積算して見積もりをしておる状況でございます。それも結果、入札によって金額が近い金額であったりとか、かなり安い金額であったり、さまざまでございます。

◎**横山委員** 最低価格というのは別に設定してるわけではないんですか。

◎**沢田菅財課長** 最低価格を設定しております。

◎**横山委員** 最低価格設定された中で、そのいっぱいいっぴいでというようなことなんですか。

◎**沢田菅財課長** 清掃などの例で申しますと最低制限価格を下回って失格する例もございます。

◎**横山委員** 自分たちの人間を安く使うのもいかんことやし、逆に言うたら、ちょっと人数を減らして清掃のところをとなかというのはならん、そういうふうなことじゃなくて、しっかりした仕様のもとでやられているというようなことで大丈夫ですかね。

◎**沢田菅財課長** 委託業務につきましては、仕様書でやっていただく業務の内容を示しておりますので、それが欠けることはないと思っております。

◎**横山委員** わかりました。

◎**桑名委員長** それでは、質疑を終わります。

〈政策企画課〉

◎**桑名委員長** そしてここで政策企画課の説明がございます。三石委員が言ったやつですね。

◎**松岡政策企画課長** 改めて、平成 29 年度当初予算の札所寺院測量調査等委託料について御説明をさせていただきます。

お配りいたしました資料のまず 1 のほうの世界遺産登録に向けた取り組みの概要のほうをごらんください。こちらにも記載しておりますが、世界遺産登録に向けましては国から保護措置が一つの大きな課題であるという御指摘もいただいているところでございます。このため丸の 2 つ目に記載しておりますが、四国 4 県共通の取り組みとしまして、文化庁とも協議をして作成した以下の基準に該当する札所寺院について、各県が順次、文化財保護法の「史跡」に指定を受け保護を図ることとしているものでございます。こちらのほうの取り組みが平成 26 年に決めたものでございまして、具体的にはこちらに記載してありますが、『四国遍礼名所図会』等の江戸時代の絵図と比較して場所の移動がないこと。2、境内の景観や建物配置などの構えが大きく変化していないこと。3、現在の本堂・大師堂が昭和

27年以前のもので木造、これについてまずは進めていこうということになっております。

丸の3つ目に記載しておりますが、これを満たす本県の札所寺院は16カ寺のうち4カ寺となつてまして、特にこの国分寺のほうはもう既に指定済みということで、竹林寺、清瀧寺、それから最御崎寺ということで取り組みを進めているところでございます。

ここで2ページ目をちょっとあけていただきまして、既に竹林寺と清瀧寺につきましては本年度までで測量と、それから文化財、こういった古文書があるかとかいった調査については終わってございまして、上の2つがその2つの寺なんです、平成29年7月に意見具申をしまして、その後10月に諮問・審議がございまして11月には答申があり、さらに明けて2月には官報で告示され指定される予定で動いています。残り今回の予算につきまして、残りしました最御崎寺のほうの、まずは来年度測量をし、平成30年に具体的な、先ほど言いましたけど、どんな工芸品だとか古文書だとか、石造物など歴史的な価値の内容について調査をした上で、平成31年に同じような手続をとっていくという格好で進めているものでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、こういった中で2の予算の内容についてごらんいただきたいと思っております。来年度のこの予算でございまして、まず447万1,000円が2つ内訳がございまして、1つは、この発注のための設計書の作成と施工管理を建設技術公社のほうに随意契約で委託をしてみたいと考えております。その後、そちらのほうでつくられる設計書をもとに、札所寺院、県内の測量コンサルタント会社8社、これまでの実績でいくと8社なんです、指名競争入札にかけていきたいと考えております。

次に、②のほうに記載してありますが、この測量調査委託の内容につきましては、土地境界立会、保護される寺院の境内地及び建物等の測量、用地平面図の作成、所有者確認に必要な公図等連続図の作成などの内容となつておりまして、標準的な工期については4カ月を予定しているものになっております。

予算の額の妥当性なんです、こちらにも記載しておりますが、これまでの実績、下のほう清瀧寺と竹林寺については実施の単価ということで、それぞれが平米当たり292円、356円となっております。今回が243円なんです、建物の数とか、境界確認の必要な近隣所有者の数が違いますので、単純には比較はできないということではあります、低い単価であることと、もう一つは建設技術公社のほうにも意見をいただきまして、この金額であればという御意見もいただいておりますので、我々は妥当であると考えているところでございます。

十分な御説明ができませんでしたが、以上で説明をさせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

続いて、総務部から3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けるといたします。

〈人事課〉

◎桑名委員長 最初に、職員の懲戒処分について、人事課の説明を求めます。

◎西村人事課長 よろしく願いいたします。

お手元の総務委員会資料、人事課のインデックスのついた報告事項の1ページをお願いいたします。

部長から総括説明で申し上げましたとおり、昨日付で2名の職員を懲戒処分といたしましたので、懲戒処分の公表基準に沿って御報告をいたします。

まず1件目、職員倫理条例等違反に関する懲戒処分でございます。処分を受けた職員は、中央東林業事務所、主幹、矢野章仁、44歳でございます。

処分の事由は、自己の借金返済を目的に、平成28年3月に担当する事務の契約相手方の職員に対して、250万円を、また、同年12月に担当する補助金の交付先である事業者の役員に対して、100万円の金銭の貸し付けを依頼したものでございます。

今回の事案は、平成28年12月に金銭の貸し付けを依頼された事業者が、その事実を別の県職員に話したことから発覚したものでございます。平成28年3月の借金は、親族が立てかえて完済し、平成28年12月の借金は弁護士に依頼をして、最後はなくなっており、現在借金は親族に対するものしかないと聞いております。

なお、貸し付けの依頼は相手方に拒否されたため、実際の貸し付けは受けておりませんが、依頼した相手方は職員倫理規則に規定する利害関係者に該当し、利害関係者に対して金銭の貸し付けを依頼することは、職員倫理条例及び規則に違反するとともに、官民協働で県政を推進している中であって、公務内外に及ぼす影響が大変大きく、県民の県政への信頼を大きく裏切るもので、その責任は極めて重大でございます。

職員のこの行為は、職員に法令等に従う義務を定めております地方公務員法第32条及び職員の信用失墜行為を禁止しております同法第33条の規定に違反するものでありますので、処分の内容といたしましては、3月7日付で停職3月間の懲戒処分といたしました。

なお、この職員は、平成28年の夏ごろに弁当代として、他の利害関係者から2回、合計2,000円の金銭の貸し付けを受け、これを返済しておりますが、これも倫理条例に違反する行為でございますので、処分内容の決定に当たりましては、この事情も考慮に加えております。

処分を受けた職員は、こうした行為が公務員倫理上いけないことであり、職員の信用を傷つけることは理解している。利害関係のある方に対して、収賄と見られるような行為をしてしまい重大さは理解しておると。機会をいただけるのであれば、信頼回復に努めてま

いりたいと申しとおるところでございます。

濟いません、次のページをお願いいたします。

2 件目、職員のセクシャルハラスメント行為に関する懲戒処分でございます。

処分を受けた職員は、水産振興部のチーフ級の職員でございます。

処分の事由は、12 月 22 日に酒に酔った上で同部の女性職員の脇腹をさわったり、胸のサイズを聞くなど不適切な発言を行ったほか、バス停に向かう途中の公道上で本人の同意を得ることなく抱き寄せるなどして、当該職員の尊厳を深く傷つけたものでございます。

セクシャルハラスメントを含めたハラスメント行為については、通知、研修その他において再三注意喚起をしているにもかかわらず、このような言動に及んだことは、県民の県職員に対する信頼を大きく損なうものであり、その責任は極めて重大でございます。

このことは、職員の信用失墜行為を禁止しております地方公務員法第 33 条の規定に違反するものでありますので、処分の内容といたしましては、昨日 3 月 7 日付で減給 10 分の 1、6 月間の懲戒処分といたしました。

この職員につきましては、セクシャルハラスメントは認識していたにもかかわらず、酒に酩酊して相手の女性に不快な思いをさせたのであれば大変申しわけないというふうなことを申ししております。

これらにつきまして、改めて県民の皆様におわび申し上げます。また、昨日付で総務部長通知を行いまして、職員は率先して法令を守るべき立場にあること。倫理行動基準を常に遵守して行動すること。特に与えられた権限の行使の対象となる利害関係者に対する違反行為については、官民協働で県政を推進している中であって、公務内外に及ぼす影響が大きいことを十分認識すること。ハラスメントは、個人の尊厳を傷つけ、就業意欲を低下させるだけでなく、職場環境の悪化につながる重大な問題であることを十分認識することなど、公務員倫理の確立とハラスメントの防止について、いま一度、徹底したところであります。引き続き県民の皆様への県政に対する信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

委員長から一言申し上げますけども、今年度は本当に不祥事が多い年でございます。また、今回の両事案は、本当に気の緩みとか、緊張感がなくなったものだと思っております。二度とこういったことがないように綱紀肅正に努めてもらいたいと思います。そしてセクシャルハラスメントもパワーハラスメントも、こうやって言ってくれた方というのは本当にいいと思いますし、これが闇に葬られないように、上がってくるような仕組みというものをしっかり築いていって、そしてこういった案件が、もう二度と出ないような体制を築いていただきたいと思います。

委員長のほうから一言申し上げたいと思います。

以上でございます。

そしたら、次の件はまだ時間がこれかかる説明もかかると思いますので、これは、あすにしたいと思います。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、あす行いたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、以後の日程については、あすの午前 10 時から行いますので、よろしく願いをいたします。

本日の委員会は、これにて閉会といたします。お疲れさまでございました。

(16 時 50 分閉会)